

はじめに

本町では、平成30年3月に「川西町第3次障害者計画」を策定し、「地域で自分らしく生きることができるまちの実現」を目指し、各種障害者施策を実施してまいりました。

また、令和3年3月には「川西町第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画」を策定し、障害のある人が必要とするサービス提供の体制整備について取り組んでまいりました。

この間、国においては、障害のある人に関わる様々な制度の改革に向けた検討、法整備が進められ、障害に対する理解は着実に醸成されてきており、障害のある人やその家族を取り巻く環境が変化してきています。

こうした状況を踏まえ、今後の更なる障害者福祉の充実を目指すため、本町では「川西町第4次障害者計画 第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画」を策定しました。

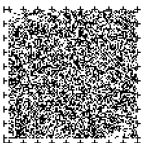
本計画の基本理念である「みんなが共に安心して暮らせるまちづくり」の実現にあたっては、地域住民、関係機関、事業者との協働・連携が必要となりますので、地域住民の皆さまや関係者の皆さまにはより一層のご理解とご協力をよろしくお願い申し上げます。

最後になりましたが、本計画策定にあたり、貴重なご意見・ご助言を頂戴した計画策定委員の皆さま、各種アンケート調査にご協力頂きました皆さまに心より感謝申し上げます。

令和6年3月

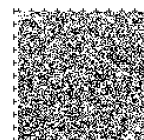
川西町長 小澤 晃広

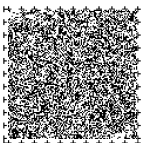




目次

第1章 計画策定の趣旨	1
1. 計画策定の目的	1
2. 障害者支援や障害福祉をめぐる動き	2
3. 計画の位置付け	3
4. 計画の期間	4
5. 障害のある人の定義	4
6. 計画の策定体制	4
第2章 障害のある人を取り巻く状況	5
1. 人口の推移	5
2. 障害のある人の動向	6
3. アンケート結果の概要	11
4. 第3次障害者計画における主な取組と課題	32
第3章 計画の基本的な考え方	38
1. 計画の基本理念	38
2. 計画の基本目標	39
3. 施策の体系	41
第4章 障害者福祉施策の方向と展開（第4次障害者計画）	42
1. 共に支え合う地域共生社会の実現	42
2. 安心して暮らせる支援体制の強化	46
3. 働く場と機会の充実	50
4. 保健・医療体制の充実	52
5. 共に学び、育つ環境づくり	54
6. すべての人にやさしいまちづくり	57
第5章 第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画	61
1. 国の基本指針とサービス体系	61
2. 基本指針に基づく目標値	64
3. 障害福祉サービスの見込みと確保策	72
4. 障害児支援の見込みと確保策	93
第6章 計画の推進のために	96
1. 計画の推進	96
2. 計画の評価	96
参考資料	97
1. 川西町障害者計画等策定委員会設置要綱	97
2. 川西町障害者計画等策定委員会 委員名簿	98





第1章 計画策定の趣旨

1. 計画策定の目的

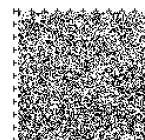
我が国における障害者支援に関する制度や施策の考え方は、「障害者の権利に関する条約（以下、「障害者権利条約」という）」に大きく影響を受けています。障害者権利条約は、障害者の人権及び基本的自由の享有を確保し、障害者の固有の尊厳の尊重を促進することを目的とした条約で、平成 18（2006）年 12 月 13 日に国連総会において採択されました。日本は、翌年同条約に署名し、批准に向けた国内法の整備が進められました。

平成 23（2011）年に「障害者基本法」の大幅な改正が行われ、「全ての国民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会」の実現という新たな目的が掲げられ、地域社会における共生、差別の禁止（社会的障壁の除去）等の基本原則が規定されました。障害者の定義についても、「障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」と改め、心身の障害そのものが問題なのではなく、障害により日常生活や社会生活が妨げられる社会の側に問題があるという「社会モデル」に基づく考え方へと転換が図られました。

このような様々な法整備や制度改革を経て、平成 26（2014）年に条約に批准し、その後も国により引き続き障害福祉向上に向け、施策の見直しや新たな制度の検討が行われています。

本町では、平成 30（2018）年 3 月に「川西町第 3 次障害者計画」を、令和 3（2021）年に「川西町第 6 期障害福祉計画・第 2 期障害児福祉計画」を策定し、安心して自分らしく自立した生活を送ることができる地域社会の実現に向け、様々な障害者施策を展開してきました。

このたび、「川西町第 3 次障害者計画」、「川西町第 6 期障害福祉計画・第 2 期障害児福祉計画」が令和 5（2023）年度をもって期間満了となることから、障害のある人を取り巻く状況の変化や国の新たな動きを踏まえ、新たに「川西町第 4 次障害者計画 川西町第 7 期障害福祉計画・第 3 期障害児福祉計画」（以下、「本計画」という）を策定します。

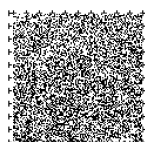


2. 障害者支援や障害福祉をめぐる動き

前計画の策定に前後して、障害のある人に関わる様々な制度の改革に向けた検討が進められ、多くの関係法令が可決・成立しました。

「川西町第3次障害者計画」（平成30（2018）年）策定以降の主な法制度の制定・改正状況は下記の通りです。

平成30年4月	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律および児童福祉法の一部を改正する法律 施行
平成30年6月	障害者による文化芸術活動の推進に関する法律 施行
令和元年6月	成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律 施行
令和元年6月	視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律 施行
令和2年4月	改正障害者雇用促進法 施行
令和3年4月	地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律 施行
令和3年5月	障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の一部を改正する法律 改正（令和6年4月1日 施行）
令和3年9月	医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律 施行
令和4年5月	障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション推進法 施行



3. 計画の位置付け

- 障害者計画

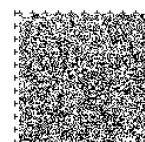
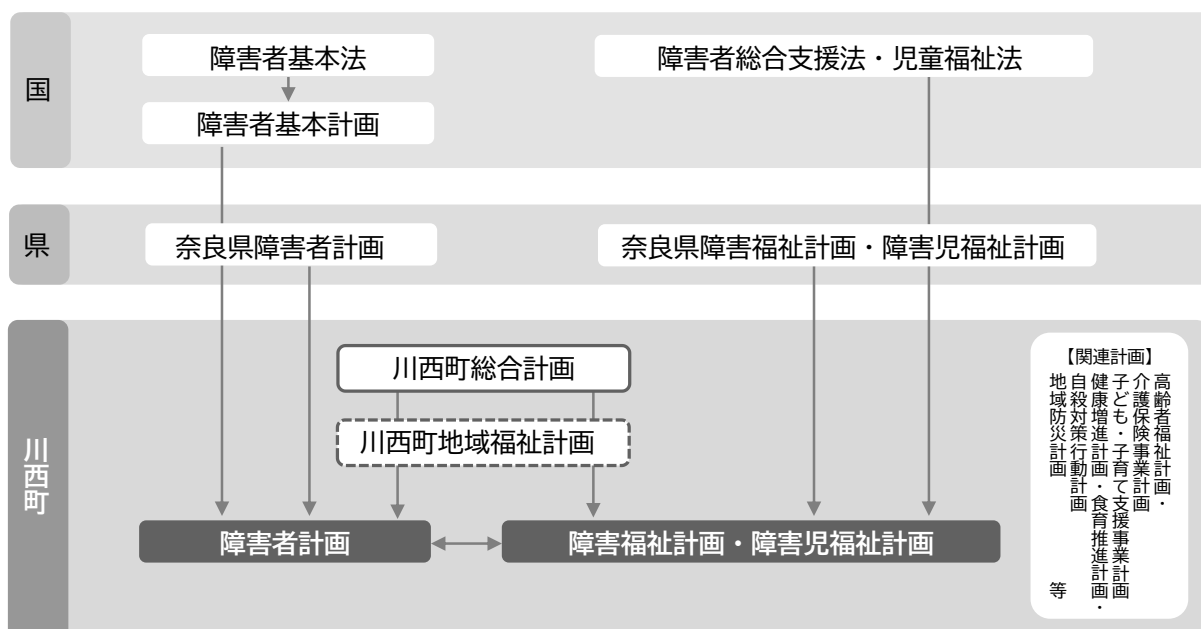
障害者基本法第 11 条第 3 項の規定に基づく「市町村障害者計画」として、本町における障害者施策全般にかかわる理念や基本的な方針、目標を定める計画です。

- 障害福祉計画

障害者総合支援法第 88 条第 1 項の規定に基づく「市町村障害福祉計画」であり、国の基本指針に基づき、本町の障害福祉サービスや相談支援、地域生活支援事業を充実させるために必要なサービス量を見込むとともに、提供体制の確保に関する方策を定める計画です。

- 障害児福祉計画

児童福祉法第 33 条の 20 第 1 項の規定に基づく「市町村障害児福祉計画」であり、障害福祉サービス等の提供体制及び自立支援給付等の円滑な実施を確保することを目的とする計画です。



4. 計画の期間

本計画の期間について、「川西町第4次障害者計画」は令和6（2024）年度から令和11（2029）年度までの6年間、「川西町第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画」の計画期間は、令和6（2024）年度から令和8（2026）年度の3年間とします。なお、計画期間中には、社会経済情勢の変化や国の指針等に従い見直しを行う可能性もあります。

年度	令和6 (2024)	令和7 (2025)	令和8 (2026)	令和9 (2027)	令和10 (2028)	令和11 (2029)
障害者計画	第4次障害者計画					
障害福祉計画	第7期障害福祉計画			第8期障害福祉計画		
障害児福祉計画	第3期障害児福祉計画			第4期障害児福祉計画		

5. 障害のある人の定義

本計画における「障害のある人」という用語については、障害者基本法第2条で定められる身体障害、知的障害、精神障害があるため継続的に日常生活、または社会生活に相当な制限を受けている人を総称することとします。

また、発達障害者支援法に規定される自閉症、アスペルガー症候群、その他広汎性の発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害等のいわゆる発達障害のある人や高次脳機能障害のある人、難病の人についても本計画の対象者とします。

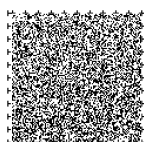
障害のある人が地域のなかで安心して暮らし続けるため、身近な支え合いから専門的な支援まで、重層的な連携支援体制の構築が必要です。

地域の住民組織、民生委員・児童委員やボランティア、当事者同士やその家族等の支え合いを軸に、行政、社会福祉協議会、福祉事業者や福祉関係団体等による相談支援や障害福祉サービスの提供を実施します。また、相互の機能連携による見守りの充実や、必要に応じ、より専門的な機関への相談調整を行う等、障害のある人に関わる多様な主体が連携・協力することにより、障害のある人の地域での暮らしを支援します。

6. 計画の策定体制

策定にあたっては、障害者計画等策定委員会において、町内の各種団体、機関及び住民参画を図りながら策定しました。

また、検討にあたっては、障害のある人及び一般住民を対象としたアンケート調査を実施し、幅広い意見の反映に努めました。

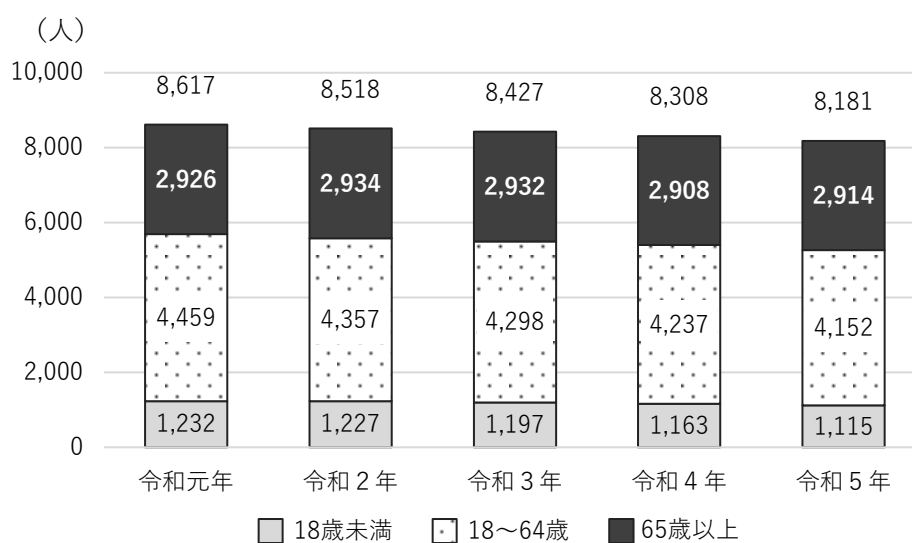


第2章 障害のある人を取り巻く状況

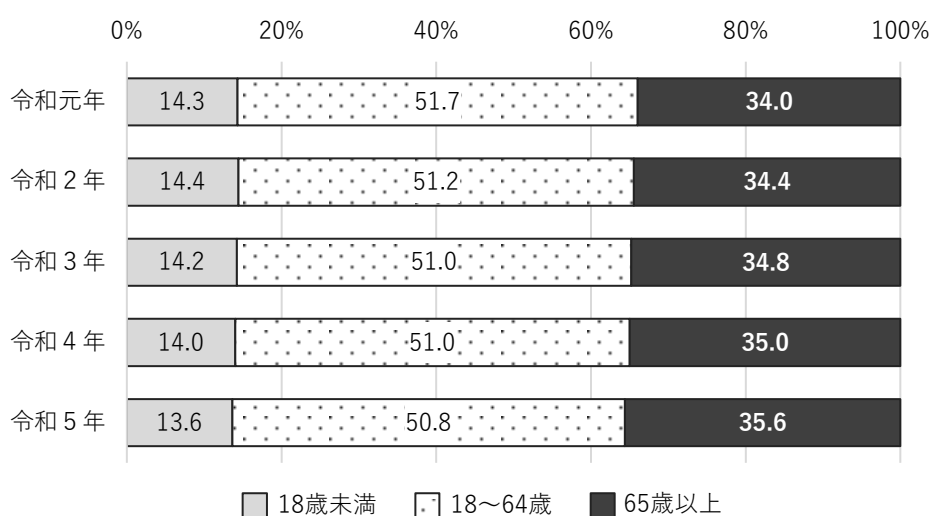
1. 人口の推移

本町の総人口は減少傾向にあり、令和5年では8,181人と、令和元年より436人減少しています。年齢の内訳をみると、18歳未満の年少人口、18～64歳の生産年齢人口が年々減少傾向にある一方で、65歳以上の老年人口は横ばい傾向にあり、総人口に占める割合をみると令和5年は35.6%と、約2.8人に1人は高齢者となっており、本町でも少子高齢化が進行していることが分かります。

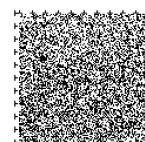
【総人口、年齢3区分別人口の推移】



【年齢3区分別人口割合の推移】



資料：川西町（各年4月1日時点）

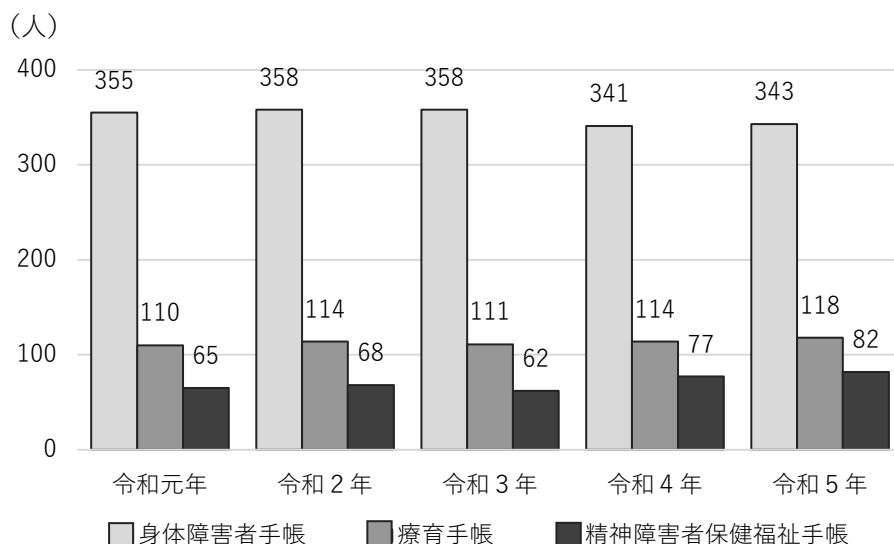


2. 障害のある人の動向

①障害者全体の状況

各手帳数の推移については、身体障害者手帳所持者は 350 人前後を推移している一方で、療育手帳所持者・精神障害者保健福祉手帳所持者は増加傾向にあります。

【障害者手帳所持者数の推移】



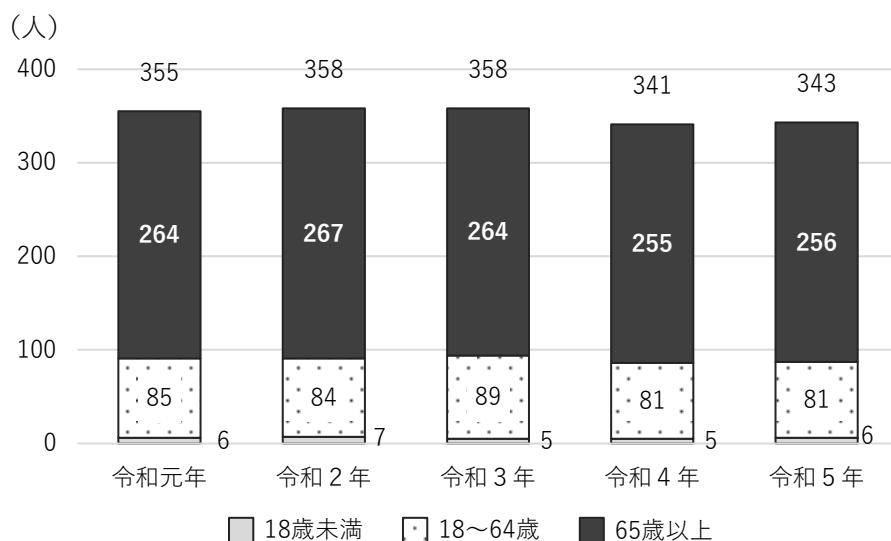
資料：川西町（各年4月1日時点）

※2種類以上の手帳を所持しているものを重複して計上

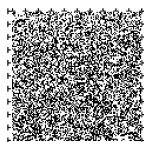
②身体障害者の状況

年齢階層別に身体障害者手帳所持者数をみると、各年 65 歳以上が全体の 7 割以上を占めており、18 歳未満での所持者数はわずかとなっています。

【年齢階層別の身体障害者手帳所持者数の推移】

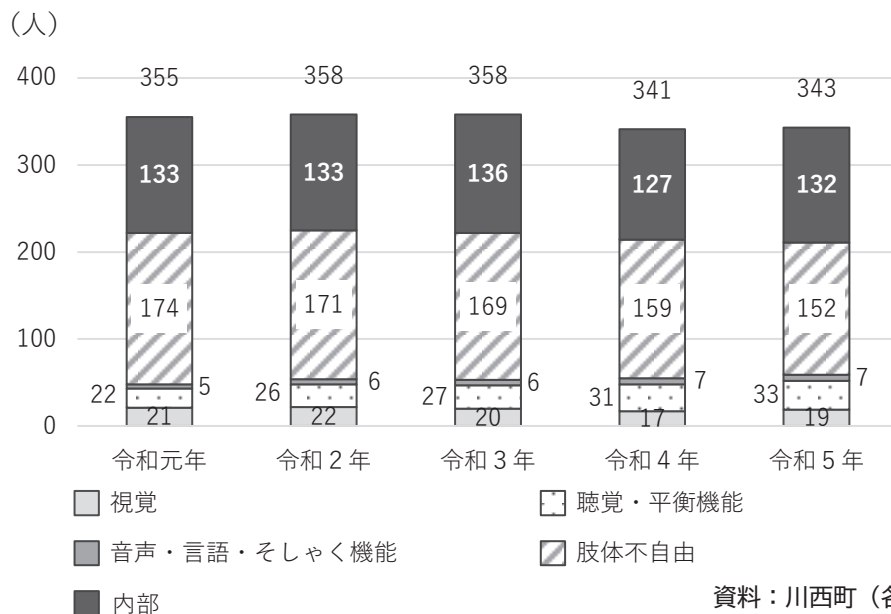


資料：川西町（各年4月1日時点）



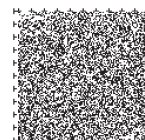
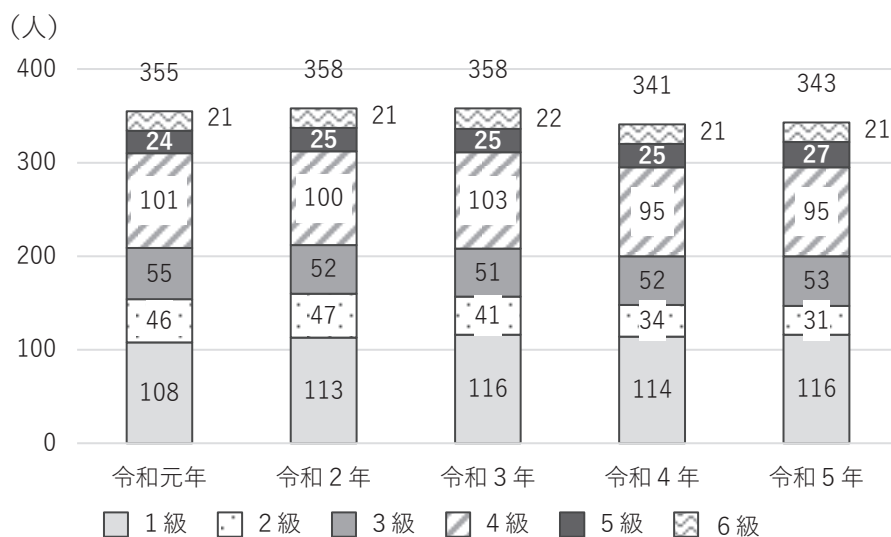
障害部位別に身体障害者手帳所持者数をみると、「聴覚・平衡機能」が増加傾向にある一方で、「肢体不自由」は減少傾向にあります。その他は概ね横ばいで推移しています。

【障害部位別の身体障害者手帳所持者数の推移】



等級別に身体障害者手帳所持者数をみると、2級が減少傾向にあるものの、その他は概ね横ばいで推移しています。

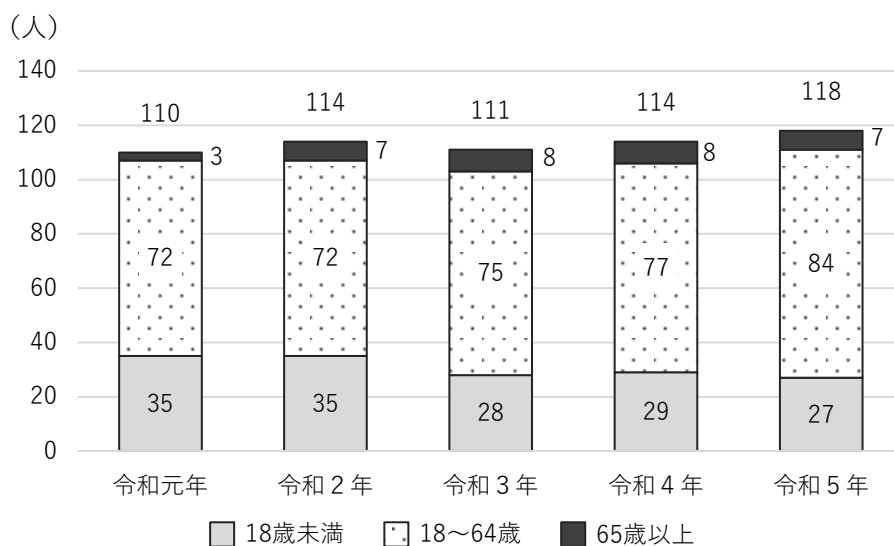
【等級別の身体障害者手帳所持者数の推移】



③知的障害者の状況

年齢階層別に療育手帳所持者数をみると、18歳未満が減少傾向にある一方で、18～64歳は増加傾向にあります。65歳以上はわずかとなっています。

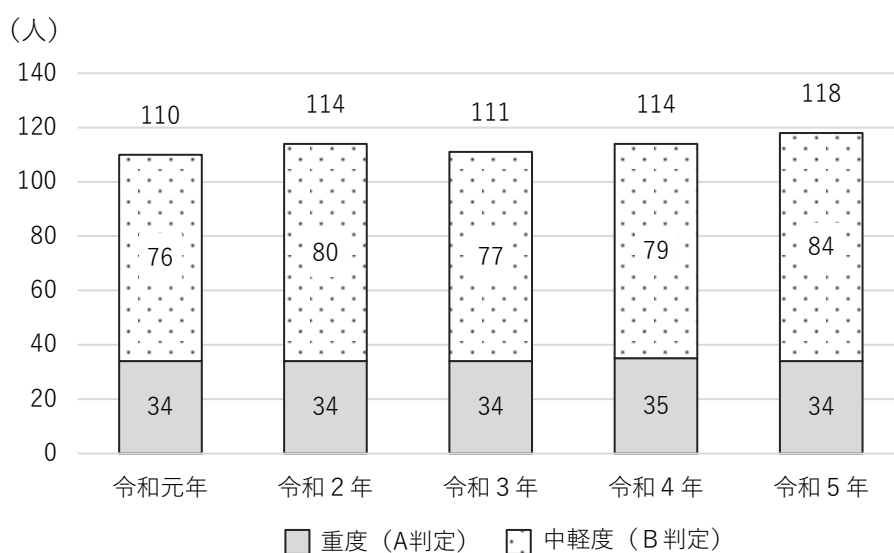
【年齢階層別の療育手帳所持者数の推移】



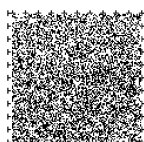
資料：川西町（各年4月1日時点）

等級別に療育手帳所持者数をみると、重度（A判定）は横ばいで推移している一方で、中軽度（B判定）の判定が増加傾向にあります。

【等級別の療育手帳所持者数の推移】



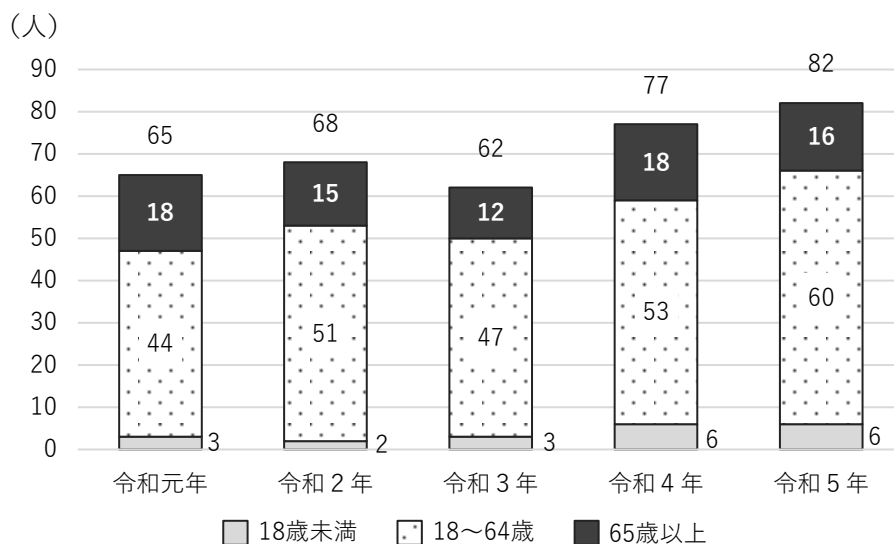
資料：川西町（各年4月1日時点）



④精神障害者の状況

年齢階層別に精神障害者保健福祉手帳所持者数をみると、18～64歳で増加傾向にあり、18歳未満でもやや増加がみられます。

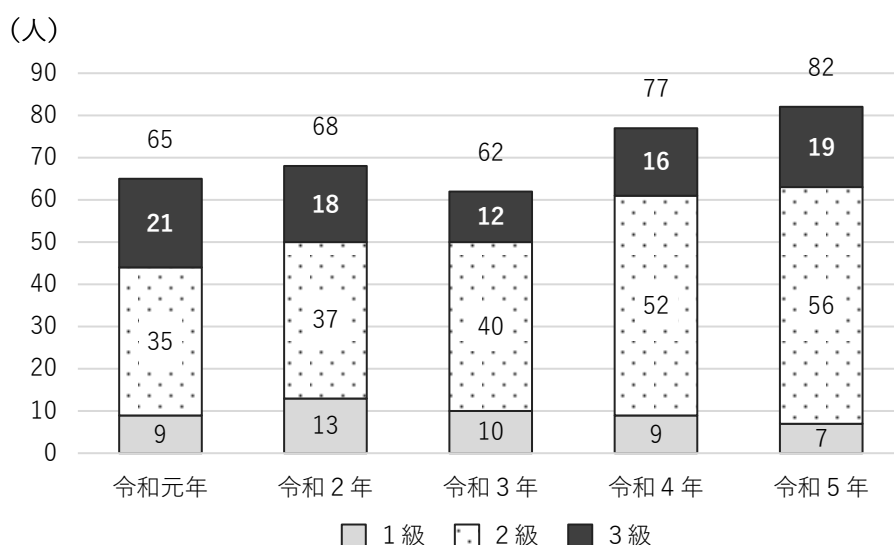
【年齢階層別の精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移】



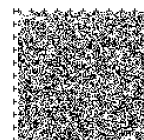
資料：川西町（各年4月1日時点）

等級別に精神障害者保健福祉手帳所持者数をみると、2級で増加傾向にある一方で、1級でやや減少がみられます。

【等級別の精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移】

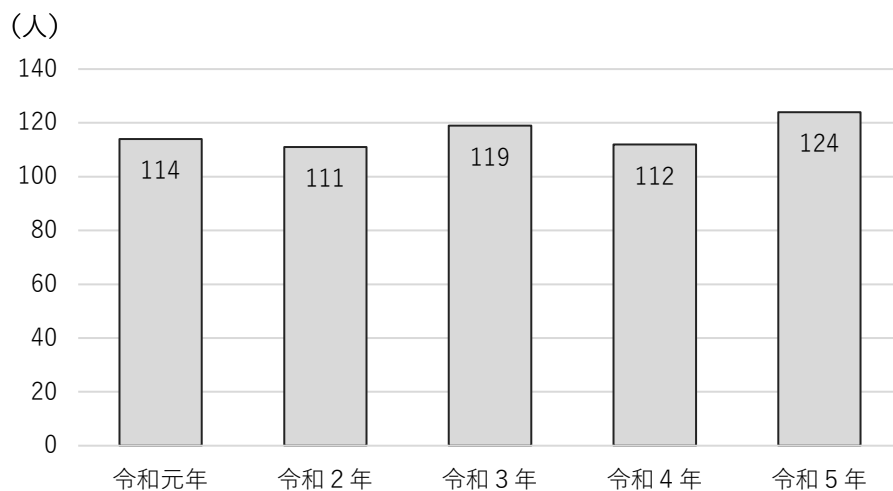


資料：川西町（各年4月1日時点）

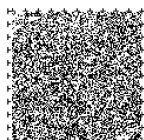


自立支援医療（精神通院医療）受給者数をみると、令和5年に124人と、前年から12人の増加となっています。

【自立支援医療（精神通院医療）受給者数の推移】



資料：川西町（各年4月1日時点）



3. アンケート結果の概要

①障害のある人を対象とした調査

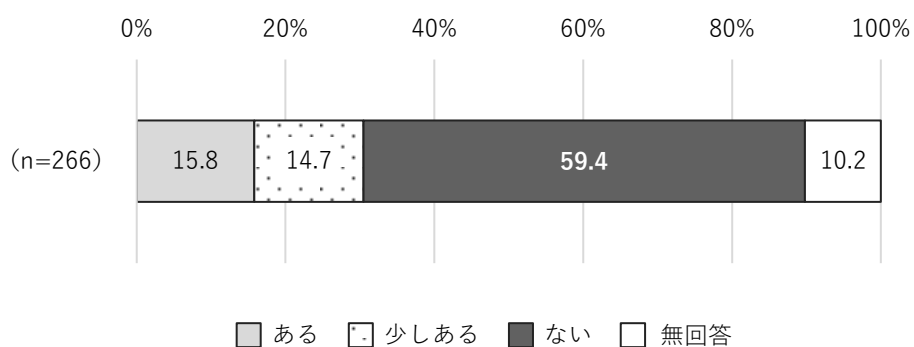
福祉サービスの利用実態や福祉に関する意識、意向等を把握し、計画策定や施策推進のための資料とすることを目的として実施しました。

調査対象者	川西町在住の障害者手帳所持者等 (身体障害者手帳・精神障害者保健福祉手帳・療育手帳所持者／自立支援医療受給者) 500人
調査時期	令和5(2023)年8月11日～8月31日
調査方法	郵送による調査票の配布、郵送回収・WEB回収
回収結果	配布数：496件 回収数：266件(うちWEB：26件) 回収率：53.6%

●障害があることで差別や嫌な思いをする(した)経験の有無

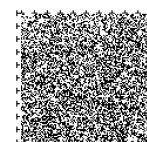
障害があることで差別や嫌な思いをする(した)経験については、全体で「ある」が15.8%、「少しある」が14.7%となっており、両者を合わせた『ある』割合は30.5%となっています。

障害種別にみると、知的障害、発達障害、強度行動障害で『ある』が過半数を占めています。



(%)

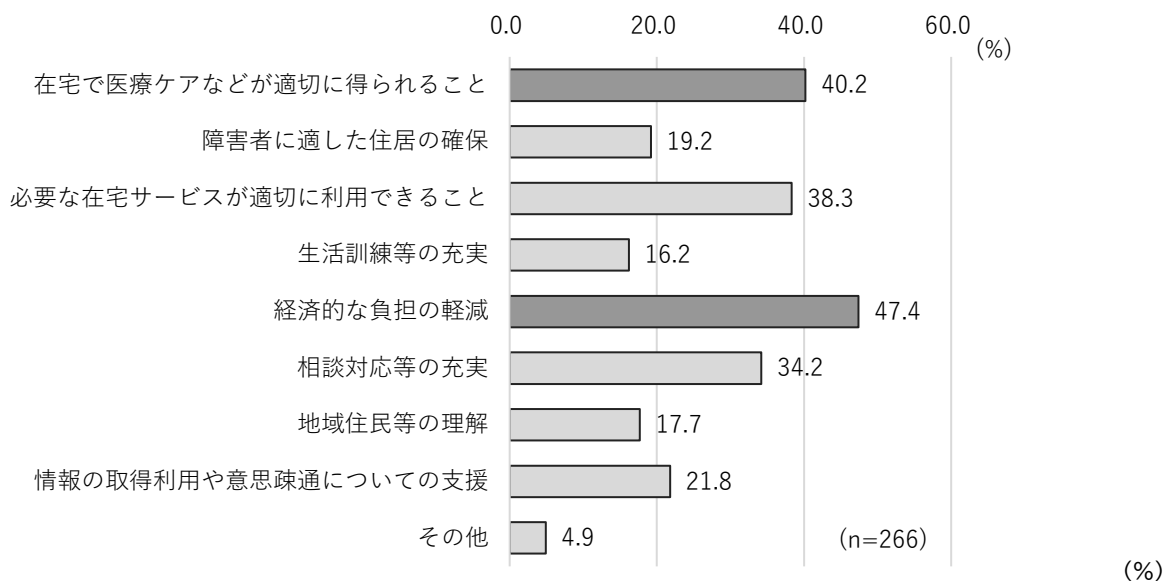
	調査数(人)	ある	少しある	ない	無回答	『ある』計
全体	266	15.8	14.7	59.4	10.2	30.5
身体障害	169	11.8	10.7	69.2	8.3	22.5
知的障害	59	25.4	32.2	33.9	8.5	57.6
精神障害	35	31.4	17.1	40.0	11.4	48.5
難病	18	11.1	22.2	66.7	-	33.3
発達障害	41	29.3	36.6	26.8	7.3	65.9
強度行動障害	14	28.6	28.6	28.6	14.3	57.2
高次脳機能障害	17	23.5	5.9	58.8	11.8	29.4



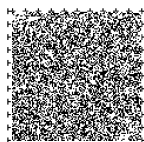
●地域で生活するためにあるとよいと思う支援

地域で生活するためにあるとよいと思う支援については、全体で「経済的な負担の軽減」、「在宅で医療ケアなどが適切に得られること」が4割を超えて高くなっています。

障害種別にみると、難病で「在宅で医療ケアなどが適切に得られること」、強度行動障害で「必要な在宅サービスが適切に利用できること」が6割を超えて最も高くなっています。



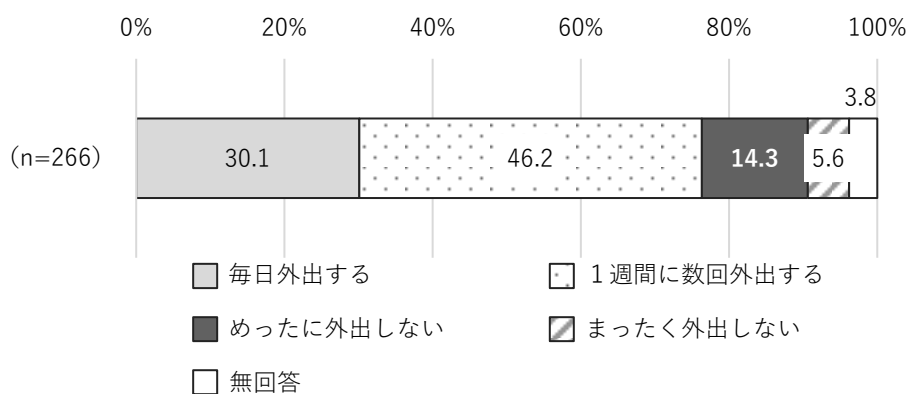
	調査数 (人)	在宅で医療ケアなどが適切に得られること	障害者に適した住居の確保	必要な在宅サービスが適切に利用できること	生活訓練等の充実	経済的な負担の軽減	相談対応等の充実	地域住民等の理解	情報の取得利用や意思疎通についての支援	その他
全体	266	40.2	19.2	38.3	16.2	47.4	34.2	17.7	21.8	4.9
身体障害	169	47.9	17.2	42.0	10.7	47.3	30.2	13.0	15.4	5.3
知的障害	59	18.6	25.4	30.5	27.1	42.4	45.8	35.6	35.6	5.1
精神障害	35	31.4	22.9	48.6	28.6	57.1	34.3	25.7	28.6	5.7
難病	18	66.7	27.8	55.6	22.2	55.6	33.3	11.1	27.8	-
発達障害	41	17.1	19.5	29.3	34.1	53.7	53.7	34.1	43.9	4.9
強度行動障害	14	35.7	42.9	64.3	42.9	57.1	42.9	42.9	35.7	14.3
高次脳機能障害	17	47.1	17.6	35.3	17.6	52.9	41.2	29.4	17.6	5.9



● 1週間の外出頻度

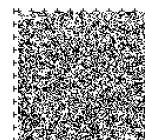
1週間の外出頻度については、全体で「1週間に数回外出する」が46.2%で最も高くなっています。『外出しない』（「めったに外出しない」+「まったく外出しない」）割合は19.9%と約2割を占めています。

障害種別に見ると、強度行動障害、高次脳機能障害で『外出しない』割合が5割前後を占め、他に比べ15ポイント以上高くなっています。



(%)

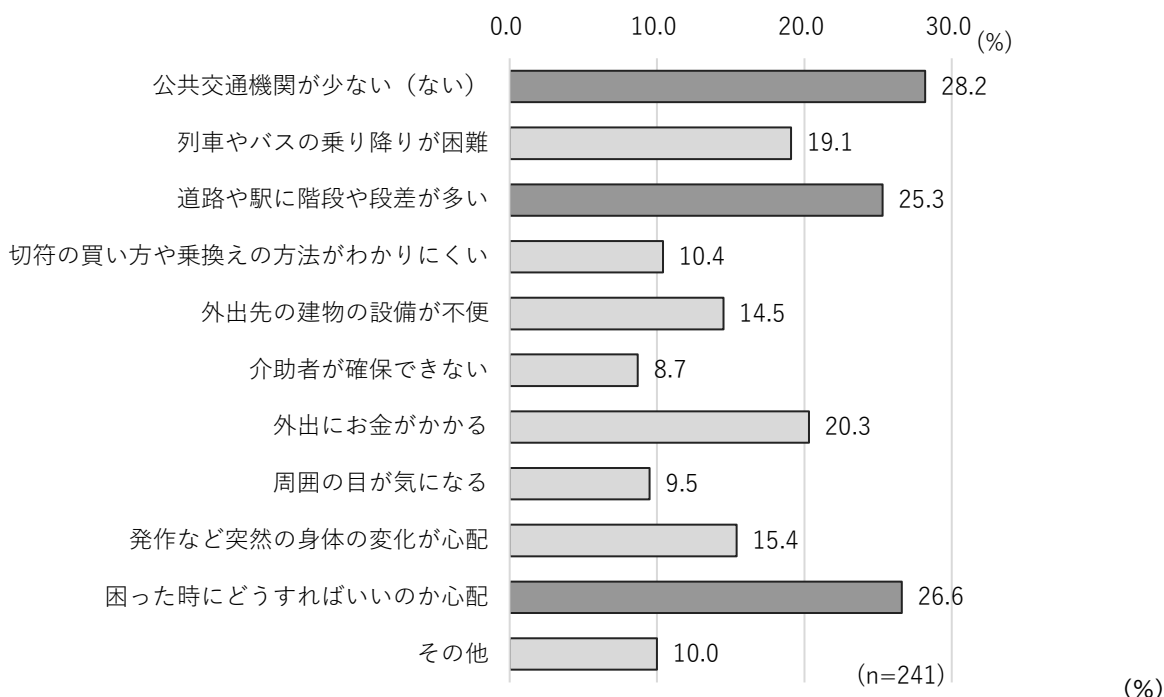
	調査数 (人)	毎日外出する	1週間に数回外出する	めったに外出しない	まったく外出しない	無回答	『外出しない』計
全体	266	30.1	46.2	14.3	5.6	3.8	19.9
身体障害	169	24.3	51.5	16.6	5.9	1.8	22.5
知的障害	59	54.2	27.1	10.2	3.4	5.1	13.6
精神障害	35	25.7	48.6	17.1	5.7	2.9	22.8
難病	18	16.7	55.6	16.7	11.1	-	27.8
発達障害	41	58.5	31.7	4.9	4.9	-	9.8
強度行動障害	14	21.4	28.6	35.7	14.3	-	50.0
高次脳機能障害	17	11.8	41.2	29.4	17.6	-	47.0



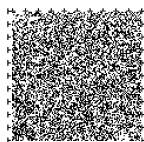
●外出する時に困ること

外出すると回答した人に外出する時に困ることについてたずねると、全体で「公共交通機関が少ない（ない）」、「困った時にどうすればいいのか心配」、「道路や駅に階段や段差が多い」で25%を超えて高くなっています。

障害種別にみると、身体障害・難病・高次脳機能障害で「道路や駅に階段や段差が多い」、知的障害・精神障害・発達障害・強度行動障害・高次脳機能障害で「困った時にどうすればいいのか心配」がそれぞれ最も高くなっています。

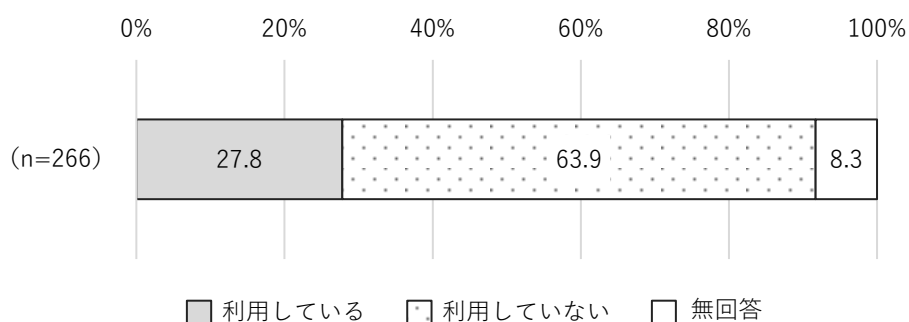


	調査数（人）	公共交通機関が少ない（ない）	列車やバスの乗り降りが困難	道路や駅に階段や段差が多い	切符の買い方や乗換えの方法がわかりにくい	外出先の建物の設備が不便	介助者が確保できない	外出にお金がかかる	周囲の目が気になる	発作など突然の身体の変化が心配	困った時にどうすればいいのか心配	その他
全体	241	28.2	19.1	25.3	10.4	14.5	8.7	20.3	9.5	15.4	26.6	10.0
身体障害	156	30.1	21.8	33.3	6.4	17.3	10.3	20.5	5.1	14.7	17.3	9.6
知的障害	54	24.1	18.5	16.7	25.9	14.8	13.0	16.7	20.4	13.0	46.3	11.1
精神障害	32	37.5	15.6	15.6	18.8	12.5	18.8	31.3	25.0	34.4	50.0	6.3
難病	16	31.3	50.0	56.3	12.5	25.0	12.5	37.5	6.3	31.3	31.3	-
発達障害	39	20.5	10.3	7.7	20.5	12.8	7.7	17.9	25.6	17.9	56.4	10.3
強度行動障害	12	33.3	16.7	33.3	41.7	41.7	33.3	41.7	41.7	50.0	66.7	16.7
高次脳機能障害	14	21.4	42.9	50.0	21.4	35.7	28.6	21.4	14.3	42.9	50.0	-



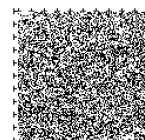
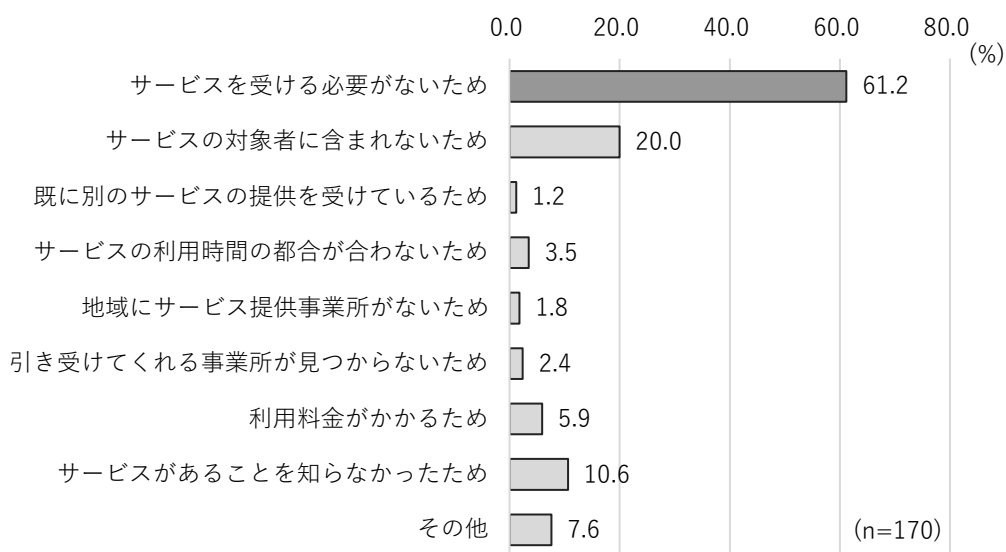
●障害福祉サービスの利用状況について

障害福祉サービスの利用状況については、「利用している」が27.8%、「利用していない」が63.9%となっています。



●障害福祉サービスを利用していない理由

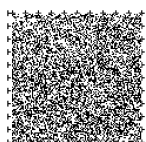
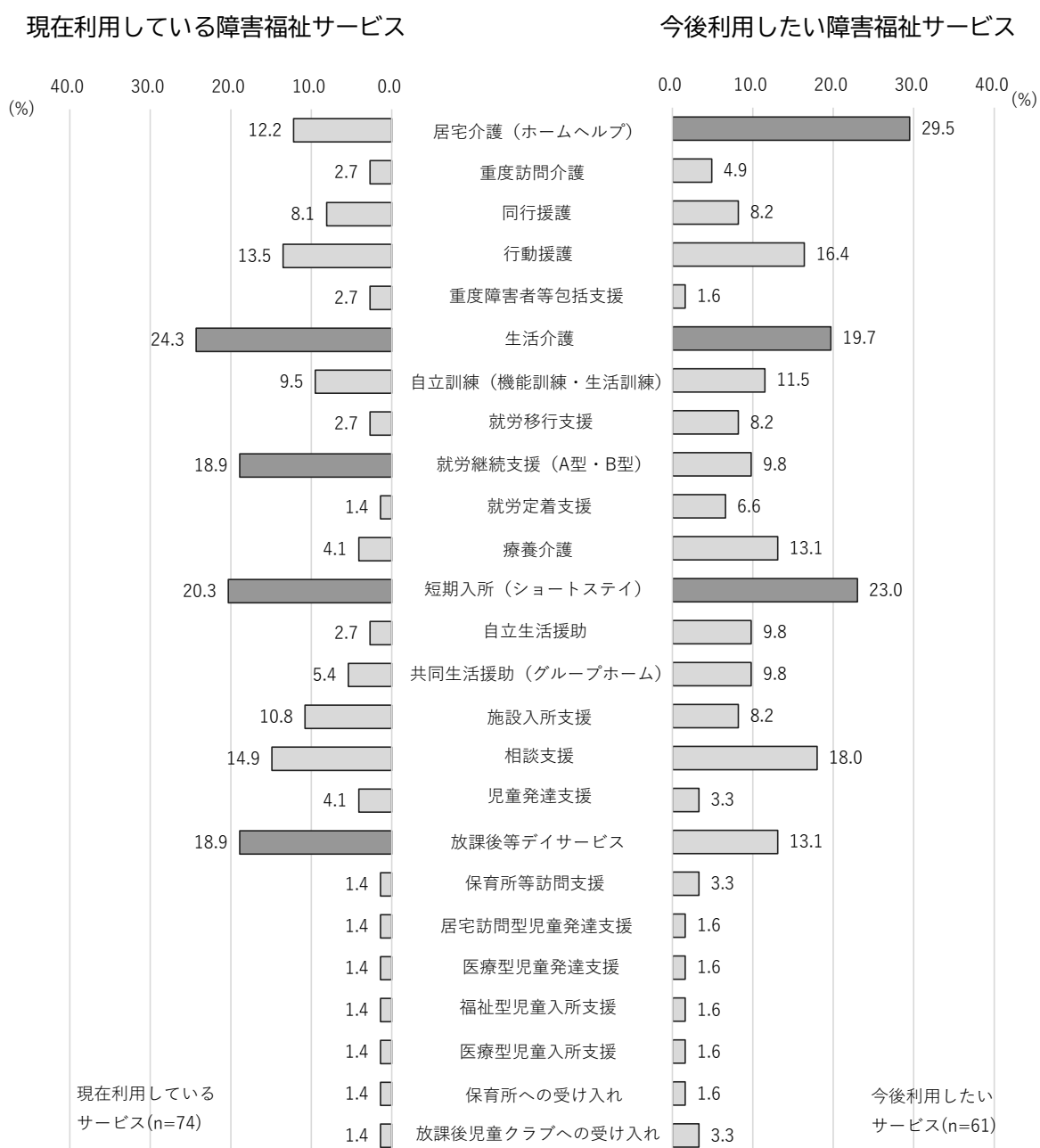
障害福祉サービスを「利用していない」と回答した人に障害福祉サービスを利用していない理由をたずねると、「サービスを受ける必要がないため」が6割を超えて最も高くなっています。



●現在利用している障害福祉サービスと今後3年間で新たに利用したい障害福祉サービス

障害福祉サービスを「利用している」と回答した人に現在利用している障害福祉サービスをたずねると、「生活介護」が24.3%で最も高く、次いで「短期入所（ショートステイ）」(20.3%)、「就労継続支援（A型・B型）」(18.9%)、「放課後等デイサービス」(18.9%)が続いています。

今後3年間で新たに利用したい障害福祉サービスが「ある」と回答した人に今後利用したい障害福祉サービスをたずねると、「居宅介護（ホームヘルプ）」が29.5%で最も高く、次いで「短期入所（ショートステイ）」(23.0%)、「生活介護」(19.7%)が続いています。



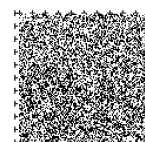
障害種別に今後の利用意向割合から現在の利用割合を引いた潜在ニーズ量を算出すると、身体障害では「居宅介護（ホームヘルプ）」、知的障害では「共同生活援助（グループホーム）」、精神障害では「就労定着支援」が最も高くなっています。

(%)

※今後の利用意向の上位5位まで掲載		潜在ニーズ (B) - (A)	利用している (A)	今後利用したい (B)
身体障害				
1	居宅介護（ホームヘルプ）	28.1	14.3	42.4
2	生活介護	1.7	28.6	30.3
3	短期入所（ショートステイ）	9.9	14.3	24.2
4	相談支援	12.6	8.6	21.2
5	療養介護	9.5	5.7	15.2
知的障害				
1	就労継続支援（A型・B型）	-7.8	31.6	23.8
1	短期入所（ショートステイ）	-7.8	31.6	23.8
1	共同生活援助（グループホーム）	18.5	5.3	23.8
1	放課後等デイサービス	-7.8	31.6	23.8
5	自立生活援助	16.4	2.6	19.0
5	相談支援	-2.1	21.1	19.0
精神障害				
1	行動援護	30.0	20.0	50.0
2	居宅介護（ホームヘルプ）	24.2	13.3	37.5
3	就労定着支援	30.8	6.7	37.5
4	重度訪問介護	18.3	6.7	25.0
4	同行援護	18.3	6.7	25.0
4	就労移行支援	11.7	13.3	25.0
4	就労継続支援（A型・B型）	-1.7	26.7	25.0
4	相談支援	11.7	13.3	25.0
4	放課後等デイサービス	-1.7	26.7	25.0

※それぞれの回答者数は下記の通り

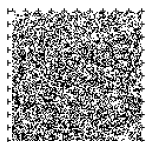
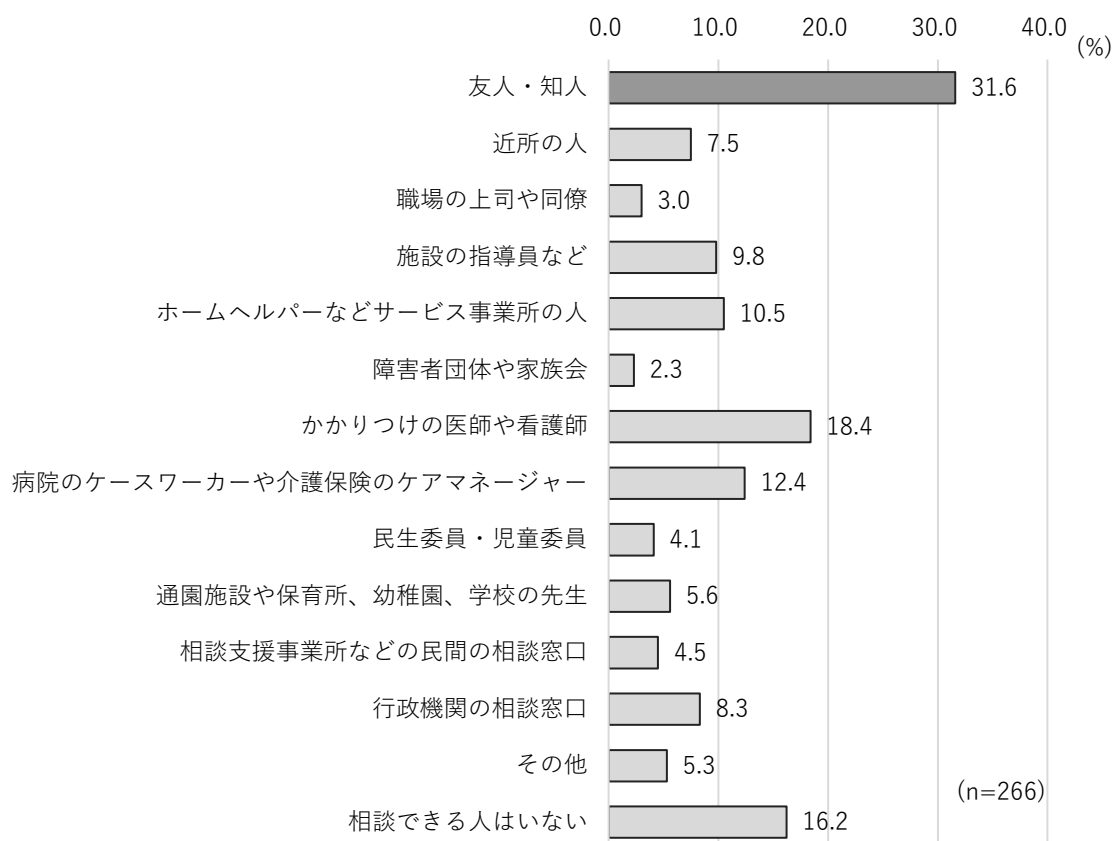
	利用している (A)	今後利用したい (B)
身体障害	35人	33人
知的障害	38人	21人
精神障害	15人	8人



●家族以外での悩みや困ったことの相談相手

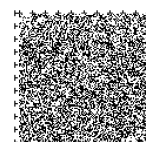
家族や親せき以外で悩みや困ったことを相談する相手については、「友人・知人」が3割を超え最も高くなっています。

障害種別にみると、身体障害、知的障害では「友人・知人」が最も高い一方で、精神障害では「かかりつけの医師や看護師」、難病では「かかりつけの医師や看護師」、「病院のケースワーカーや介護保険のケアマネージャー」、発達障害では「通園施設や保育所、幼稚園、学校の先生」、強度行動障害では「施設の指導員など」、「かかりつけの医師や看護師」、高次脳機能障害では「病院のケースワーカーや介護保険のケアマネージャー」がそれぞれ最も高くなっています。



(%)

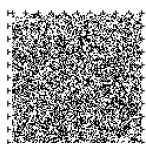
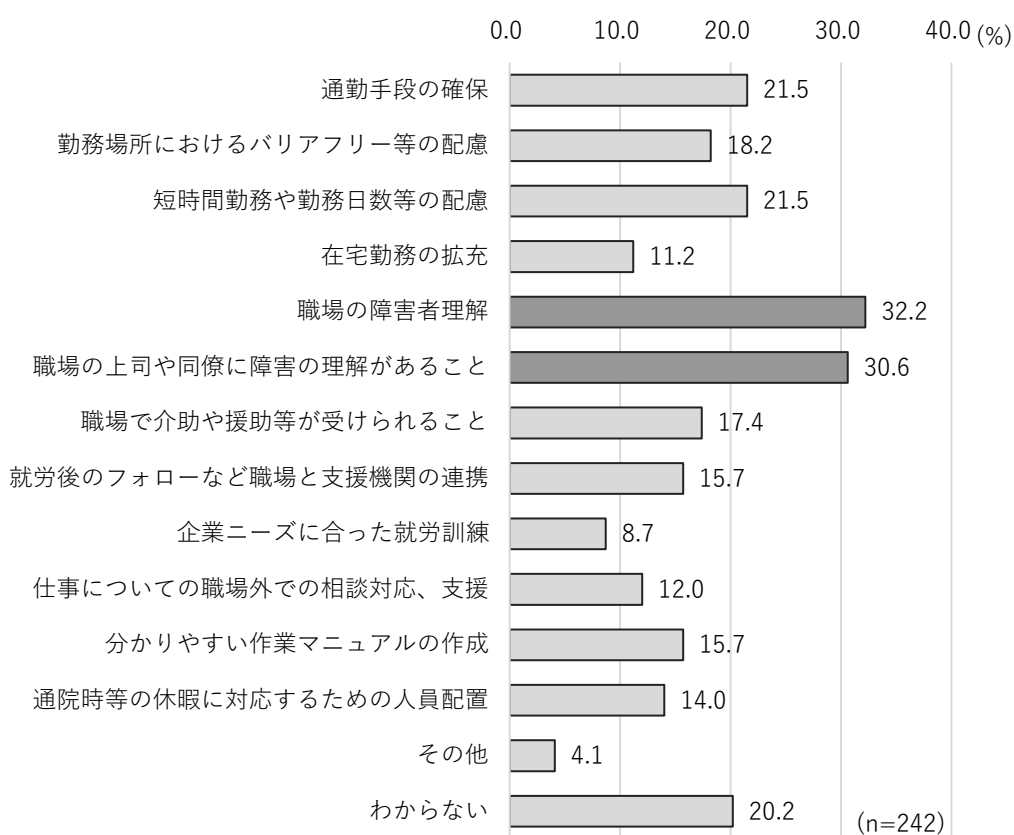
	調査数(人)	友人・知人	近所の人	職場の上司や同僚	施設の指導員など	ホームヘルパーなど サービス事業所の人	障害者団体や家族会	かかりつけの医師や看護師	病院のケースワーカーや 介護保険のケアマネージャー	民生委員・児童委員	通園施設や保育所、幼稚園、 学校の先生	相談支援事業所などの 民間の相談窓口
全体	266	31.6	7.5	3.0	9.8	10.5	2.3	18.4	12.4	4.1	5.6	4.5
身体障害	169	34.3	8.9	1.2	7.1	11.2	1.2	18.9	16.6	5.3	3.0	1.8
知的障害	59	25.4	6.8	8.5	23.7	11.9	5.1	11.9	5.1	1.7	18.6	13.6
精神障害	35	31.4	5.7	5.7	14.3	14.3	5.7	37.1	8.6	5.7	2.9	8.6
難病	18	22.2	5.6	5.6	22.2	11.1	11.1	33.3	33.3	5.6	11.1	11.1
発達障害	41	24.4	4.9	7.3	17.1	4.9	4.9	22.0	7.3	2.4	29.3	14.6
強度行動障害	14	14.3	7.1	14.3	35.7	21.4	14.3	35.7	7.1	7.1	21.4	14.3
高次脳機能障害	17	23.5	17.6	5.9	11.8	23.5	5.9	23.5	35.3	11.8	5.9	11.8
	調査数(人)	行政機関の相談窓口	その他	相談できる人はいない								
全体	266	8.3	5.3	16.2								
身体障害	169	10.7	5.3	16.6								
知的障害	59	5.1	6.8	8.5								
精神障害	35	2.9	14.3	5.7								
難病	18	16.7	-	11.1								
発達障害	41	7.3	9.8	7.3								
強度行動障害	14	7.1	21.4	7.1								
高次脳機能障害	17	23.5	11.8	11.8								



●障害のある人の就労支援として必要なこと

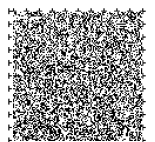
障害のある人の就労支援として必要なことについては、「職場の障害者理解」、「職場の上司や同僚に障害の理解があること」が3割を超え高くなっています。

障害種別にみると、高次脳機能障害を除く全ての障害で「職場の障害者理解」が最も高くなっているものの、特に精神障害で6割を超えて高くなっています。また、難病で「通勤手段の確保」と「職場の上司や同僚に障害の理解があること」、発達障害で「職場の上司や同僚に障害の理解があること」、強度行動障害で「通勤手段の確保」が、それぞれ「職場の障害者理解」と同率で最も高くなっています。高次脳機能障害では「短時間勤務や勤務日数等の配慮」、「職場の上司や同僚に障害の理解があること」がともに3割を超え最も高くなっています。



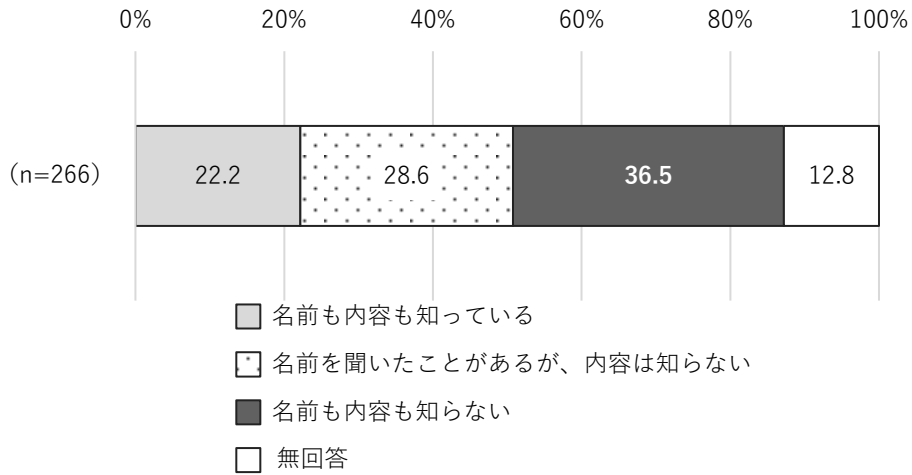
(%)

	調査数(人)	通勤手段の確保	勤務場所における バリアフリー等の配慮	短時間勤務や 勤務日数等の配慮	在宅勤務の拡充	職場の障害者理解	職場の上司や同僚に 障害の理解があること	職場で介助や援助等が 受けられること	職場と支援機関の連携	就労後のフォローなど	企業ニーズに合った 就労訓練	仕事についての職場外での 相談対応、支援	分かりやすい 作業マニュアルの作成
全体	242	21.5	18.2	21.5	11.2	32.2	30.6	17.4	15.7	8.7	12.0	15.7	
身体障害	159	16.4	18.2	17.6	7.5	24.5	23.3	10.1	10.7	5.0	6.9	10.1	
知的障害	46	23.9	8.7	19.6	8.7	43.5	39.1	23.9	26.1	13.0	21.7	17.4	
精神障害	32	34.4	15.6	40.6	25.0	62.5	56.3	37.5	31.3	18.8	31.3	31.3	
難病	16	37.5	25.0	31.3	25.0	37.5	37.5	31.3	6.3	6.3	6.3	12.5	
発達障害	26	30.8	11.5	26.9	15.4	53.8	53.8	26.9	30.8	11.5	26.9	26.9	
強度行動障害	11	54.5	18.2	45.5	36.4	54.5	45.5	45.5	36.4	27.3	36.4	36.4	
高次脳機能障害	16	12.5	12.5	31.3	12.5	25.0	31.3	25.0	6.3	6.3	6.3	6.3	
	調査数(人)	通院時等の休暇に対応するための 人員配置	その他	わからない									
全体	242	14.0	4.1	20.2									
身体障害	159	11.3	3.8	24.5									
知的障害	46	8.7	6.5	21.7									
精神障害	32	21.9	3.1	21.9									
難病	16	31.3	6.3	25.0									
発達障害	26	15.4	7.7	11.5									
強度行動障害	11	45.5	9.1	27.3									
高次脳機能障害	16	18.8	6.3	18.8									



●成年後見制度の認知度

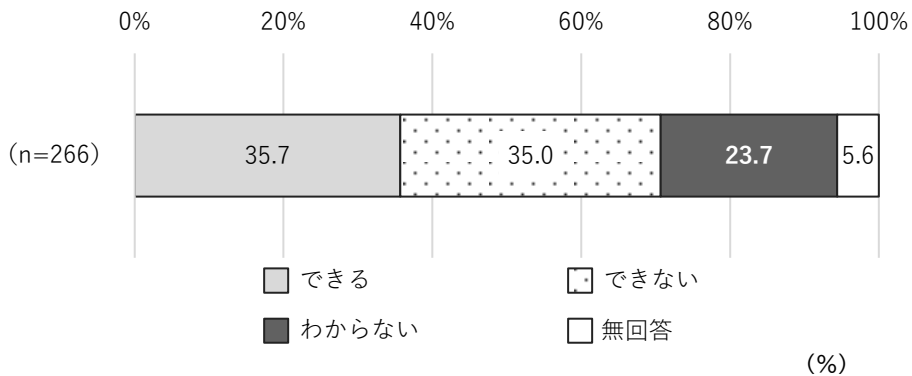
成年後見制度の認知度については、「名前も内容も知らない」が 36.5%で最も高くなっており、「名前を聞いたことがあるが、内容は知らない」(28.6%) を合わせた『内容を知らない』割合は 65.1%と6割を超えています。



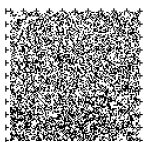
●災害時の避難について

災害時に一人で避難できるかについては、「できない」が 35.0%となっています。

障害種別にみると、知的障害、強度行動障害、高次脳機能障害で「できない」が過半数を占めています。



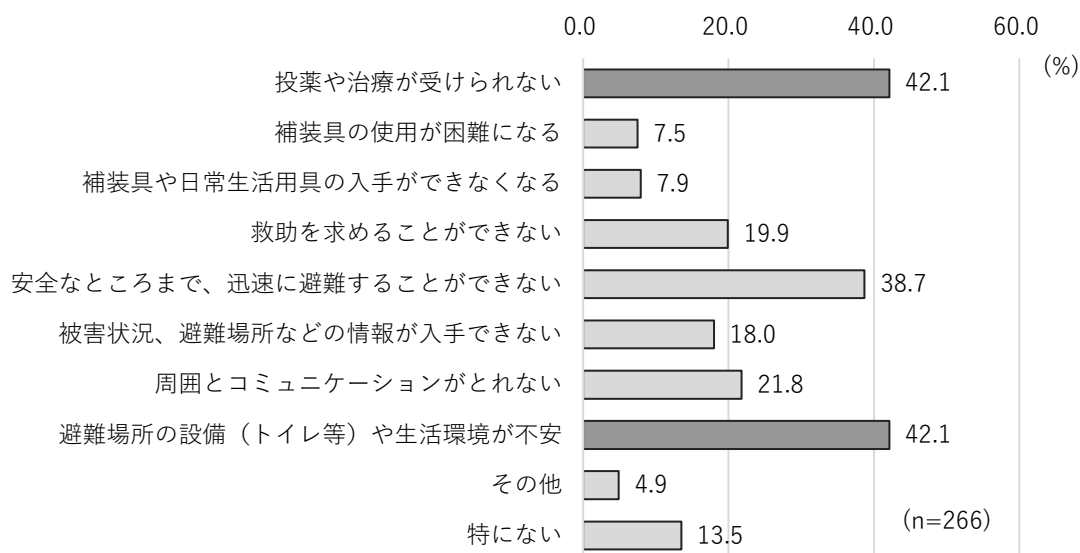
	調査数(人)	できる	できない	わからない	無回答
全体	266	35.7	35.0	23.7	5.6
身体障害	169	36.1	37.3	21.3	5.3
知的障害	59	20.3	50.8	25.4	3.4
精神障害	35	31.4	31.4	31.4	5.7
難病	18	27.8	44.4	27.8	-
発達障害	41	26.8	39.0	31.7	2.4
強度行動障害	14	7.1	71.4	21.4	-
高次脳機能障害	17	11.8	64.7	11.8	11.8



●災害時に困ることについて

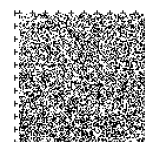
災害時困ることについては、「投薬や治療が受けられない」、「避難場所の設備（トイレ等）や生活環境が不安」が4割を超え高くなっています。

障害種別にみると、難病で「投薬や治療が受けられない」、強度行動障害で「周囲とコミュニケーションがとれない」が7割を超え最も高くなっています。



(%)

	調査数 (人)	投薬や治療が受けられない	補装具の使用が困難になる	補装具や日常生活用具の入手ができなくなる	救助を求められない	安全なところまで、迅速に避難することができない	被害状況、避難場所などの情報が入手できない	周囲とコミュニケーションがとれない	避難場所の設備（トイレ等）や生活環境が不安	その他	特にない
全体	266	42.1	7.5	7.9	19.9	38.7	18.0	21.8	42.1	4.9	13.5
身体障害	169	45.0	8.9	8.9	16.6	42.0	16.6	14.2	46.2	4.7	13.6
知的障害	59	27.1	3.4	6.8	33.9	47.5	27.1	37.3	30.5	8.5	16.9
精神障害	35	60.0	5.7	5.7	20.0	31.4	28.6	51.4	40.0	5.7	5.7
難病	18	77.8	5.6	11.1	33.3	66.7	27.8	11.1	50.0	-	11.1
発達障害	41	24.4	4.9	4.9	26.8	36.6	14.6	48.8	34.1	9.8	14.6
強度行動障害	14	57.1	7.1	14.3	35.7	64.3	50.0	71.4	50.0	7.1	-
高次脳機能障害	17	47.1	23.5	17.6	23.5	58.8	23.5	29.4	58.8	11.8	5.9



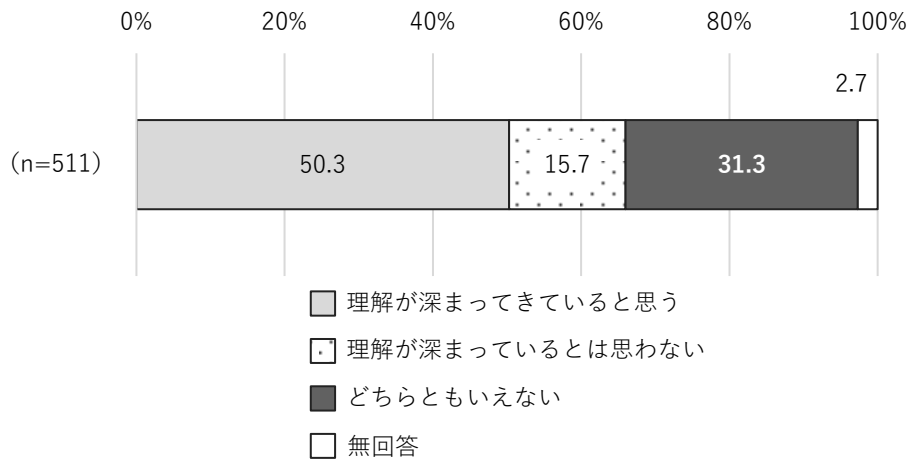
②一般住民対象調査

本計画の策定に際し、障害のある人が暮らしやすいまちづくりを進めるため、アンケート調査を実施しました。

調査対象者	18歳以上の住民1,000人を住民基本台帳の中から無作為抽出
調査時期	令和5（2023）年8月11日～8月31日
調査方法	郵送による調査票の配布、郵送回収・WEB回収
回収結果	配布数：1,000件 回収数：511件（うちWEB：70件） 回収率：51.1%

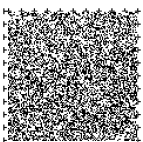
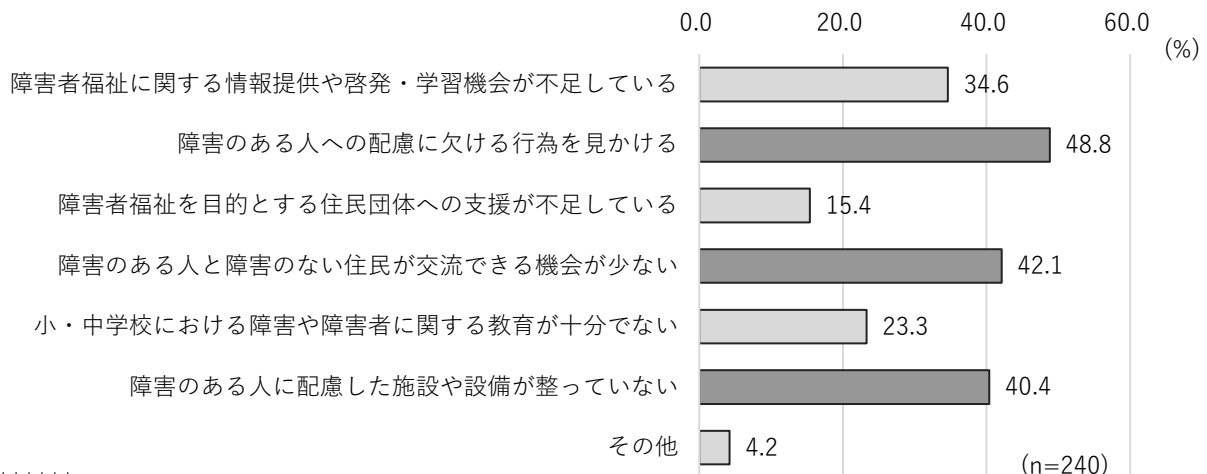
●障害のある人の社会参加への理解

障害のある人の社会参加への理解については、「理解が深まってきていると思う」が50.3%で最も高く、次いで「どちらともいえない」(31.3%)、「理解が深まっているとは思わない」(15.7%)が続いています。



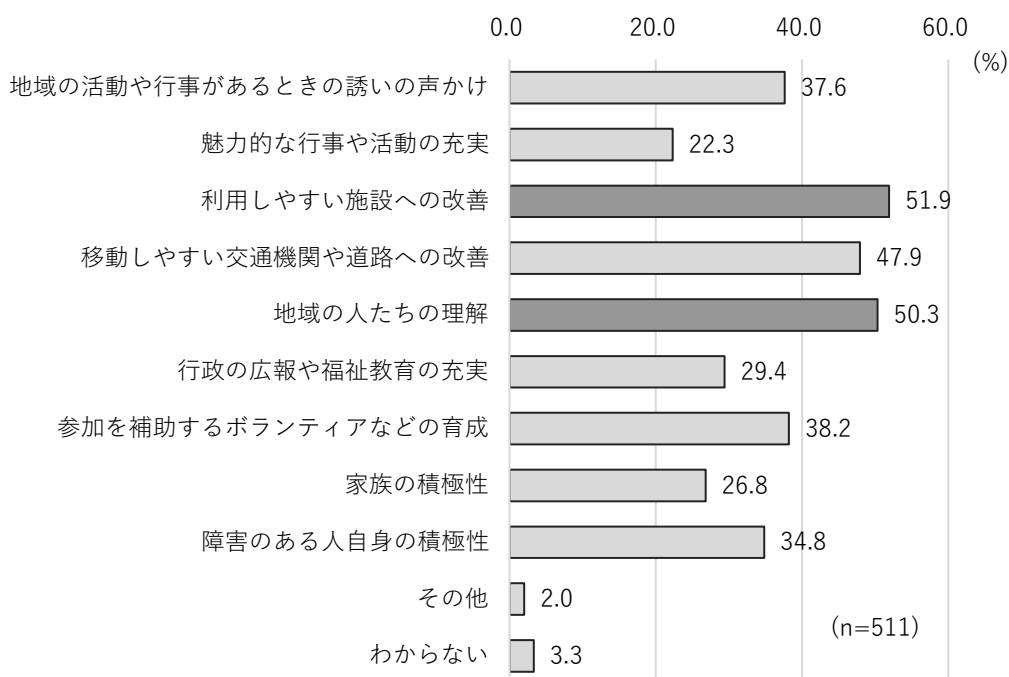
●理解が深まっていない、どちらともいえないと思う理由

障害のある人の社会参加への理解について「理解が深まっているとは思わない」、「どちらともいえない」と回答した人にその理由をたずねると、「障害のある人への配慮に欠ける行為を見かける」、「障害のある人と障害のない住民が交流できる機会が少ない」、「障害のある人に配慮した施設や設備が整っていない」が4割を超え高くなっています。



●障害のある人が社会に積極的に参加していくために大切なこと

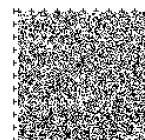
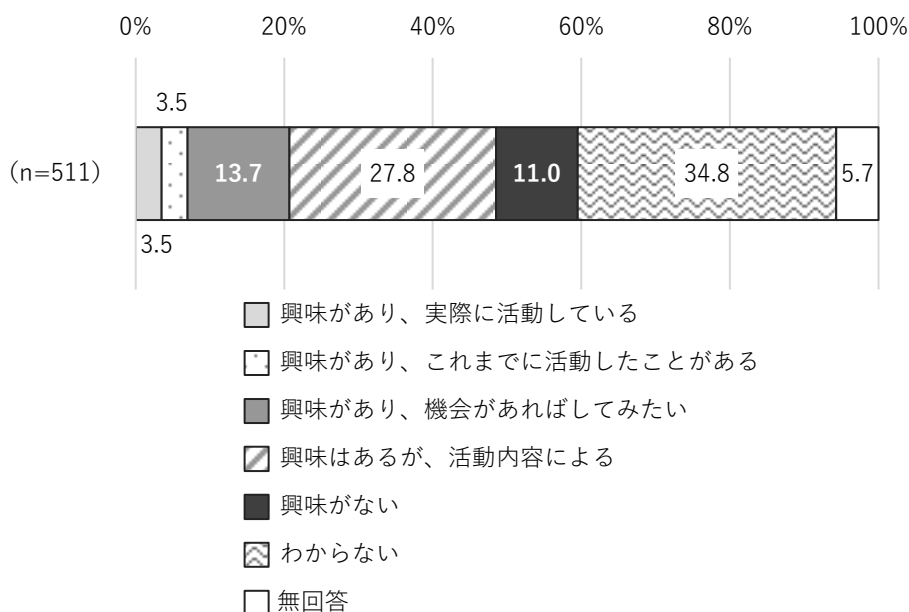
障害のある人が社会に積極的に参加していくために大切なことについては、「利用しやすい施設への改善」、「地域の人たちの理解」が5割を超え高くなっています。



●障害のある人にかかわる支援活動への興味

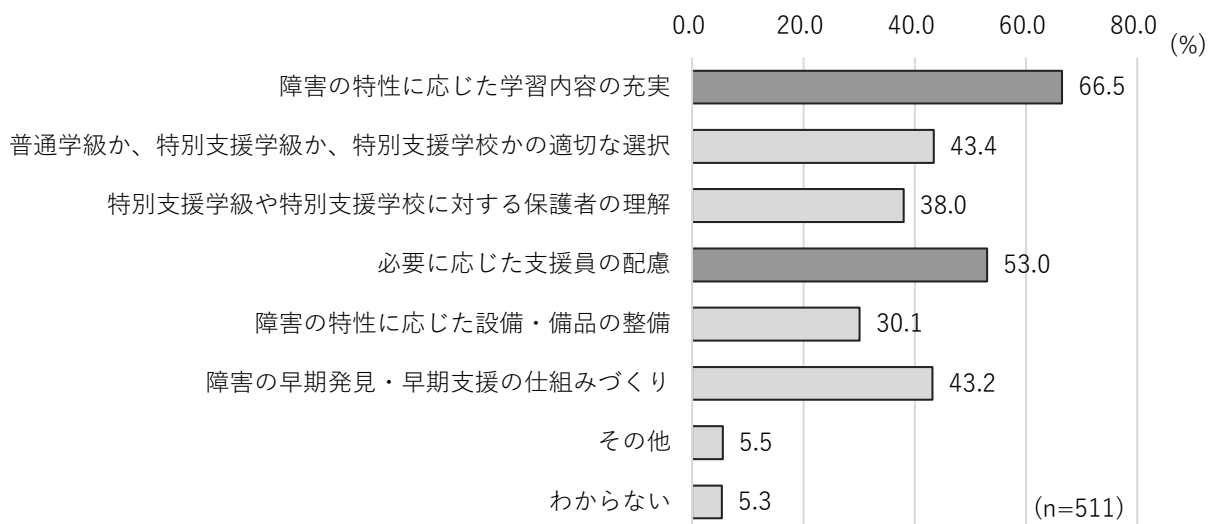
障害のある人にかかわる支援活動への興味については、「わからない」が34.8%で最も高く、次いで「興味はあるが、活動内容による」(27.8%)、「興味があり、機会があればしてみたい」(13.7%)が続いています。

『興味がある』(「興味があり、実際に活動している」+「興味があり、これまでに活動したことがある」+「興味があり、機会があればしてみたい」+「興味はあるが、活動内容による」)割合は48.5%と5割近くを占めています。



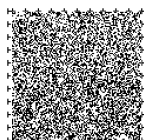
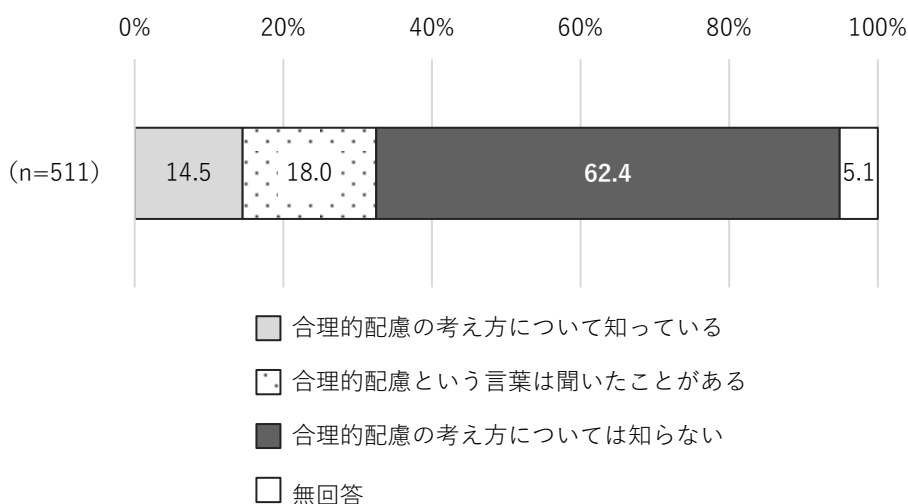
●障害のある児童・生徒がいきいきと成長するために必要な取組

障害のある児童・生徒がいきいきと成長するために必要な取組については、「障害の特性に応じた学習内容の充実」、「必要に応じた支援員の配慮」が5割を超え高くなっています。



●合理的配慮の考え方の認知度

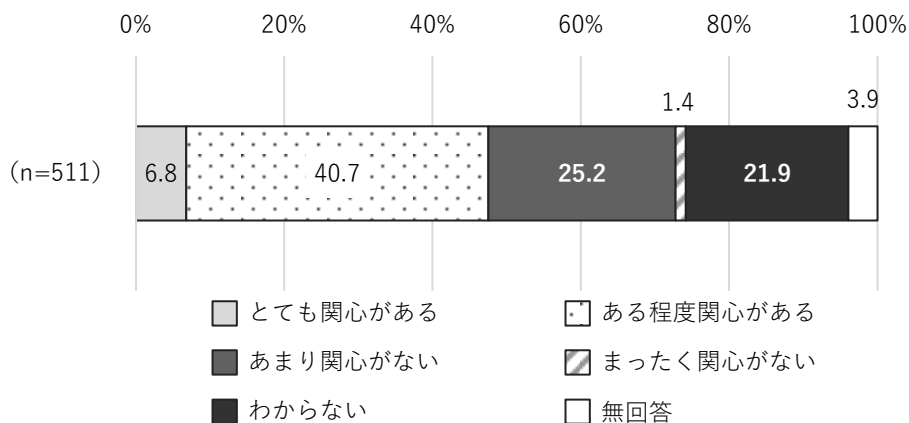
合理的配慮の考え方の認知度については、「合理的配慮の考え方については知らない」が62.4%と6割を超えています。『考え方を知らない』（「合理的配慮という言葉は聞いたことがある」+「合理的配慮の考え方については知らない」）割合は80.4%と8割を占めています。



●障害福祉への関心

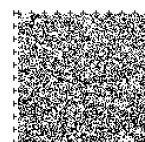
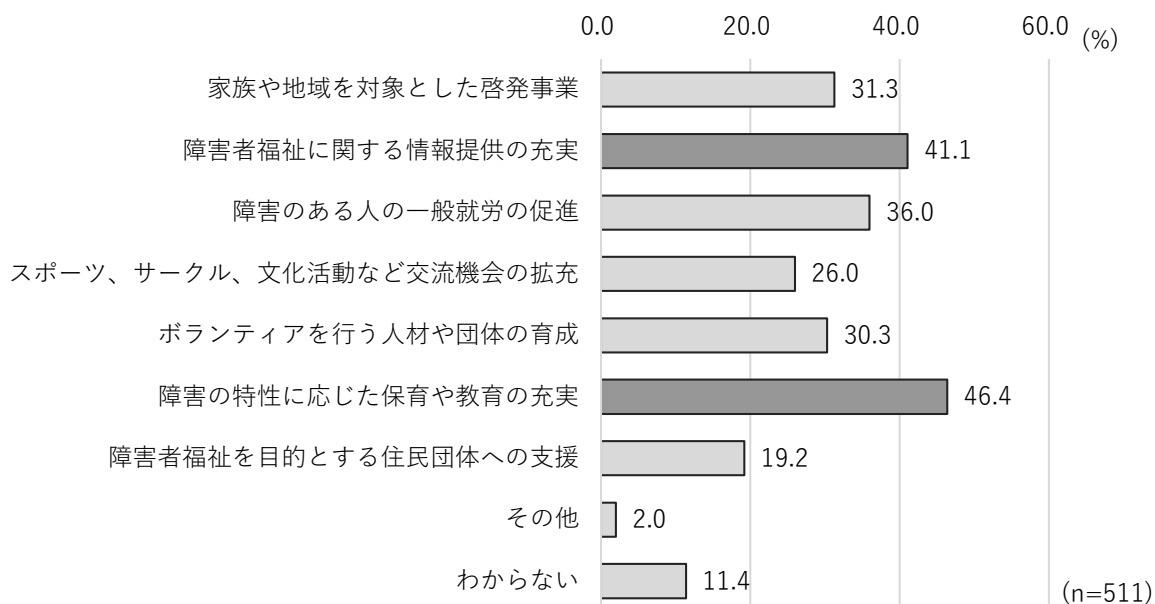
障害福祉への関心については、「ある程度関心がある」が40.7%で最も高く、次いで「あまり関心がない」(25.2%)、「わからない」(21.9%)が続いています。

『関心がない』(「あまり関心がない」+「まったく関心がない」)割合は26.6%となっています。



●障害や障害のある人に対する理解を深めるために必要なこと

障害や障害のある人に対する理解を深めるために必要なことについては、「障害の特性に応じた保育や教育の充実」、「障害者福祉に関する情報提供の充実」が4割を超え高くなっています。



③団体・事業所調査

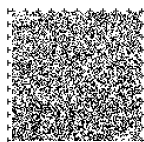
日頃より福祉活動等をされておられる皆様からのご意見やご提案をいただくため、アンケート形式による聞き取りを行い、12 団体・事業所からご回答を頂きました。なお、意見等の概要については、原文から掲載しています。

➤ 貴団体の活動上の問題点と解決のための取組や望む支援

活動上の問題点	解決のための取組・望む支援
<ul style="list-style-type: none"> ・複合化、複雑化した課題の増加 ・活動報酬が最低賃金を下回っている ・会員の高齢化 ・次の世代への事業継続 ・活動している建物が古い ・人数不足 ・資金不足 	<ul style="list-style-type: none"> ・関係者が連携して解決する仕組み ・活動会員のスキルアップのために学ぶ場 ・個人会員の募集 ・創業、事業継承、マッチング等の支援強化 ・サービスにつながっていない方への周知 ・精神障害者に対応した地域包括支援事業の体制づくり（未治療者への精神保健相談等） ・イベント時の手伝いスタッフの派遣

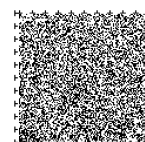
➤ 障害福祉サービスの中で量的に充足／不足していると思うサービス

量的に充足しているサービス	量的に不足しているサービス
<ul style="list-style-type: none"> ・障害福祉サービスに介護保険サービスにはない余暇活動を支援するサービスがあること ・障害への科学的な理解を持つための学びの場 ・地域福祉活動等助成事業 ・地域活動 ・障害者の方が抱える様々な相談事案に対する環境整備 ・日中活動は充足しているが、活動内容等については満足とはいえない ・相談支援、通所サービス ・生活介護 ・精神障害者の通所系事業所で「足りない」という話を聞かないので、充足していると受け止めている ・バリアフリーなど施設面 	<ul style="list-style-type: none"> ・知的障害者（児）社会参加事業 ・障害者が住みやすいまち ・多様化する相談事業 ・単的な対応から伴走的な支援転換による体制整備 ・生まれ育った地域に生活を維持する拠点 ・移動支援 ・医療的ケアが必要な日中活動の場 ・機械浴を提供できる事業所 ・移動支援の受入れ事業所 ・今の生活を継続できるグループホームなどの住まいの場 ・ショートステイ ・居宅介護の通院等介助や通院等昇降介助 ・成人の日中活動、支援作業所 ・障害児相談支援事業所 ・住居の確保 ・障害者と健常者が一緒に何かをする活動



- 障害のある人の困り事
 - ・外出での移動
 - ・助けをしてほしいが言いにくい
 - ・障害福祉作業及び収益性を鑑みた働き場所の設置
 - ・教育環境の整備
 - ・不測、将来の不安解消対策
 - ・災害時の避難等
 - ・身近に相談できる人がいない
 - ・病院の説明や手続きが難しいと理解できない
 - ・精神科に受診したいがリハビリセンターでは診てもらえない
 - ・他の病院に電話をしても予約がとれない
 - ・定期試験などの問題用紙の文字の大きさ、回答用紙の枠の大きさ、フォント
 - ・学校教育の場で、精神障害への理解が進んでいない
 - ・ヘルプカードの意味が知られていない
 - ・気兼ねなく楽しめるよう、障害のある人、子ども、その家族だけが参加できるイベントがほしい
- 川西町が行う福祉サービスの情報提供や相談事業で役立っている点／不便な点

役立っている点	不便な点
<ul style="list-style-type: none"> ・身近に相談場所があり、関係課が1つに集約されていることから、相談に対して迅速に対応可能 ・地域包括支援センターの存在 ・老人会等ではレクリエーション用品貸し出しで引きこもりがちな人も楽しめている ・磯城郡地域自立支援協議会との地域連携による問題認識の共有と協議の連携 ・情報を教えてもらえる、将来の見通しについて話を聞いてもらえる ・窓口で必要な情報や次の相談先を案内してくれ、情報共有や連携がとれている ・受給者証発行について、利用者年齢が記載されている ・全戸配布される町の広報誌は貴重な情報提供ツール ・担当の窓口が親切 	<ul style="list-style-type: none"> ・支援者の不在時における、短期的なステイ、サロンの設置不足 ・資源不足、情報の周知 ・地域に積極的に関わり、課題をすくいあげてほしい ・町や社会福祉協議会の窓口に来れない人、来る必要性を感じていない人への周知 ・申請に必要な書類をHPからダウンロードできるようにしてほしい ・役場が開いている時間に手続きできない人への対応 ・定期的に精神障害に関する話題を広報誌の記事にしてほしい ・ヘルプカードの推進と啓発 ・社会福祉協議会の活発な動き

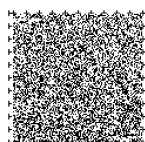


➤ 今後地域で果たしていきたい役割／そのために地域や行政に求めること

今後地域で果たしていきたい役割	そのために地域や行政に求めること
<ul style="list-style-type: none"> ・障害者の方が困ることに対し、役割に応じて支援を行うとともに、普及啓発を行う ・住み慣れた地域で、できるだけ長く生活しているサポート体制 ・地域で交流を深めたい ・就労機会を創出するための起業、事業領域拡大等への支援強化 ・民生児童委員等の地域住民との連携による相談支援 ・当事者もその家族も気軽に相談できる関係性づくり ・必要な情報提供と関係機関との連携 ・困っている人を温かく見守ってくれる人を増やしていく ・入院中の方の退院支援 ・障害のある子どももない子どもも一緒に楽しめる場づくり 	<ul style="list-style-type: none"> ・協力体制づくり ・情報提供 ・事務処理のサポート ・広報活動 ・自治体施策の有効活用 ・運営支援 ・「親亡き後」を託せる場づくり ・ちょっとしたサインを見逃さず、支援につなげる体制づくり ・役場等の公共施設での障害者雇用の促進 ・スタッフとしての協力（短時間・単発でもOK）、参加

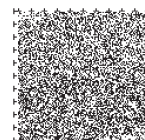
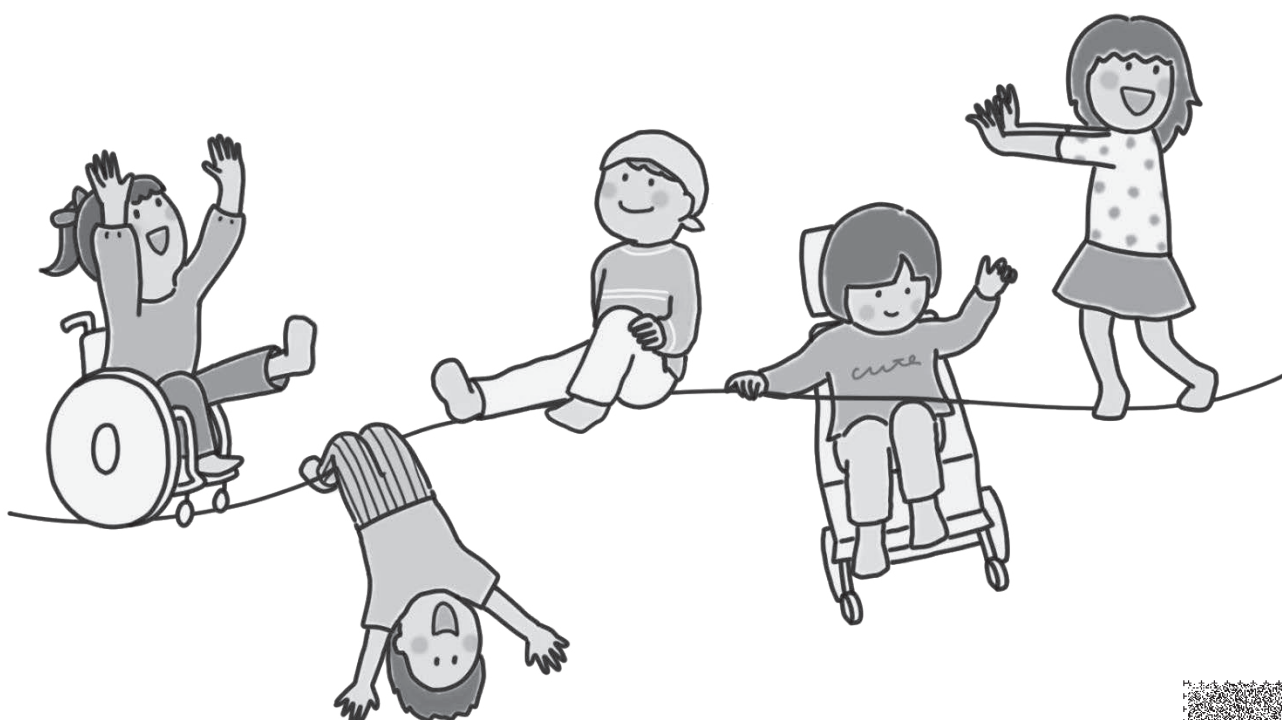
➤ 障害に対する理解の進み具合についての考えとその理由

- ・全く知らない方の行動や状況に対しての理解は難しい
- ・少しずつ進んできていると思う
- ・障害のある人を手助けしたいと思う
- ・理解は進んでいるように思うが、共に生きるという点では疑問
- ・障害のある人の活動を支えるボランティアグループが存在したが、次世代の人が引き継がず今はない
- ・メディアでの取り上げが増えた分、理解は進んでいるように思うが、地域の中での具体的な支援、関わりへの理解はなかなか進んでいないと思う
- ・サービスの充実により利用者と支援者という関係が増えたことから、障害のある人と地域住民等の横のつながりが増えていないため、障害に対する理解は進んでいないように思う
- ・研修講座等に参加してくれている人には理解を深められているが、川西町全体としてはなかなか進んでいないように思う
- ・障害福祉分野以外の領域では進んでいないと感じる。教員やケアマネージャーでも差別的な認識を持っている人がいる
- ・理解は進んでいるが、実際に障害のある人と関わった時の実践力としての理解は不十分だと思う
- ・適切な支援ができるように障害の特性や困りごと、配慮などを理解するための情報更新が必要



- 障害のある人や子どもの災害時の避難に関して望むこと
 - ・ 障害のある人が安心して過ごせる配慮のある避難場所
 - ・ プライバシーが守れる避難場所
 - ・ 災害時の移動手段の確保
 - ・ 指定された避難場所への周知・誘導、バリアフリー化、Wi-Fi 整備
 - ・ 高齢社会になり地域の助けが期待できない、できれば中学生にその主体となってほしい
 - ・ 障害特性、家族構成に応じた情報発信・サポート
 - ・ 日頃からの地域での避難訓練、災害時の生活シミュレーション
 - ・ 保育園・学校・高齢者施設・障害者施設の合同訓練
 - ・ 集団が苦手な方への小さめの個人スペース
 - ・ 福祉避難所の設置、情報周知

- 計画策定に向けてのご意見
 - ・ 実行できるプラン、実行できた事の「見える化」再挑戦の道を用意
 - ・ 県施策や郡内との連携協議を軸とした町独自の施策検討
 - ・ 障害者だけでなく誰もが幸せに暮らせる地域づくり



4. 第3次障害者計画における主な取組と課題

第3次障害者計画は、平成30（2018）年度から令和5（2023）年度までの6年間を計画期間とし、「地域で自分らしく生きることができるまちの実現」という基本理念のもと、6つの基本目標「共に支え合う地域共生社会の実現」、「安心して暮らせる支援体制の強化」、「働く場と機会の充実」、「保健・医療体制の充実」、「共に学び・育つ環境づくり」、「すべての人にやさしいまちづくり」を掲げ、数々の取組を進めてきました。

ここでは、第3次障害者計画における主な取組と課題をまとめています。

■基本目標1 共に支え合う地域共生社会の実現■

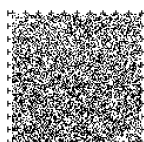
➤ 啓発・広報の充実

【取組】

- 広報誌やHPで障害への理解促進に向けた啓発を行ったものの、SNS等を活用した情報発信の導入には至りませんでした。
- 磯城郡地域自立支援協議会によって障害のある人への理解促進のためのイベントを開催していたものの、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により一部の年度では中止となりました。
- 町役場にて磯城郡地域自立支援協議会による物品販売を実施し、啓発活動を促進できました。
- 福祉体験学習として小中学校でアイマスク体験や車いす体験を実施するとともに、コロナ禍で福祉体験学習が中断となった際には、東京パラリンピックホストタウン事業の一環として、パラリンピアン講習会やバリアフリーマップの作製体験を行い、子どもたちへの障害に対する理解を促進できました。
- 一部の年度では新型コロナウイルス感染症拡大により人数制限、中止などあったものの、年1回、差別をなくす町民集会を行い、人権や障害者問題等に関する住民の理解を促進しました。

【課題】

- 住民に興味・関心をもってもらえるよう周知方法を企画するとともに、様々なツールを活用して情報発信を行うことが必要です。
- 制度改正を正確に把握し、正しい情報を住民に伝えるため、リーフレット・パンフレット等の定期的な見直しを行うことが必要です。
- 啓発活動の更なる促進に向け、物品販売場所を拡大していくことが必要です。
- 子どもたちがより障害、人権、社会福祉について関心を深められるよう、関係機関との連携・協働を更に充実していくことが必要です。
- 町民集会の参加者が高齢化しているため、幅広い年齢層に来てもらえるよう講演テーマの検討が必要です。



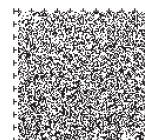
➤ 交流と社会参加の促進

【取組】

- 新型コロナウイルス感染症拡大により一部の年度でイベントが中止となったものの、障害のある人の社会参加促進を目的とする福祉サービスが充実し、地域住民との交流を深める取組が構築できました。
- 社協登録団体やボランティア連絡協議会との連携により住民主体の支え合い活動を推進するとともに、生活支援ボランティアの育成を目的とした養成講座も実施できています。
- 各障害者団体の自主活動支援として、情報提供や磯城郡地域自立支援協議会での意見交換の場を設けました。
- 障害のある人のコミュニケーション手段の確保として、手話奉仕員養成講座、手話通訳派遣事業、奈良県事業の「失語症向け意思疎通支援者派遣事業」等の実施、また、会話を文字起こしする「ログミーツ」を導入しました。
- 移動が困難な人の社会参加のためにガイドヘルパー派遣を実施しました。

【課題】

- 引き続き、障害のある人の社会参加促進に向けた機会の拡充、支援の充実、情報提供が必要です。
- ボランティアの高齢化が進み、後継者不足が問題となっていることから、若い世代に福祉活動に関心をもってもらうための取組が必要です。
- 今後も各障害者団体や磯城郡地域自立支援協議会等が主体となって自主的に活動できるように支援していくことが必要です。
- 障害のある人に様々なコミュニケーションツールがあることを周知するとともに、必要に応じて利用してもらえるよう支援を続けていくことが必要です。



■基本目標2 安心して暮らせる支援体制の強化■

➤ 生活支援の推進

【取組】

- 「訪問入浴サービス事業」の制度を構築する等、障害福祉サービスの充実に努めました。
- 1か所の事業所と締結し、緊急時365日24時間体制で対応できる制度を構築しました。
- 障害のある人が充実した生活を送ることができるよう、相談支援員等が広域的な視点でその人に合った生活拠点を紹介しました。
- 相談支援体制の強化のために、毎月連絡調整会議を行うなど、包括的に支援できる体制を構築しました。
- 障害のある人に対する保健・福祉・医療・教育等のサービスを全体調整する機関として定期的に磯城郡地域自立支援協議会を開催しました。

【課題】

- 今後も個々のニーズに応じたサービスを提供できるよう、サポート体制を構築していくことが必要です。
- サービス利用計画策定にあたっては専門的な視点から策定することが重要であることから、相談支援専門員のスキルアップを図ることが必要です。
- 解決方法が見いだせていない地域課題が多く、今後も継続して磯城郡地域自立支援協議会で議論を重ねていく必要があります。

■基本目標3 働く場と機会の拡充■

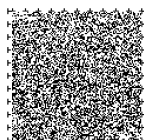
➤ 働く場・機会の確保

【取組】

- 町で障害者雇用促進法に基づき障害者雇用を行うとともに、「障害者雇用支援月間」・「障害者週間」等の住民啓発を行いました。
- ハローワークや障害者支援の関係団体との連携により就職希望者の支援を充実させることができました。一方で、磯城郡地域自立支援協議会に加入していない団体とのネットワークの構築は不十分です。
- 障害のある人自身の就労希望に応じて適切な訓練や情報提供等の支援を行いました。
- 優先調達制度の利用促進を庁舎内で周知し、利用額を増加させることができました。

【課題】

- 今後も町での障害者雇用を促進するとともに、企業に対しての障害者雇用の理解を促進することが必要です。
- 引き続き、就労に関する様々な関係機関との連携を拡充させ、障害特性に応じた就労・職場定着を支援していくことが必要です。
 - 自ら相談しない人への支援を検討していくことが必要です。



■基本目標4 保健・医療体制の充実■

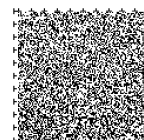
➤ 保健・医療の充実

【取組】

- 新型コロナウイルス感染症拡大により出前講座が未実施となったものの、ワクチン接種会場にてクイズ配布やポスター掲示を行う等、多くの住民に啓発を行うことができました。
- 障害や疾病等の早期発見に向け、訪問や乳幼児健康診査等の機会を通じて発達状況、聴力・視力等の状態を確認し、必要に応じて適切な治療に繋げるための情報提供を行いました。
- 健康に不安を抱える人への対応として、個別健康相談や電話相談を実施しました。
- 精神障害者相談支援事業と連携を取り、こころの健康相談を開催するとともに、ゲートキーパー養成講座を開催しました。
- 月1回住民向けに健康相談日を設けていますが、難病に関する相談はほとんどない状況です。
- 発達障害やその疑いのある子どもに対し、集団療育、個別療育、保育園・幼稚園での巡回相談を行い、園や医療機関と連携をとりながらフォローを行いました。
- 子育て支援センターと集団療育教室によりペアレントトレーニングを実施することで、発達障害への情報提供と知識の普及に努めました。
- 医療費助成の対象者には手帳取得時に必ず周知、申請を促し経済的負担の軽減に努めるとともに、医療機関との連携や保健師の相談等を行い、個々の状態に応じた適切なサービス支給に努めました。

【課題】

- 障害や疾病等の早期発見に向け、各種健診で使用する機器等の精度を高めることが必要です。
- 感染対策を行いながら、「健康かわにし21」に基づく取組を推進していくことが必要です。
- 難病に関する相談がほとんどないことから、職員の難病に関する知見を広げるための取組が必要です。
- 早期に保育園に入園する子どもが増え、集団療育やペアレントトレーニングに参加する親子の減少傾向がみられることから、親子教室等の場を活用した療育的支援、情報提供を行っていくことが必要です。
- 引き続き、医療費助成の対象者を取りこぼさないよう周知徹底を図るとともに、医療と福祉の連携を推進していくことが必要です。



■基本目標5 共に学び・育つ環境づくり■

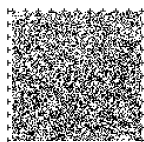
➤ 教育・育成の推進

【取組】

- 障害のある子どもとない子どもが生活を共にする統合教育の推進のため、各学級に特別支援教育支援員を配置し、特性のある園児の受入を行いました。
- 特別支援教育の質の向上を図るため、研修の受講機会を設けました。
- 障害のある子どもの適正な就学を進めるため、入園前の親子面談の実施、保健センターとの情報共有を進めました。
- 本町と三宅町との2町による教育支援委員会を設置しきめ細かな教育相談を実施するとともに、臨床心理士による巡回相談、特別支援教育コーディネーターによる相談を実施する等、専門機関と連携した相談事業も実施しました。
- 令和2（2020）年度より通級指導教室を開設し、特別支援学級の入級に至らない児童への支援を開始しました。
- 特別支援学級に入級・通級している児童については、個別の教育支援計画・指導計画を作成するとともに、経過観察児童についても個別の指導計画を作成する等、個に応じた指導と関係機関との連携に努めました。
- 学校と家庭・地域とのつながりを強化するため、家庭科や栽培学習の補助、ボランティア部・生徒会活動等の機会を通じて、地域住民の方との交流を深めました。
- スポーツ推進員をはじめとして、ポッチャ等の障害者スポーツや軽スポーツを地域団体へ紹介するとともに、競技指導や体験会を実施する等、障害のある人も参加しやすい環境づくりに努めました。
- 障害のある人の自主的な活動グループに対し、施設利用料の減免を行い、活動支援を行いました。
- 社会教育施設についてバリアフリー化を考慮した施設としています。

【課題】

- インクルーシブ教育システムの構築に向け、支援体制の整備・充実、個別の教育支援への取組を推進していくことが必要です。
- 障害のある子どもたちが一貫して適切な教育・支援を受けられるよう、関係機関との連携強化、教職員の資質の向上が必要です。
- 地域に開かれた学校づくりを進めるため、学校・地域パートナーシップ事業等を活用し、家庭の支援や地域の参画を通じた協働体制を充実していくことが必要です。
- 現在までにスポーツ関係の教室、クラブ等の実績がないため、引き続き障害者スポーツを含む軽スポーツを推進し、障害の有無にかかわらず一緒に楽しむことができる環境づくりを推進していくことが必要です。
- 施設の老朽化に伴い、計画的に修繕及び改修を行うことが必要です。



■基本目標6 すべての人にやさしいまちづくり■

➤ 生活環境の向上

【取組】

- 道路や歩道については、段差や破損個所の発見・通報により早期復旧及び解消に努めるとともに、施工にあたっては高齢者・障害のある人へ配慮を行いました。
- 身体障害のある人に対しては、自家用車両改造費、自転車運転免許取得費用の助成等の制度の活用を促進し、社会参加を支援しました。
- タクシー料金の助成、コミュニティバス使用料の減免等の制度利用を促進するとともに、その他各種手帳所持者への情報提供に努めました。
- まほろば「あいサポート運動」を年1回以上実施し、障害のある人への理解を促進するとともに、民生委員児童委員にはゲートキーパー研修を行い、意識の向上に努めました。

【課題】

- 従来の維持管理方法を踏襲しながら、引き続き高齢者や障害のある人に配慮したまちづくりを進めていくことが必要です。
- 引き続き、制度が利用可能な対象者に丁寧に情報提供を行っていくことが必要です。

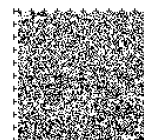
➤ 防災・防犯体制の充実

【取組】

- 障害のある人の防犯意識高揚に向け、広報誌等での周知を行うとともに、地域の相談役である民生委員児童委員に対し、犯罪被害防止のための研修や消費者トラブル回避に関する研修を実施し、相談支援を充実することができました。
- 障害のある人やその家族が相談に来た際に日常生活の中で防災意識を高めるよう助言を行いました。
- 防災行政システムの更新を行い、役場や自治会からの情報をスマートフォン等で音声により認識できる「聞く」メール、災害時の気象情報や避難情報を文字により確認することができる「見る」メールの運用を開始しました。
- 自主防災組織の強化として、防火訓練に対する補助金交付事業を実施しました。

【課題】

- 今後、民生委員児童委員以外の様々な団体に対しても研修会を開催し、地域での見守り体制を強化していくことが必要です。
- 情報伝達の促進として、今後各種メールの登録者数増加に向けた周知が必要です。
- 障害のある人が安全に避難できるよう、避難行動要支援者リストの更新を行うとともに、個別避難計画の作成を進めることが必要です。



第3章 計画の基本的な考え方

1. 計画の基本理念

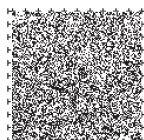
本町では、総合計画において、まちの将来像に「安心 すくすく 豊かな心を育む“かわにし”」を掲げ、基本的な施策の方向を定めつつ、町政を展開しています。

本計画は、障害者福祉の視点からこの将来像に向けた取組を具体化するもので、今後も、誰もが住み慣れた地域で、生きる喜びを感じ、安心感と尊厳を持って暮らせる「地域共生社会」の実現に向けた取組を推進していく必要があります。

上記の点を踏まえ、障害のある人も家庭や地域で当たり前の生活ができるようにする社会づくり（ノーマライゼーション）、医学・理学的な機能回復のみならず、人間としての尊厳を回復し、生きがいを持って社会参加する（リハビリテーション）という考え方のもと、障害のある人の「自己選択・自己決定」、「社会参加・参画」を促進し、「障害の有無に関わらず、誰もが共に安心して暮らすことができるまち」の実現に向けた取組を推進していくという観点から、基本理念は、福祉関連計画の上位計画である「川西町第2次地域福祉計画」の基本理念を踏襲し、「みんなが共に安心して暮らせるまちづくり」とします。

みんなが共に安心して暮らせるまちづくり

障害のある人が、その能力や個性を最大限に発揮して、障害のある人もない人も、ともに支え合い、認め合い、ともに育ち・働き・生きるまちを町民・企業・行政が一体となって作っていきます。また、ライフステージに応じた支援についてもその時期に応じた取組を進めます。



2. 計画の基本目標

基本理念の「みんなが共に安心して暮らせるまちづくり」に向けて、次の6つを計画の基本目標とします。

1. 共に支え合う地域共生社会の実現

障害の有無に関わらず、「支え手」「受け手」という関係を超えて、誰もが人格と個性を尊重し支え合う地域共生社会の実現のためには、障害への正しい知識をもち、障害のある人への適切な配慮を理解することが必要です。地域福祉の理念をもとに、広報・啓発活動や福祉教育を通じて、障害への理解を促進していきます。

また、障害のある人の社会参加を促進するため、様々な媒体で情報提供を行うとともに、関係団体と連携し様々な活動の機会の拡充に努めます。

2. 安心して暮らせる支援体制の強化

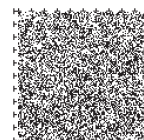
障害のある人が安心して地域生活を続けられるよう、地域での暮らしを支える障害福祉サービスや生活支援事業を充実させるとともに、多様なニーズに対応できるよう相談支援体制の強化を進めます。

また、安心して暮らせるまちづくりに向け、障害のある人自身の人権が十分に尊重されるとともに、障害のある人自身が意思を決めること、決めた意思を伝えられることなど、障害のある人の権利を守るための仕組みづくりを推進します。

3. 働く場と機会の充実

働く意欲をもつ障害のある人が、適正と能力に応じた職業に就き、社会経済活動に参加し、自立した生活を送ることができるよう、就業の場、雇用機会の確保に努めるとともに、事業所への雇用理解、障害のある人への職業相談、職業訓練の充実など、雇用の拡大を図ります。就労後も、事業所に対する障害への理解促進や、障害のある人への相談支援を行い、安心して働き続けるための支援を充実します。

また、関係機関や事業所に対する障害者就労支援施設等からの受注機会の拡大を図ります。



4. 保健・医療体制の充実

住民の健康の保持・増進を図る保健・医療の充実は、障害の有無に関係なく、健やかで活力ある生活を支えていくうえで重要であり、障害の早期発見・早期対応をはじめ、障害の原因となる疾病を予防する保健・医療体制づくりを継続して進めます。

加えて、精神障害のある人が地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、入院中の精神障害のある人の早期退院、地域生活への移行・定着に向けた保健センターの機能強化、医療機関等との連携を促進していきます。

また、すべての障害のある人の障害の軽減を図り、自立を促進するために、保健・医療・福祉の連携を図り、障害のある人が乳幼児期から高齢期にわたって適切な保健・医療サービスを受けられる体制を充実します。

5. 共に学び、育つ環境づくり

障害の有無に関わらず、誰もが人格と個性を尊重し合う共生社会の実現に向け、障害のある子どもが様々な子どもとふれあいながら成長できる仕組みを整備するとともに、障害の状態や特性が異なる子ども一人ひとりのニーズに対応した適切な指導・支援体制を充実します。

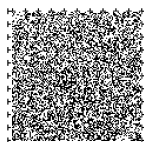
また、学校卒業後も、障害のある人が豊かな人生を送ることができるよう、教育、スポーツ、文化などの様々な機会に親しむための取組を充実します。

加えて、教職員の障害への理解を促進するために、教職員向けの研修・講座を開催するとともに、保護者への障害の理解促進に向けた啓発や、気軽に相談できる相談窓口の充実に努めます。

6. すべての人にやさしいまちづくり

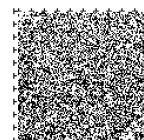
障害のある人が地域で安心して暮らしていくために、まちづくりの様々な面でバリアフリー、ユニバーサルデザインの考え方を取り入れていくとともに、障害のある人が移動しやすい仕組みの整備、アクセシビリティに配慮した施設等の整備に努めます。

また、災害をはじめとする緊急時に障害のある人が安全に避難できるよう、情報提供体制を充実するとともに、地域で支え合い、助け合うことができるような防災体制づくりを促進します。



3. 施策の体系

基本理念	基本目標	主要施策
みんなが共に安心して暮らせるまちづくり	1. 共に支え合う 地域共生社会の実現	(1)広報・啓発の充実 ①多様な広報・啓発の推進 ②福祉教育の充実 (2)交流と社会参加の促進 ①交流機会の拡充 ②ふれあいのまちづくりの促進 ③社会参加のための情報の提供 ④社会参加の促進
	2. 安心して暮らせる 支援体制の強化	(1)生活支援の推進 ①住宅福祉サービスの充実 ②居住の場づくりの推進 ③障害のある人の相談支援体制の充実 (2)権利擁護の推進 ①成年後見制度の利用等による権利擁護の推進 ②虐待防止の取組の推進 (3)行政等による配慮の充実 ①職員の理解促進と配慮の充実 ②選挙における配慮
	3. 働く場と機会の充実	(1)働く場・機会の確保 ①雇用の促進と安定 ②就労に向けた取組の促進
	4. 保健・医療体制の充実	(1)保健・医療の充実 ①障害の原因となる疾病の予防及び早期発見・早期対応 ②早期療育、医療サービスの充実
	5. 共に学び、育つ環境づくり	(1)教育・育成の推進 ①就学前教育の充実 ②学校教育の充実 ③社会教育の充実
	6. すべての人に やさしいまちづくり	(1)生活環境の向上 ①歩行空間の整備 ②移動・交通対策の推進 ③建築物の整備 ④暮らしやすい住宅の整備 ⑤「住みよい福祉のまちづくり」の推進 (2)防災・防犯体制の充実 ①障害のある人を犯罪から守るための支援 ②地域での防災体制づくりの推進



第4章 障害者福祉施策の方向と展開（第4次障害者計画）

1. 共に支え合う地域共生社会の実現

(1) 広報・啓発の充実

現状と課題

本町では、障害や障害のある人に対する理解を深めるため、「広報かわにし」、「川西町ホームページ」での啓発やパンフレット・リーフレット等の配布、磯城郡地域自立支援協議会主催のイベントの開催の周知等を行い、住民への広報・啓発を推進しています。

学校教育では、社会福祉協議会と連携して福祉体験学習を実施する等、学校の創意工夫や関係機関との協力のもと、福祉体験・交流活動による理解の促進を図っています。

地域に対しては、町民集会において人権問題の啓発を行っています。

一方で、一般住民を対象としたアンケートでは約4人に1人が障害福祉への関心がないと答えているとともに、障害のある人を対象としたアンケートでは約15%の人が、障害があることで差別や嫌な思いをした経験があると答えた結果となっています。

障害のある人が地域で安心して暮らしていくために、障害に関する地域の理解は必要不可欠であることから、引き続き広報・啓発活動を一層推進していくことが必要です。

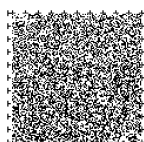
施策の基本的方向

障害のある人への差別や偏見をなくし、「自己選択や自己決定」による「社会参加・参画」ができる社会を目指して、障害や障害のある人に対する住民の理解と認識を高めるための広報・啓発活動を継続して推進し、心のバリアフリーの実現に努めます。

主要な施策

①多様な広報・啓発の充実

①「広報かわにし」、「川西町ホームページ」等の充実	<ul style="list-style-type: none">●「広報かわにし」、「川西町ホームページ」等について、ノーマライゼーションの視点に立った啓発記事づくりによる福祉欄の充実に取り組みます。●効果的に情報提供を行うために、Facebook・LINE等のSNSの活用等、様々なツール・方法での情報発信に取り組みます。
②障害者週間の普及・活用	<ul style="list-style-type: none">●広報やホームページ、無線放送等の様々なツールを用いて障害者週間の周知を図るとともに、住民に障害や障害のある人に対して興味関心を持ってもらえるような周知方法を企画します。
③啓発パンフレットの活用	<ul style="list-style-type: none">●各種の障害者福祉施策や制度改正をはじめ、障害に関する正しい知識の普及を図るため、様々なパンフレット・リーフレット等を作成・活用し、保健・医療・福祉の窓口、役場等での配布を積極的に行います。



④障害者関係団体による啓発活動の促進	<ul style="list-style-type: none"> ● 障害に関して広く住民の理解を深めるため、障害者関係団体との連携を図り、磯城郡地域自立支援協議会による定期的な物品販売等を通じて啓発活動の促進に努めます。 ● 活動の拡大に向け、物品販売場所の拡大、電子決済の導入に努めます。
--------------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

②福祉教育の充実

①学校教育における福祉教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ● 子ども達が人権や社会福祉について関心を持ち、自ら考え、行動する力を養うため、幼稚園教育要領、小・中学校学習指導要領に基づいた福祉教育の推進に努めます。 ● 障害者団体、社会福祉協議会をはじめとする関係機関との連携を強化し、福祉体験学習や障害のある人との交流学习を充実します。
②社会教育における福祉教育の充実	<ul style="list-style-type: none"> ● 障害や障害のある人に対する住民の理解を深めるために、人権について考える機会の場として年1回町民集会を開催します。 ● 講演内容の人権課題テーマを毎年変更するなど、幅広い年齢層に参加してもらうための工夫に努めます。

障害の「社会モデル」って？



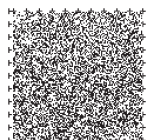
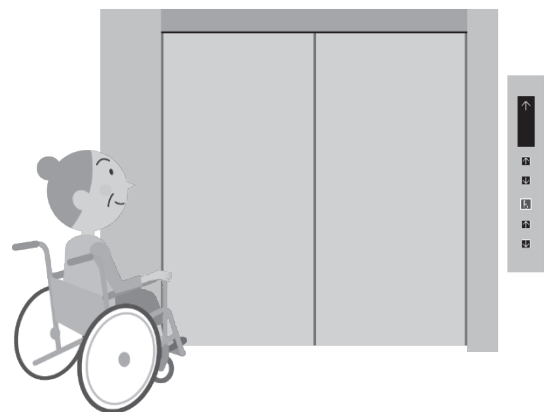
「社会モデル」とは、心身の障害そのものが問題なのではなく、障害により日常生活や社会生活が妨げられる社会の側に問題があり、その障壁を取り除くことが社会の責務であるとする考え方です。

例えば・・・

階段しかないとき車いすでは上の階に上がることができません。



エレベーターがあれば車いすでも上の階に上がることができます。



(2) 交流と社会参加の促進

現状と課題

障害や障害のある人について、地域の住民が深く理解し、お互いを尊重し合える関係を築くためには、知識を得るだけでなく、実際に交流する機会が必要となります。

本町では、障害のある人と地域住民の交流の場としてイベントを企画・実施するほか、障害者団体の自主活動の支援、様々なコミュニケーションツールの導入、ボランティア活動の推進等を行い、障害のある人と地域のつながりの強化を図っています。加えて、障害のある人が、気軽に文化・芸術にふれたり、スポーツ・レクリエーションに参加することができるよう、幅広く情報収集に努め、参加促進につなげています。

一方で、一般住民を対象にしたアンケートでは、障害のある人への一般の理解が深まっているとは思わない／どちらともいえないと思う理由で、障害のある人と障害のない住民が交流できる機会が少ないという理由が4割を超えています。

今後とも、障害のある人とない人が共に理解し合い、地域で暮らすことのできるまちづくりに向け、地域活動をはじめ様々な社会活動に障害のある人が参加できる取組を推進することが必要です。

施策の基本的方向

障害のある人とない人が共に理解し合い、障害のある人の地域での生活の向上や社会参加を促進するため、交流の機会の拡充やボランティアの充実、情報の入手、コミュニケーション手段の確保などの支援に努めます。

また、文化・芸術活動、スポーツ・レクリエーション等への参加やまちづくり活動への参画等、障害のある人の積極的な社会参加に向けた情報提供等の支援に努めます。

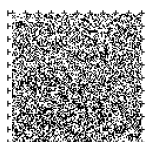
主要な施策

①交流機会の拡充

①交流の場づくり	●障害のある人とない人の交流を活発にするため、地域に密着した日常的な取組やイベントについて工夫をこらして企画・実施し、参加者の増加に努めます。
----------	-------------------------------------------------------------------------

②ふれあいのまちづくりの促進

①社会福祉協議会の体制の充実	●地域福祉の要である社会福祉協議会の体制の充実を図れるよう、その活動を支援します。 ●社会福祉協議会と連携強化を図り、ボランティア活動に関する情報発信、講座等を実施し、住民がボランティアに参加しやすい地域づくりを推進します。
②障害者団体の自主活動の支援	●各障害者関係団体等へ、活動場所や情報の提供等を通じ、それぞれの目的に沿った自主活動の支援に努めます。 ●磯城郡地域自立支援協議会で活動報告や意見交換の場を設け、自主活動の輪を広げます。

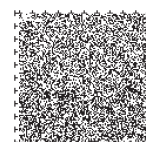


③社会参加のための情報の提供

①情報提供の拡充	<ul style="list-style-type: none"> ● 障害福祉サービス一覧や利用手続き等、サービスを必要とするすべての人に正しい情報が適切にいきわたるよう、「障害者福祉のあんない」やホームページにおいて情報提供の充実に努めます。 ● 交流・ボランティア活動や文化・芸術、スポーツ・レクリエーション活動等に関する情報提供を充実させ、障害のある人の社会参加を促進します。
②情報の入手、コミュニケーション手段の充実	<ul style="list-style-type: none"> ● 手話等のボランティアの養成・派遣の促進、意思疎通支援者派遣事業の実施、文字起こしツールの導入等、様々なコミュニケーションツールを積極的に導入し、障害のある人の情報の取得利用、コミュニケーション手段を充実します。

④社会参加の促進

①文化・芸術、スポーツ・レクリエーション活動への参加促進	<ul style="list-style-type: none"> ● 障害の有無に関わらず、誰もが文化・芸術にふれたり、スポーツ・レクリエーションを楽しんだりでき、生活にうらおいを与えられるよう、その機会づくりの推進に努めるとともに、郡内、県内、県外の情報を的確に把握し、幅広く住民に周知します。 ● 文化・体育施設等の周知と利用の促進等、文化・芸術、スポーツ・レクリエーション活動への参加促進に向けた支援を行います。
②移動支援事業の推進	<ul style="list-style-type: none"> ● 屋外での移動が困難な障害のある人の社会参加を促進するため、地域生活支援事業における移動支援の利用促進とサービス提供事業所の更なる開拓に努めます。



2. 安心して暮らせる支援体制の強化

(1) 生活支援の推進

現状と課題

本町では、障害のある人の地域生活を支えるための様々な障害福祉サービスの充実や、多様なニーズに対応するための相談支援の実施に努めるとともに、緊急時対応のための体制の構築に取り組んでいます。

一方で、障害のある人を対象としたアンケートでは障害福祉サービスを利用していない割合が6割を超え、サービスを利用していない理由では「サービスがあることを知らなかったため」が1割を占めていることから、障害のある人やその家族に障害福祉サービスを分かりやすく伝える取組を推進していく必要があります。

今後、障害のある人やその家族の高齢化が進行し、障害福祉サービス利用の増加が見込まれることから、障害福祉サービスの充実、質の向上に努めるとともに、障害のある人の個々の心身の状況や本人の意向、家族の状況等を踏まえ、適切なサービスが提供されるよう、関係機関と連携しながら相談支援の充実に取り組む必要があります。

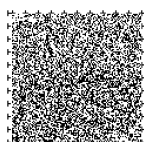
施策の基本的方向

障害のある人が日常生活において必要なサービスが利用できるよう、引き続き各種福祉サービスの充実を図るとともに、保健・医療との連携のもと、障害の状況に応じた多様で質の高い効果的なサービスを提供するよう努めます。

主要な施策

①在宅福祉サービスの充実

①自立支援給付事業の充実	●個々のニーズに対応した障害福祉サービスを提供できるよう、障害福祉サービスの充実に取り組むとともに、緊急時対応ができる事業所の開拓に努めます。
②地域生活支援事業の推進	●地域生活支援事業の各事業におけるサービス量を確保し、その充実を図るとともに、任意事業については、できる限り、障害のある人やその介護者のニーズに応じたサービスを提供できるよう事業実施に努めます。
③地域福祉活動の推進	●障害の有無に関わらず、支え手、受け手という関係を超えて誰もが支え合う地域共生社会の実現に向け、地域福祉計画に基づいた取り組みを推進します。



②居住の場づくりの推進

①居住の場づくり	<ul style="list-style-type: none"> ●障害のある人が身近な地域で自立し、充実した生活を送ることができるよう、その生活拠点となるグループホーム・ケアホームの確保を広域的な視点も踏まえながら進めます。 ●障害のある人やその家族のニーズに合った施設を紹介できるよう、町外や県内、県外含めグループホーム・ケアホームの施設情報を収集します。
----------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------



③障害のある人の相談支援体制の充実

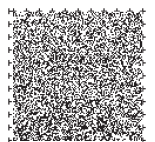
①障害者相談支援体制の強化	<ul style="list-style-type: none"> ●障害のある人の心身の状態や多様なニーズに対応できるよう、毎月1回連絡調整会議を行い、相談支援の強化を図ります。 ●サービス利用計画を作成する相談支援員について、専門的な視点から作成できるようスキルアップを図ります。
②磯城郡地域自立支援協議会の開催支援	<ul style="list-style-type: none"> ●複合化・複雑化した地域課題の解決に向け、保健・福祉・医療・教育などの関係機関の連携・調整を行うための磯城郡地域自立支援協議会の開催を支援します。

障害にかかわるマークって？



障害のある人にかかわる様々なマークがあります。ここでは主なものを紹介します。

<p>ヘルプマーク</p>  <p>外見から分からなくても援助や配慮を必要としている方々が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせるためのマークです。</p>	<p>障害者のための国際シンボルマーク</p>  <p>障害者が利用できる建物、施設であることを明確に表すための世界共通のシンボルマークです。</p>
<p>身体障害者標識</p>  <p>肢体不自由であることを理由に免許に条件を付されている方が運転する車に表示するマークです。</p>	<p>聴覚障害者標識</p>  <p>聴覚障害であることを理由に免許に条件を付されている方が運転する車に表示するマークです。</p>
<p>耳マーク</p>  <p>聞こえが不自由なことを表すと同時に、聞こえない人・聞こえにくい人への配慮を表すマークです。</p>	<p>ほじょ犬マーク</p>  <p>補助犬の同伴受け入れを社会に広く知らしめるためのマークです。</p>



(2) 権利擁護の推進

現状と課題

障害のある人が安心して暮らすために、障害者差別解消法、障害者虐待防止法、成年後見制度等、様々な法律や制度が整備されてきましたが、障害のある人を対象としたアンケートでは、成年後見制度について「名前も内容も知らない」と回答の方が3割を超えており、「名前を聞いたことがあるが、内容は知らない」を合わせた『内容を知らない』割合では6割を超えています。

今後、障害のある人の権利擁護の推進に向け、成年後見制度の利用支援を推進するとともに、障害者虐待の防止・早期対応に向け、広報や相談支援、関係機関との連携を充実させる必要があります。

施策の基本的方向

障害のある人が地域で安心して生活を送ることができるよう、成年後見制度の利用促進を図るとともに、障害のある人への虐待の防止に向けた啓発、虐待の早期発見・対応のための相談窓口の充実、関係機関との連携強化に取り組めます。

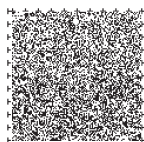
主要な施策

①成年後見制度の利用等による権利擁護の推進

①成年後見制度の利用支援	● 障害により判断能力が不十分な人が自己に不利な契約等を結ぶことがないよう、地域包括支援センターや長寿介護課と共催で、成年後見制度利用に向けた相談会の開催等を行います。
--------------	--------------------------------------------------------------------------------------

②虐待防止の取組の推進

①障害者虐待の未然防止・早期対応	● 障害のある人への虐待の未然防止に向け、虐待に該当する行為や通報先を広報・啓発し、住民等から通報があった場合には迅速に対応します。
②関係機関との連携強化	● 障害のある人への虐待が発生した場合には、関係機関と連携し、被虐待者の保護に加え、虐待者への相談支援等を行います。



(3) 行政等による配慮の充実

現状と課題

障害のある人が日常生活や社会生活を営む上で支障となる社会的障壁を除去、軽減するための合理的配慮については、社会のあらゆる場で取組が推進されるよう、行政サービスにおいては特に率先して取り組んでいく必要があります。

本町では、手話通訳者の派遣や会話の文字起こし等のツールの導入など、障害のある人のアクセシビリティに配慮した情報提供、意思疎通支援を行っています。

引き続き、町職員等が障害や障害のある人への正しい理解を持ち、障害のある人に対し合理的配慮を提供できるよう、職員向けの研修の実施やコミュニケーションツールの活用を図ることで、行政サービスを向上させていくことが必要です。

施策の基本的方向

障害のある人がその権利を円滑に行使できるよう、司法手続きや選挙等において必要な環境の整備や障害特性に応じた合理的配慮の提供を行うとともに、行政機関の窓口等における障害のある人への配慮の徹底、アクセシビリティに配慮した情報提供を推進します。

主要な施策

①職員の理解促進と配慮の充実

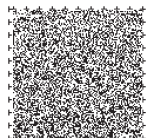
①職員の理解促進と行政サービスにおける合理的配慮の推進

- 町職員の障害や障害のある人への配慮に対する理解を促進するため、職員向けの研修を実施するとともに、コミュニケーションツールの周知を図る等、意思疎通支援に関する取組を推進します。

②選挙における配慮

①選挙における配慮

- 障害特性に応じた選挙に関する情報の提供に努めるとともに、投票所におけるバリアフリー推進や必要な備品の設置等、投票環境の向上に努めます。
- 代理投票の実施等、障害のある人が自らの意思に基づいて円滑に投票するための取組を推進するために、投票所の関係者に十分な周知を図ります。



3. 働く場と機会の充実

(1) 働く場・機会の確保

現状と課題

障害のある人が地域で質の高い自立した生活を営むためには就労が重要であるとの考え方の下、働く意欲のある障害のある人がその適正に応じて能力を十分に発揮することができるよう、多様な就業の機会を確保するとともに、就労支援の担い手の育成や、一般就労が困難な人に対しては工賃の水準の向上を図る等、総合的な支援を推進していくことが重要です。

本町では、障害者雇用促進法に基づき障害者雇用を行うとともに、「障害者雇用支援月間」・「障害者週間」等の啓発を行うとともに、関係団体と連携し就職を希望される人への支援を行っています。

一方で、障害のある人を対象としたアンケートでは、障害者の就労支援として必要なこととして「職場の障害者理解」、「職場の上司や同僚に障害の理解があること」が3割を超え高くなっており、住民の障害や障害のある人の働き方に対する理解促進へのニーズが高くなっています。

引き続き、障害のある人の就労支援、就労定着支援を行うとともに、障害者雇用に関する啓発を充実させ、障害のある人が働きやすい環境づくりを推進していくことが必要です。

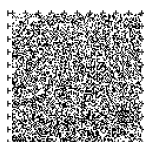
施策の基本的方向

障害のある人一人ひとりの適性と、その能力に応じた雇用・就労を促進するため、住民に対する啓発活動を推進するとともに、就労支援を行う様々な関係機関と連携した職業相談対応、雇用の拡大、福祉的就労への支援の充実に努めます。

主要な施策

① 雇用の促進と安定

①行政機関の雇用の推進	●町として、障害者雇用促進法に基づく雇用は基準を満たしている状況ですが、今後とも町等の行政機関が率先して、適職の開発や職場環境の改善に努めるとともに、障害者雇用を推進します。
②障害者雇用に関する啓発活動の促進	●障害のある人の雇用に関して「障害者雇用支援月間」や「障害者週間」等を中心に住民への啓発に努めるとともに、企業の障害者雇用の理解促進に向け各種助成制度の周知に努めます。 ●パンフレット等の活用により、各種助成制度の周知をハローワーク等と連携して実施することで就職希望者を支援します。
③職業相談の充実	●働くことを希望する障害のある人の雇用・就労促進に向け、障害者就業・生活支援センターをはじめとした関係機関との連携を更に強化し、個々の障害特性に応じた就労支援・職場定着支援体制を充実します。
④広域的な就労ネットワークの形成	●就労前から就労後にわたって障害のある人の就労支援を図れる体制づくりに向け、磯城郡地域自立支援協議会を中心に、協議会に加入していない団体も含め、関係機関とのネットワーク拡大を推進します。



②就労に向けた取組の促進

<p>①一人ひとりの状況に応じた就労への支援</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●能力や通勤等の条件が整っており、一般企業への就労の可能性がある障害のある人について、ハローワーク等との連携により、本人の希望に応じ、適切な訓練や情報提供等の支援に努めます。 ●広報やホームページ等の各種媒体を利用して、就労支援に関する情報を周知します。
<p>②福祉的就労の場の充実</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●一般企業への就労が困難である障害のある人については、一人ひとりの状態に応じた就労の場を確保できるよう、サービス提供事業者等と連携し、就労継続支援等の福祉的就労の機会の提供に努めます。 ●優先調達制度の積極的な利用を促進し、障害のある人が一人でも多く就労につながるよう支援します。

障害者差別解消法って？

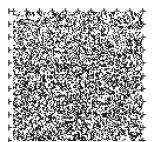
この法律では障害を理由とする「不当な差別的取扱い」を禁止するとともに、「合理的配慮の提供」を求めています。

「合理的配慮の提供」とは、障害のある人から社会の中にあるバリアを取り除くために何らかの対応を必要としているとの意思が伝えられたときに、負担が重すぎない範囲で対応することを求めるもので、令和6（2024）年4月1日から事業者による障害のある人への「合理的配慮の提供」が義務化されています。

例えば・・・

聴覚過敏があり、習い事に集中しづらかったり、体調が悪くなったりしてしまいます。

「イヤーマフ」を付けて音をやわらげることで落ち着いて習い事に取り組めるようになりました。



4. 保健・医療体制の充実

(1) 保健・医療の充実

現状と課題

誰もが生涯にわたり健康で過ごすことができるよう、住民一人ひとりが主体的に健康づくりに取り組むとともに、障害や疾病等の早期発見をはじめ、必要な保健・医療サービスをいつでも安心して受けることができる環境が重要です。

また、精神障害のある人が地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、入院中の精神障害者の地域への円滑な移行・定着に向けた、保健センターや地域の医療機関等との連携促進等、精神障害にも対応した「地域包括ケアシステム」の構築を推進していくことが必要です。

本町では、「健康かわにし 21 計画」に基づき取組を実施するとともに、乳幼児健康診査等の機会を通じた障害や疾病等の早期発見・早期対応や健康相談、各種医療機関と連携した支援等を行っています。

引き続き、各種健診の機会等を通じた障害や疾病等の早期発見・早期対応に取り組むとともに、障害の特性に応じたきめ細やかな支援を行える保健・医療提供体制を充実していくことが必要です。

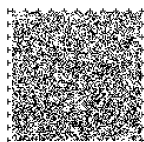
施策の基本的方向

障害の原因となる疾病等の適切な予防及び早期発見・早期対応の推進を図るとともに、精神障害のある人及びその家族のニーズに対応した多様な相談体制の構築を推進します。

主要な施策

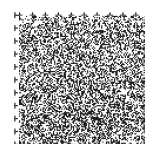
①障害の原因となる疾病の予防及び早期発見・早期対応

①健康づくり事業の推進	●住民が主体的に参加し健康づくりに取り組めるように、健康サポーターをはじめとするボランティア等の協力を得ながら、住民と行政が協働し、健康づくり事業を推進します。
②母子保健事業の推進	●各種健診や健康相談等の機会を利用し、障害や疾病等の早期発見に努めるとともに、医療・保健・療育機関との連携を強化し、早期に支援につなげます。
③成人保健事業の推進	●「健康かわにし 21 計画」に基づき、既存の事業を有効活用した健康づくりに関する啓発や出前講座等を行い、障害の原因の1つである生活習慣病予防対策を推進します。
④精神保健福祉対策の推進	●精神保健福祉に対する住民の理解促進に向け、自殺予防週間／月間における普及啓発に努めるとともに、一般住民向けのゲートキーパー養成講座を実施し、地域の支援体制の強化を図ります。 ●こころの健康相談を実施するとともに、精神障害者相談支援事業所と連携し、必要な支援につなげます。
⑤難病対策の推進	●保健所と連携を図りながら健康相談を実施するとともに、相談員の質の向上に関する取組を推進し、健康相談の更なる充実に努めます。



②早期療育、医療サービスの充実

<p>①早期療育の推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●障害や疾病等の早期発見と早期療育は、その後の障害の軽減や発達に及ぼす影響が大きいことから、集団療育、個別療育、保育園・幼稚園への巡回相談等を行い、園や医療機関と連携をとりながら適切なフォローにつなげます。 ●子育て支援センターと保健センターが連携してペアレントトレーニングや親子教室等を開催し、発達障害に関する情報提供と知識の普及に努めるとともに、必要に応じて精密検査の勧奨や療育教室等の紹介を適切に行います。
<p>②医療サービスの充実</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●障害者手帳取得後に、対象者には障害者医療費助成等の周知を必ず行い、障害のある人の経済的負担を軽減します。 ●在宅で療養している障害のある人に対して、医療機関との連携を図りながら適切なサービスにつなげられるよう、保健師の専門知識の向上を図るとともに、医療機関、ケースワーカーや障害者相談支援員による相談支援体制を充実させます。 ●医療機関受診時における障害特性に応じた配慮や適切な支援が行われるよう、医療機関への働きかけや受診しやすい体制づくりに努めます。
<p>③精神障害のある人に対する医療・相談支援の充実</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●保健センターに精神保健福祉に対応できる相談員を配置し、精神保健福祉相談事業に取り組むとともに、県の保健所等の関係機関と連携しながら、精神障害のある人の地域生活の支援に努めます。



5. 共に学び、育つ環境づくり

(1) 教育・育成の推進

現状と課題

障害の有無によって分け隔てられることなく、誰もが相互に人格と個性を尊重し合う共生社会の実現に向け、可能な限り共に教育を受けることのできる仕組みを整備するとともに、障害に対する理解を促進することが重要です。

本町では、各学級に特別支援教育支援員を配置する等、障害のある子どもとない子どもが生活を共にする統合教育に向け取組を進めるとともに、特別支援学級の子どもについては、個別に教育支援計画・指導計画を作成する等、個々に応じた指導にも努めています。加えて、社会教育の面でも、スポーツ推進員を中心とした障害者スポーツ・軽スポーツの実施、障害のある人の自主的な活動グループに対する施設利用料の減免等の活動支援を行い、障害のある人が生涯を通じて教育やスポーツ、文化等の様々な機会に親しむための機会づくりに努めています。

引き続き、障害のある子どもが様々な子どもとふれあいながら成長するための取組を推進するとともに、障害のある人が自らの可能性を追求できる環境を整備していくことが必要です。

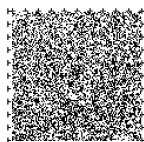
施策の基本的方向

障害のある人の社会的な自立に向けた基盤づくりとして、障害のある子どもに提供される配慮や学びの場の選択肢を増やし、障害の有無に関わらず可能な限り共に教育を受けられるように環境整備を進めるとともに、障害のある人が一生を通じて自らの可能性を追求できるよう、社会教育、生涯学習の充実を図ります。

主要な施策

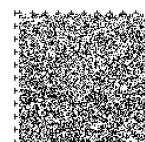
①就学前教育の充実

①統合教育の推進	●障害のある子どもとない子どもが遊びや生活を共にする統合教育に向け、各学級に特別支援教育支援員を配置し、個々の障害の状況や教育的ニーズに応じた合理的配慮の提供に取り組みます。
②特別支援教育の推進	●特別支援教育の内容の向上を図るとともに、子どもへの合理的配慮に基づき、保護者との合意のもと、施設や設備等の教育環境を整備します。 ●教職員への障害や疾病等への理解促進に向け、教職員向けの研修や講座を開催します。
③就学前教育相談の充実	●入園前の親子相談を実施するとともに、保健センター等の関係機関との連携を充実させ、障害のある子どもの適正な就学を進めます。
④受入体制の充実	●幼稚園教諭・特別支援教育支援員の加配や出張発達相談の実施等により、障害のある子どもへの多様な支援を継続して推進し、受入体制の充実を図ります。



②学校教育の充実

①就学相談・指導の充実	<ul style="list-style-type: none"> ●障害のある子ども一人ひとりの実態に即した就学を進めるため、教育支援委員会を設置し、きめ細かな教育相談を行います。 ●就学先決定後も一貫した教育支援への助言に取り組む体制を整備します。
②特別支援学級の充実	<ul style="list-style-type: none"> ●個々の障害の状態等に応じた指導内容や指導方法の工夫を検討するとともに、教職員間での連携の充実等、組織的かつ計画的な支援を行います。
③教育相談・指導の充実	<ul style="list-style-type: none"> ●臨床心理士による巡回相談、特別支援教育コーディネーターによる相談等、障害のある子どもの教育・療育相談に応じられる専門的な相談機関との連携を図ります。 ●相談窓口の周知を行うとともに、気軽に相談しやすい相談環境づくりを推進します。 ●教職員への障害や疾病等への理解促進に向け、教職員向けの研修や講座を開催します。
④教育・指導内容の充実	<ul style="list-style-type: none"> ●特別支援教育コーディネーターを中心とし、個々の習熟度に合った特別支援指導計画を作成し、適切な教育的支援を行います。 ●支援が必要な子どもが就学前から在学中、卒業後も切れ目なく一貫した支援を受けられるよう、保育所・認定こども園・幼稚園、療育機関との情報交換等の連携を強化します。 ●特別支援学級を担当する教職員の資質向上に向け、担当教職員への研修会・交流会を実施します。
⑤進路指導の充実	<ul style="list-style-type: none"> ●子ども一人ひとりの能力と意向に応じた適切な進路を保障するために、県教育委員会や教育研究所、福祉関連部門等との連携を強化し、進路指導の充実及び継続的な支援に努めます。
⑥学校・家庭・地域の連携の強化	<ul style="list-style-type: none"> ●学校の運営を地域住民とともに進める機会を充実させる等、学校・家庭・地域の連携を強化し、保護者と教職員、保護者同士の交流を深め、保護者の障害への理解を促進するとともに、障害のある子ども一人ひとりに対する総合的できめ細かな教育・指導の充実を図ります。
⑦統合教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ●障害のある子どもとない子どもの交流機会の拡充に努めるとともに、交流教育の推進を図ります。
⑧体験学習・現場実習の実施支援	<ul style="list-style-type: none"> ●障害のある子どもが自身の将来の進路や職業を考える機会である特別支援学校における郊外での社会体験学習や職場実習について、実施時の支援を行い内容の充実に寄与します。
⑨教育施設・設備の改善	<ul style="list-style-type: none"> ●障害のある子どもがより適切な環境の中で教育を受けられるよう、保護者との合意のもと、学校の施設や設備等の教育環境を整備します。



③社会教育の充実

①学習体制の整備	●障害のある人が自由に学ぶことができるよう、関係機関と連携して活動の紹介や指導を行うとともに、学習や研修の場では必要に応じて手話通訳・要約筆記等を配置する等、障害のある人が参加しやすい学習体制の整備を推進します。
②講座の充実	●福祉分野と連携し、ニーズに合った学習機会の提供に努めます。
③自主活動グループの支援	●障害のある人の自主的な活動グループに対し、施設利用料の減免等の支援を行います。
④施設・設備の整備	●障害の有無に関わらず、誰もが利用しやすい施設を目指し、町内の生涯学習施設等において計画的な施設・設備の整備を進めます。

身体障害者補助犬って？



身体障害者補助犬とは、盲導犬、介助犬、聴導犬のことです。

身体障害者の自立と社会参加に資するものとして、身体障害者補助犬法に基づき訓練・認定された犬で、公共施設や交通機関、飲食店等、様々な場所に連れていくことが認められています。



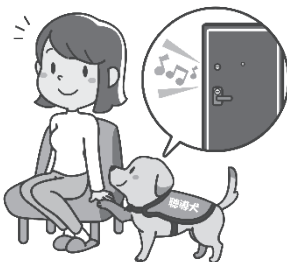
盲導犬

見えない、見えにくい人が安全に歩けるようにサポートします。障害物を避けたり、立ち止まって曲がり角や段差を教えたりします。



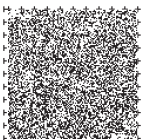
介助犬

手や足に障害のある人の日常生活動作をサポートします。物を拾って渡したり、指示したものを持ってきたり、脱衣の介助などを行います。



聴導犬

聞こえない、聞こえにくい人に必要な生活音を知らせます。玄関のチャイム音、メール等の着信音、赤ちゃんの泣き声、車のクラクション等を聞き分け教えます。



6. すべての人にやさしいまちづくり

(1) 生活環境の向上

現状と課題

障害のある人が地域で安全に安心して暮らしていくためには、生活環境の整備、移動しやすい環境の整備、アクセシビリティに配慮した施設等の普及促進等、障害のある人に配慮したまちづくりを総合的に推進していくことが重要です。

本町では、道路・歩道の段差や破損個所の早期復旧及び解消、障害のある人に対する各種助成制度の利用促進等に努めるとともに、障害の内容・特性や障害のある人の困り事、配慮の仕方等を理解し広げる活動である、まほろば「あいサポート運動」を実施する等、障害のある人が安全に安心して暮らすための環境づくりに取り組んでいます。

一方で、一般住民を対象としたアンケートでは、障害のある人への一般の理解が深まっているとは思わない／どちらともいえないと思う理由で、「障害のある人への配慮に欠ける行為を見かける」、「障害のある人に配慮した施設や設備が整っていない」等の項目が4割を超え高くなっています。

引き続き、障害のある人が安全に安心して暮らすための移動環境、施設等のバリアフリー化を推進するとともに、障害のある人に適切な配慮ができるよう、住民の理解促進と福祉意識の向上に取り組んでいくことが必要です。

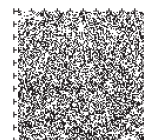
施策の基本的方向

障害のある人が安全に安心して暮らしていくために、ハード・ソフト両面でのバリアフリー化を一層推進します。

主要な施策

①歩行空間の整備

①歩きやすい歩行空間の整備	<ul style="list-style-type: none">● 段差や破損個所の発見・通報により歩道の早期改善に努めるとともに、施工にあたっては障害のある人や高齢者に配慮します。● 放置自転車等路上障害物の除去を進めます。
②視覚障害者用誘導ブロック等の設置	<ul style="list-style-type: none">● 視覚障害のある人の社会参加や外出を容易にし、安全に外出ができるよう、視覚障害者用誘導ブロック等の設置の推進、維持管理に努めます。



②移動・交通対策の推進

①自家用車の活用支援	<ul style="list-style-type: none"> ●身体障害のある人の社会参加を支援するため、自ら運転する自家用車両の改造費の助成、自動車運転免許取得費の助成等の情報提供を進めながら制度の活用促進に努めます。
②交通費の助成・割引制度活用の促進	<ul style="list-style-type: none"> ●身体障害者手帳1級・2級、療育手帳A（A1・A2）、精神障害者保健福祉手帳1級の手帳を持つ障害のある人に対し、通院等に利用したタクシー料金の助成、コミュニティバス「川西こすもす号」の使用料の減免を行うとともに、対象者への周知徹底に努めます。 ●鉄道・バスの運賃、国内の航空運賃、有料道路通行料金等の割引制度の情報提供を行い、割引制度の活用促進に努めます。
③駐車対策の促進	<ul style="list-style-type: none"> ●障害のある人が安全かつ安心して駐車できるよう、公共施設等での身体障害者用の駐車スペースの確保に努めます。

③建築物の整備

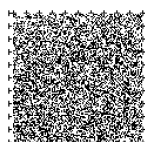
①建築物の整備	<ul style="list-style-type: none"> ●町関連施設、コミュニティ施設等について、地域の要望を精査しながら計画的にバリアフリー化を推進します。 ●新規施設整備にあたっては、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）」を踏まえ、建築基準に沿った施設整備に努めます。
---------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

④暮らしやすい住宅の整備

①障害のある人に配慮した公営住宅の整備	<ul style="list-style-type: none"> ●公営住宅の整備にあたっては、障害のある人や高齢者の状況を考慮し、「川西町公営住宅等長寿命化計画」に沿った整備を進めます。
②住宅改修のための助成制度の周知・利用促進	<ul style="list-style-type: none"> ●重度の身体障害のある人に対し、住宅改修にかかる費用の一部を給付する事業等の周知と利用促進に努めます。

⑤「住みよい福祉のまちづくり」の推進

①「住みよい福祉のまちづくり」の推進	<ul style="list-style-type: none"> ●まちで困っている人を見かけたら積極的に声をかけることや、障害のある人の通行を妨げる行為の自粛等、障害のある人が暮らしやすい環境づくりに町ぐるみで取り組めるよう、まほろば「あいサポート運動」を実施し、障害のある人への理解と福祉意識の向上に努めます。
--------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------



(2) 防災・防犯体制の充実

現状と課題

障害のある人が地域で安全に安心して暮らしていくために災害に強い地域づくりを推進するとともに、災害発生時における障害特性に配慮した情報提供、避難支援を行うことが重要です。また障害のある人を犯罪被害や消費者被害から守るため、防犯対策や消費者トラブル防止に向けた取組を推進することが必要です。

本町では、防災行政システムの更新を行い、町や自治会からの情報及び災害時の情報をスマートフォン等で音声により認識できる「聞く」メール、文字により確認することができる「見る」メールの運用を開始する等、障害特性に配慮した情報提供の仕組みを整備するとともに、障害のある人の防犯意識高揚に向けた啓発、民生委員児童委員への研修の実施による相談支援の充実等に取り組んでいます。

一方で、障害のある人を対象としたアンケートでは、災害時に一人で避難できない割合が3割を超えているとともに、災害時に困ることとして、投薬や治療が受けられない、避難所の設備や生活環境が不安といった意見が4割を超えて高くなっています。

災害や犯罪等の発生時、障害のある人は弱い立場となりやすいため、地域一体となって防災体制、防犯体制を強化していけるよう、引き続き、障害特性に配慮した情報伝達・相談支援体制の整備、関係機関等との連携を推進することが必要です。

施策の基本的方向

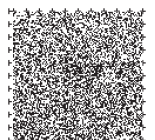
障害のある人が地域で安全に安心して生活できるよう、防災・防犯知識の普及や地域防犯・防災ネットワークの拡充に努めるとともに、災害時・緊急時の情報提供体制や避難支援体制を充実します。

主要な施策

①障害のある人を犯罪から守るための支援

①障害のある人を犯罪から守るための支援

- 障害のある人の防犯意識の高揚に向け、広報やホームページ、パンフレット等での情報提供を行います。
- 地域の身近な相談役である民生委員児童委員をはじめとした関係団体に対し、警察署や消費生活相談員等と連携した研修を行い、相談支援の充実を図ります。



②地域での防災体制づくりの推進

①日常的な防災対策	<ul style="list-style-type: none"> ● 障害のある人やその家族への防火・防災知識の普及に努め、火災報知器・消火器の設置、家具の固定、安全な部屋での就寝等、日常生活の中での防災意識を高めます。
②防災体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ● 障害のある人等の安全な避難支援に資するため、避難行動要支援者リストの作成を行うとともに、個別避難計画の作成を進めます。 ● 防災対策に関する各種マニュアルの改定・充実に努めます。 ● 障害のある人が円滑に避難できるよう、災害発生時の避難支援体制の整備を推進するとともに、避難場所の周知やバリアフリーへの配慮に取り組みます。
③情報伝達手段の整備	<ul style="list-style-type: none"> ● 「聞く」メール、「見る」メールの登録者増加に向け周知促進に努めます。 ● 自主防災組織と連携を強化しながら避難支援体制の確立を図ります。
④地域での防災体制づくりの促進	<ul style="list-style-type: none"> ● 防災訓練を実施するだけでなく、自主防災組織が行った防災訓練に対する補助金交付を行う等、自主防災組織の強化・育成を推進します。 ● 地域での介護・介助が必要な避難行動要支援者の実態を把握し、住民共助による救助、避難体制づくりを促進します。

まほろば「あいサポート運動」って？

まほろば「あいサポート運動」とは、奈良県で平成25（2013）年8月から取り組んでいる運動で、障害の有無にかかわらず、誰もが暮らしやすい共生社会を実現するため、

①障害の内容・特性

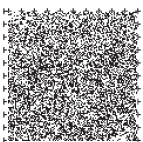
②障害のある方が困っていること

③配慮の仕方やちょっとした手助けの方法などを理解し、実践する

「あいサポーター」を養成し、県民運動として広げていくことにより、誰もが暮らしやすい共生社会の実現を目指すものです。

「あいサポーター」とは、地域や団体、職場などの企画により実施される「あいサポーター研修」を受講した人のことで、研修終了後には、あいサポーターバッジが配布されます。

あいサポーターバッジ



第5章 第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画

1. 国の基本指針とサービス体系

①国の基本指針

国が示す「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（以下、「基本指針」という）は、障害者総合支援法第87条第1項及び児童福祉法第33条の19の規定に基づき、障害福祉サービス等の提供体制及び自立支援給付等の円滑な実施を確保することを目的として作成されます。

障害福祉計画・障害児福祉計画は、国が示す基本指針に即して市町村及び都道府県が作成すると規定されているため、本計画は令和5（2023）年に改正された基本指針に沿って策定することとします。

■障害福祉計画・障害児福祉計画の「基本指針」■

- ✓ 基本指針は、障害福祉施策に関する基本的事項や成果目標等を定めるもの
- ✓ 都道府県・市町村は基本指針に即して3ヶ年の「障害福祉計画」及び「障害児福祉計画」を策定する。（今回の計画期間は令和6（2024）年度～令和8（2026）年度）

■「基本指針」の主な改正内容■

①入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援

- ・ 重度障害者等への支援など、地域のニーズへの対応
- ・ 強度行動障害を有する障害者等への支援体制の充実
- ・ 地域生活支援拠点等の整備の努力義務化
- ・ 地域の社会資源の活用及び関係機関との連携も含めた効果的な支援体制の整備推進
- ・ グループホームにおける一人暮らし等の希望の実現に向けた支援

②精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

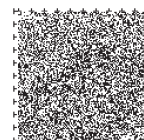
- ・ 精神障害者等の相談支援業務に関して市町村における実施体制を整える重要性及び当該業務を通じた日頃からの都道府県と市町村の連携の必要性
- ・ 都道府県は、医療計画との整合性に留意した計画の策定

③福祉施設から一般就労への移行等

- ・ 一般就労への移行及び定着状況に関する成果目標の設定
- ・ 就労選択支援の創設への対応について成果目標に設定
- ・ 一般就労中の就労系障害福祉サービスの一時的な利用に係る法改正への対応
- ・ 地域における障害者の就労支援に関する状況の把握や、関係機関との共有及び連携した取組

④障害児のサービス提供体制の計画的な構築

- ・ 市町村における重層的な障害児支援体制の整備や、それに対する都道府県における広域的見地からの支援
- ・ 地域におけるインクルージョンの推進
- ・ 都道府県及び政令市における、難聴児支援のための中核機関を有する体制の確保等について成果目標に設定
- ・ 都道府県における医療的ケア児支援センターの設置について成果目標に設定
- ・ 地方公共団体における医療的ケア児等に対する総合的な支援体制の構築について成果目標に設定
- ・ 障害児入所支援から大人にふさわしい環境への円滑な移行支援について成果目標に設定



⑤発達障害者等支援の一層の充実

- ・市町村におけるペアレントトレーニングなど家族に対する支援体制の充実
- ・市町村におけるペアレントトレーニング等のプログラム実施者養成の推進
- ・強度行動障害やひきこもり等の困難事例に対する助言等を実施

⑥地域における相談支援体制の充実・強化

- ・基幹相談支援センターの設置及び基幹相談支援センターによる相談支援体制の充実・強化等に向けた取組の推進
- ・地域づくりに向けた協議会の活性化

⑦障害者等に対する虐待の防止

- ・障害福祉サービス事業所等における虐待防止委員会や職員研修、担当者の配置の徹底、市町村における組織的対応、学校、保育所、医療機関との連携の推進

⑧地域共生社会の実現に向けた取組

- ・社会福祉法に基づく地域福祉計画及び重層的支援体制整備事業実施計画との連携並びに市町村による包括的な支援体制の構築の推進

⑨障害福祉サービスの質の確保

- ・障害福祉サービスの質に係る新たな仕組みの検討を踏まえた記載の充実
- ・都道府県による相談支援専門員等の養成並びに相談支援専門員及びサービス管理責任者等の意思決定支援ガイドライン等を活用した研修等の実施

⑩障害福祉人材の確保・定着

- ・ICTの導入等による事務負担の軽減等に係る記載の新設
- ・相談支援専門員及びサービス管理責任者等の研修修了者数等を活動指標に追加

⑪よりきめ細かい地域ニーズを踏まえた障害（児）福祉計画の策定

- ・障害福祉DBの活用等による計画策定の推進
- ・市町村内のより細かな地域単位や重度障害者等のニーズ把握の推進

⑫障害者による情報の取得利用・意思疎通の推進

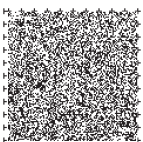
- ・障害特性に配慮した意思疎通支援や支援者の養成等の促進に係る記載の新設

⑬障害者総合支援法に基づく難病患者への支援の明確化

- ・障害福祉計画等の策定時における難病患者、難病相談支援センター等からの意見の尊重
- ・支援ニーズの把握及び特性に配慮した支援体制の整備

⑭その他：地方分権提案に対する対応

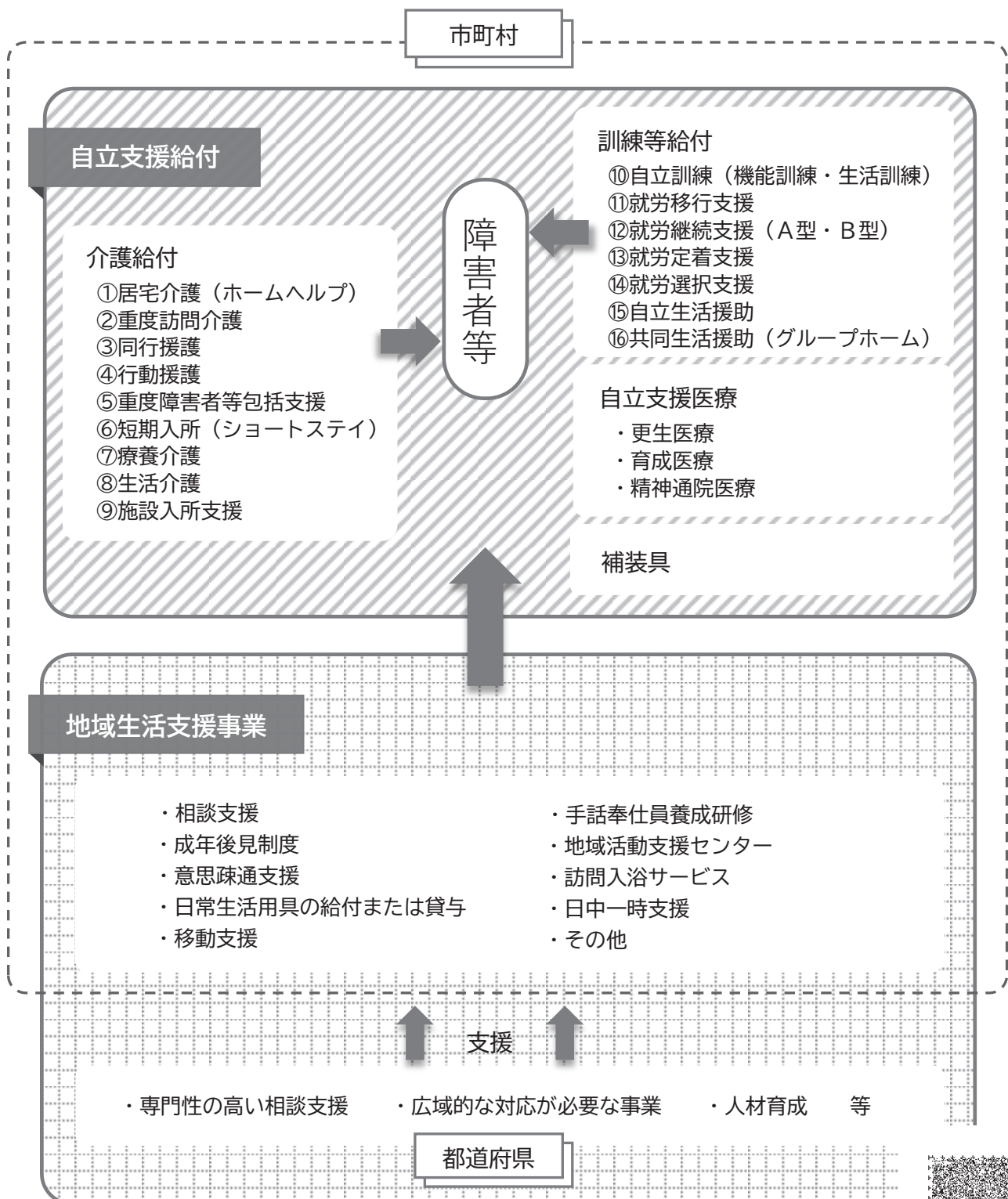
- ・計画期間の柔軟化
- ・サービスの見込量以外の活動指標の策定を任意化



②障害者総合支援法に基づくサービス体系

障害福祉サービス等は、障害のある人のそれぞれの障害程度や社会活動、介護者、居住の状況等を踏まえて個別に支給決定が行われる「障害福祉サービス」と、市町村の創意工夫により、地域の実情に応じて柔軟に実施できる「地域生活支援事業」に大きく分けられています。

「障害福祉サービス」は、介護の支援を受ける場合には「介護給付」、訓練等の支援を受ける場合には「訓練等給付」に位置づけられ、それぞれ利用の際のプロセスが異なります。



2. 基本指針に基づく目標値

①令和5（2023）年度に向けた目標値の達成状況

第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画では、障害者（児）の自立支援の観点から、国の基本指針に基づき、令和5（2023）年度を目標年度として成果目標を設定しました。以下に成果目標に対する達成状況を掲載します。

(1)地域生活支援拠点等が有する機能の充実

地域生活支援拠点の機能の1つである緊急時の受け入れについては、令和4（2022）年に地域生活支援拠点（緊急時対応）の協定書を交わし整備を図ったものの、その他の機能（体験の機会・場、専門的人材の確保・育成、地域の体制づくり）については、未整備のままとなっており、地域生活支援拠点の整備は未達成となりました。

年1回以上の運用状況の検証・検討については継続した実施ができています。

項目	令和5年度 目標値	令和5年度 実績見込み
地域生活支援拠点等（か所）	1	0
年1回以上運用状況を検証・検討	実施	実施

(2)福祉施設の入所者の地域生活への移行

福祉施設の入所者及び入院中の精神障害者や単身の障害がある人等の地域生活への移行準備や住居確保等が十分にできず、地域生活への移行者数、施設入所者数の削減についてはどちらも未達成となりました。

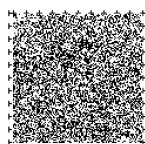
項目	令和5年度 目標値	令和5年度 実績見込み
地域生活への移行者数（人）	1	0
施設入所者数の削減見込（人）	1	0

(3)福祉施設から一般就労への移行等

●福祉施設から一般就労への移行

福祉施設から一般就労への移行者数については、移行支援事業、就労A型で達成となりましたが、就労B型は就労A型への移行はありましたが、一般就労への移行者数は0と未達成となりました。

項目	令和5年度 目標値	令和5年度 実績見込み
年間一般就労移行者数（人）	移行支援事業	1
	就労A型	1
	就労B型	0



●就労定着支援事業の利用者数

就労定着支援事業の利用者数については、1人以上の利用が見込まれ達成となっています。

項目	令和5年度 目標値	令和5年度 実績見込み
一般就労への移行者のうち 就労定着支援事業の利用者数（人）	1	1人以上

●就労定着率

就労定着支援事業を実施する事業所が0か所で未達成となっています。

項目	令和5年度 目標値	令和5年度 実績見込み
就労定着支援事業のうち就労定着率が8割以上の事業所 （か所）	1	0

(4)障害児支援の提供体制の整備等

●児童発達支援センターの設置

町単独及び磯城郡圏域での児童発達支援センター設置はなく目標未達成となりましたが、広域では「奈良県障害者総合支援センター わかくさ愛育園」が設置されており、連携しながら支援を継続しています。

項目	令和5年度 目標値	令和5年度 実績見込み
児童発達支援センター（か所）	1	0

●保育所等訪問支援の充実

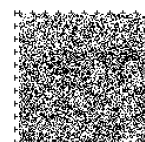
保育所等訪問支援の充実は継続して実施ができており、利用実績も少しずつ増加しています。

項目	令和5年度 目標値	令和5年度 実績見込み
保育所等訪問支援実施体制	実施	実施

●主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保

主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保については、小規模である本町独自の整備が困難であり、どちらも未達成となりました。

項目	令和5年度 目標値	令和5年度 実績見込み
主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所数（か所）	1	0
主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業 所数（か所）	1	0



●医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置

医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置、コーディネーターの配置については、小規模である本町独自の整備が困難であり、どちらも未達成となりました。

項目	令和5年度 目標値	令和5年度 実績見込み
医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置（か所）	1	0
医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置（人）	1	0

(5)相談支援体制の充実・強化等

障害の種別や各種のニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援として、身体及び知的障害者の相談支援として社会福祉協議会に、精神障害者については相談支援センターいろはに委託し、体制を構築し実施することができました。

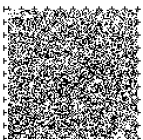
地域の相談支援事業所に対する訪問等による専門的な指導、人材育成の支援や連携強化等については、小規模である本町独自の実施は難しく、未達成となりました。

項目	令和5年度 目標値	令和5年度 実績見込み
総合的・専門的な相談支援の実施	実施	実施
地域の相談支援体制の強化	実施	未実施

(6)障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

障害福祉サービス等の質を向上させる取組として、県や関係団体が実施する各種研修に職員が積極的に参加し、質の向上を図りました。

項目	令和5年度 目標値	令和5年度 実績見込み
障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築	実施	実施

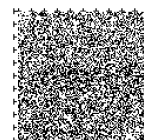


②国の基本指針における成果目標

国の基本指針に示されている成果目標については、次の通りです。

●市町村で設定する成果目標

項目	国の基準
(1)施設入所者の地域生活への移行	<ul style="list-style-type: none"> ・令和4（2022）年度末時点の施設入所者数の6%以上を地域生活へ移行 ・令和4（2022）年度末時点の施設入所者数から5%以上削減
(2)地域生活支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・各市町村において地域生活支援拠点等を整備するとともに、コーディネーターの配置等による効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、また年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況の検証・検討を行う ・強度行動障害を有する者に関し、各市町村または圏域において支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進める
(3)福祉施設から一般就労への移行等	<ul style="list-style-type: none"> ・就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者数を令和3年度実績の1.28倍以上（移行支援事業：1.31倍以上、就労継続支援A型：1.29倍以上、就労継続支援B型：1.28倍以上） ・就労移行支援事業利用就労者に占める一般就労移行者の割合が5割以上の事業所が全体の5割以上 ・就労定着支援事業の利用者数を令和3年度実績の1.41倍以上 ・就労定着率が7割以上の事業所が全体の2割5分以上
(4)障害児支援の提供体制の整備等	<ul style="list-style-type: none"> ・児童発達支援センターを各市町村又は各圏域に1か所以上 ・全市町村において、障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）推進体制の構築 ・主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村又は各圏域に1か所以上 ・医療的ケア児等支援のための保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場の設置 ・医療的ケア児等に関するコーディネーターを各市町村又は各圏域に配置
(5)相談支援体制の充実・強化等	<ul style="list-style-type: none"> ・各市町村に基幹相談支援センターを設置 ・協議会における個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等
(6)障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築	<ul style="list-style-type: none"> ・各都道府県及び各市町村において、サービスの質向上のための体制を構築



③成果目標に対する目標値

障害のある人の自立支援の観点から、国の基本指針に基づき、令和8（2026）年度を目標年度として、次の項目について目標値を設定します。

(1)施設入所者の地域生活への移行

福祉施設の入所者及び入院中の精神障害者や単身の障害がある人などの地域生活への移行準備や住居確保等が十分できていない状況ですが、目標達成に向け、相談支援事業所、関係機関等と連携を図り、当事者のニーズに応じて地域移行への支援を行っていきます。

項目		令和4年度末 実績	令和8年度 目標値
施設入所者数（人）	A	6	8
地域生活移行者数（人）	B		1
移行率（％）	$B \div A$ （令和4年度末）		16.7
減少（見込み）数	C		1
削減率（％）	$C \div A$ （令和4年度末）		16.7

(2)地域生活支援の充実

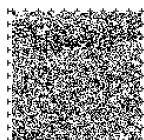
地域生活支援拠点については、体験の機会・場、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくりの整備の3つの機能が未整備の状態となっているため、圏域での整備も視野に入れ、地域生活支援拠点の整備を図るよう努めます。

●地域生活支援拠点等の整備

項目	令和4年度末 実績	令和8年度 目標値
地域生活支援拠点の整備（か所）	0	1
年1回以上運用状況を検証・検討	実施	実施
コーディネーターの配置人数（人）	—	1

●強度行動障害を有する者への支援体制

項目	令和8年度 目標値
強度行動障害を有する者への支援ニーズの把握等についての取組の実施	実施



(3)福祉施設から一般就労への移行等

現在、一般就労移行に向けた支援、一般就労の定着支援ともに支援につなげていない状況ですが、目標達成に向け、関係機関と連携しながら個々の就労能力に応じた支援を図ります。なお、就労移行支援事業を実施する事業所、就労定着支援事業を実施する事業所の整備については、関係機関と連携しながら圏域等での設置を目指します。

●福祉施設から一般就労への移行

項目	令和3年度末実績	令和8年度目標値
就労移行支援等を通じた一般就労への移行者数（人）	0	1人以上
就労移行支援事業利用者のうち一般就労への移行者数（人）	0	1人以上
就労継続支援A型から一般就労への移行者数（人）	0	1人以上
就労継続支援B型から一般就労への移行者数（人）	0	1人以上

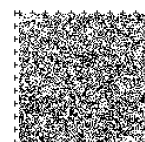
	令和8年度目標値	
	全事業所数	うち移行した割合が5割以上の事業所数
就労移行支援事業を実施する事業所数（か所）	1	1か所以上
就労移行率5割以上の事業所割合（%）		100.0

●就労定着支援事業の利用者数

項目	令和3年度末実績	令和8年度目標値
就労定着支援事業の利用者数（人）	0	1人以上

●就労定着率

	令和8年度目標値	
	全事業所数	うち定着率7割以上の事業所数
就労定着支援事業を実施する事業所数（か所）	1	1
就労定着率7割以上の事業所割合（%）		100.0



(4)障害児支援の提供体制の整備等

児童発達支援センター、児童発達支援事業所、放課後等デイサービス事業所、医療的ケア児等支援のための関係機関の協議の場及びコーディネーターの配置については、町単独での設置が困難であることから、圏域での設置を目指します。

地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制の構築については、保育所等訪問支援を利用できる体制を既に整えており、今後更なる活用促進に努めます。

●児童発達支援センターの設置

項目	令和4年度末実績	令和8年度目標値
児童発達支援センターの設置（か所）	0	1

●地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制

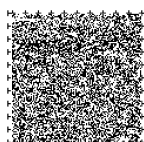
項目	令和4年度末実績	令和8年度目標値
体制の構築	実施	実施

●主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保

項目	令和4年度末実績	令和8年度目標値
主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所（か所）	0	1
主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所（か所）	0	1

●医療的ケア児等支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置

項目	令和4年度末実績	令和8年度目標値
医療的ケア児等支援のための関係機関の協議の場の設置（か所）	0	1
医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置（人）	0	1



(5)相談支援体制の充実・強化等

総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化及び関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりの役割を担う基幹相談支援センターについては、町独自での設置が困難であることから、広域（圏域）での共同設置に向けて広域（圏域）市町村で協働しながら整備を目指します。

地域づくりに向けた協議会の機能をより実効性のあるものとするため、協議会における相談支援事業所の参画による事例検討実施回数、協議会の専門部会の設置数、協議会の専門部会の実施回数の目標値を下記の通りとします。

●基幹相談支援センターの設置

項目	令和4年度末実績	令和8年度目標値
基幹相談支援センターの設置	0	1

●協議会における個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等

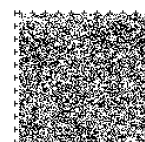
項目	令和8年度目標値
協議会における相談支援事業所の参画による事例検討実施回数（回）	11
協議会の専門部会の設置数（部会）	2
協議会の専門部会の実施回数（回）	11

(6)障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

利用者が真に必要とする障害福祉サービス等の提供を行うことが重要であることから、令和8（2026）年度末までに、各種研修の活用促進、計画的な人材養成の推進等の取組を実施する体制の構築に向けて検討を進めます。

●障害福祉サービスの質の向上のための体制の構築

項目	令和4年度末実績	令和8年度目標値
障害福祉サービスの質を向上させるための取組に係る体制の構築	未実施	実施

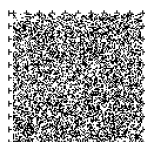


3. 障害福祉サービスの見込みと確保策

障害福祉サービスは、訪問系サービス、日中活動系サービス、居住系サービス及び相談支援に分かれており、それぞれのサービスについて、実績値を踏まえた見込みと確保策について次の通り設定します。

①訪問系サービス

区 分	内 容
居宅介護	身体障害のある人、知的障害のある人、精神障害のある人で、日常生活を営むのに支障がある場合、入浴、排せつ、食事の介護等、居宅での生活全般にわたる支援を行うサービス。
重度訪問介護	重度の障害があり常に介護を要する人に、居宅における介護から外出時の移動支援までを行う総合的なサービス。
同行援護	視覚障害により移動が著しく困難な人の外出時に同行し、移動に必要な情報提供や外出する際の必要な援護を行うサービス。
行動援護	知的障害や精神障害により常に介護を要する人に、行動の際に生じ得る危険を回避するため、必要な援護や外出時における移動中の介護等を支援するサービス。
重度障害者等包括支援	介護の必要性が著しく高い人に居宅介護等のサービスを包括的に提供するサービス。



■実績と見込み量

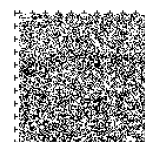
区分	単位	実績		見込み			
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
居宅介護	人/月	12	9	13	14	15	16
	時間/月	107	84	122	129	138	147
重度訪問介護	人/月	0	0	0	0	0	0
	時間/月	0	0	0	0	0	0
同行援護	人/月	3	3	2	3	3	3
	時間/月	25	21	21	25	25	25
行動援護	人/月	5	5	7	8	9	10
	時間/月	133	173	244	259	291	324
重度障害者等 包括支援	人/月	0	0	0	0	0	0
	時間/月	0	0	0	0	0	0

【単位】人/月・・・1か月間のサービス利用総人数
時間/月・・・1か月間のサービス利用総時間

■見込み量の確保策

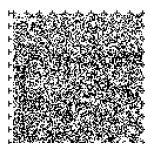
訪問系サービスについては、過去の実績を踏まえて量を見込んでいます。

障害のある人の自己決定権を尊重し、利用者本位のサービス提供を推進する観点から、多様な事業者の参入を促進するとともに、今後のニーズに対応し新たな事業者の確保を進めるため、参入意向を把握していきます。



②日中活動系サービス

区 分	内 容
生活介護	常時介護を要する障害のある人を対象とした、主として日中に障害者支援施設等で行われる入浴、排せつ、食事の介護や創作的活動又は生産活動の機会の提供等を行うサービス。
自立訓練 (機能訓練・生活訓練)	自立した日常生活や社会生活ができるよう、身体機能や生活能力向上のために有期の訓練等を行うサービス。
就労選択支援	障害のある人本人が就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択を支援するサービス。
就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、就労に必要な知識や能力向上のため、有期の訓練等を行うサービス。
就労継続支援 A 型	通常の事業所への雇用が困難な障害のある人に、雇用契約の締結等による就労機会の提供及び就労に必要な知識・能力の向上のための訓練等を行うサービス。
就労継続支援 B 型	通常の事業所への雇用が困難な障害のある人に、就労機会の提供及び就労に必要な知識・能力の向上のための訓練等を行うサービス。
就労定着支援	一般就労へ移行したのちの3年間、就労に伴う環境変化で生じる生活面の課題解決に対応するため、企業・関係機関との連絡調整等を行いながら就労定着に向けた相談支援等を行うサービス。
療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、主に日中、医療機関等で機能訓練、療養上の管理、看護や日常生活上の援助等を行うサービス。
短期入所 (ショートステイ)	介護者の病気や家族の休養等のため、障害者が施設等に短期間入所し、入浴、排せつ、食事の介護等を行うサービス。



■実績と見込み量

区分	単位	実績		見込み			
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
生活介護	人/月	24	23	24	24	24	24
	人日/月	452	434	466	457	457	457
自立訓練（機能訓練）	人/月	0	0	0	1	1	1
	人日/月	0	0	0	1	1	1
自立訓練（生活訓練）	人/月	2	1	2	2	2	2
	人日/月	37	22	31	36	36	36
就労選択支援	人/月	-	-	-	1	1	1
就労移行支援	人/月	2	2	1	2	2	2
	人日/月	23	20	10	21	21	21
就労継続支援A型	人/月	7	7	7	7	7	7
	人日/月	145	149	142	145	145	145
就労継続支援B型	人/月	19	23	24	27	30	33
	人日/月	321	390	409	458	509	560
就労定着支援	人/月	0	1	1	2	3	4
療養介護	人/月	2	2	2	2	2	2
短期入所	人/月	11	13	17	20	23	26
	人日/月	52	54	82	92	105	119

【単位】人/月・・・1か月間のサービス利用総人数

人日/月・・・1か月間のサービス利用総人数での利用総時間

■見込み量の確保策

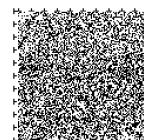
生活介護については、町内にサービス提供事業者があり、今後も障害のある人の日中活動の場として、必要なサービスの利用に対応できるよう努めます。

自立訓練（機能訓練・生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援A型、療養介護、短期入所については、広域的なサービス提供事業者の情報を収集し、必要なサービスの利用に対応できるようにするとともに、多様な事業者の参入を参画します。

また、就労系サービス（就労移行支援、就労継続支援A型・B型、就労定着支援）については、磯城郡地域自立支援協議会をはじめ、ハローワーク、サービス提供事業者、企業、学校等の関係機関とのネットワークを強化するとともに、障害のある人の就労支援と工賃の確保等も含めたサービス提供体制の整備を進めます。また、就労移行した人については、安定した就労を継続していけるよう引き続き支援を行います。

療養介護は長期入院による医療的ケアが必要な重度の障害者であり、主として大規模な医療機関が実施主体であり既存施設の利用が中心となるため、事業を実施する医療機関との連携により、適切なサービスの提供に努めます。

令和6（2024）年度から新たに創設される「就労選択支援」については、近年の特別支援学校の卒業生や就労系サービスの新規利用者数等を考慮して必要量を見込んでいます。



③居住系サービス

区 分	内 容
自立生活援助	障害者支援施設やグループホーム等から一人暮らしへの移行を希望する知的障害者や精神障害者等について、本人の意思を尊重した地域生活を支援するため、一定の期間にわたり、定期的な巡回訪問や随時の対応により、障害者の理解力、生活力等を補う観点から、適時のタイミングで適切な支援を行うサービス。
共同生活援助 (グループホーム)	夜間や休日に共同生活を行う住居で、相談、入浴、排せつ、食事の介助やその他の日常生活上の援助を行うサービス。
施設入所支援	主として夜間、施設に入所する障害者(児)に対し、入浴、排せつ、食事の介護等の支援を行うサービス。

■実績と見込み量

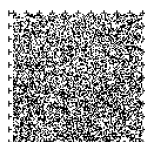
区分	単位	実績		見込み			
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
自立生活援助	人/月	0	0	0	1	1	1
共同生活援助 (グループホーム)	人/月	6	7	7	8	9	10
施設入所支援	人/月	6	6	6	6	6	6

【単位】人/月・・・1か月間のサービス利用総人数

■見込み量の確保策

自立生活援助については近年の利用実績がないままですが、アンケート結果より知的障害者ややニーズがみられることから、共同生活援助(グループホーム)とともに、広域的な連携を図りながら地域での生活の場の確保に努めます。

障害のある人の住まいに関する問題の対応について、磯城郡地域自立支援協議会をはじめとする関係機関との連携のもとで検討を進めます。



④相談支援

区 分	内 容
計画相談支援	障害のある人の課題の解決や適切なサービス利用のため、支給決定の参考とするサービス利用計画案の作成を行います。また一定期間ごとに計画内容の見直しも行います。
地域移行支援	福祉施設の入所者や入院中の精神障害のある人に対して、地域生活への移行準備や外出支援、住居の確保や関係機関との調整等を行い、退所・退院に向けた支援を行うサービス。
地域密着支援	居宅で一人暮らしをしている障害のある人に対し、常時の連絡体制を確保するとともに、障害の特性に起因して生じた緊急の事態等における相談やその他必要な支援を行うサービス。

■実績と見込み量

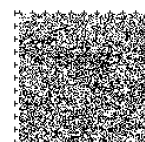
区分	単位	実績		見込み			
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画相談支援	人/月	12	12	12	12	12	12
地域移行支援	人/月	0	0	1	2	3	4
地域密着支援	人/月	0	0	1	2	3	4

【単位】人/月・・・1か月間のサービス利用総人数

■見込み量の確保策

指定特定相談支援事業所、障害児相談支援事業所の指定を行い、適切なサービスが利用計画等の作成について体制を整備します。

地域移行支援、地域密着支援については近年の実績がなく、地域生活への移行が進んでいない状況ですが、引き続き福祉施設の入所者及び入院中の精神障害者や単身の障害のある人等が、地域生活へ移行し、維持・継続していくための支援体制を整備します。



⑤発達障害者等に対する支援

(1)ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の実施者数

■実績と見込み量

区分	単位	実績		見込み			
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実施者数	人/年	8	0	0	5	5	5

【単位】人/年・・・1年間のサービス利用総人数

■見込み量の確保策

ペアレントトレーニングとは、発達障害児の子どもをもつ保護者や養育者の方を対象に、子どもへの関わり方や心理的ストレスの改善等をめざす家族支援のアプローチのひとつです。また、ペアレントプログラムとは、子どもや自分自身の行動を把握することで見えてくる保護者の認知的な枠組みを修正していくためのプログラムで、発達障害児に限らず、子育て支援全般に幅広く活用することができます。

ペアレントトレーニング等の支援プログラムについては、本町の実情を鑑み、磯城郡をはじめとする県内近隣自治体や奈良県と連携を図りながら体制整備に努めます。

(2)ペアレントメンターの利用者数

■実績と見込み量

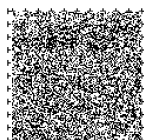
区分	単位	実績		見込み			
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
ペアレントメンターの利用者数	人/年	0	0	0	1	1	1

【単位】人/年・・・1年間のサービス利用総人数

■見込み量の確保策

ペアレントメンターとは、発達障害の子どもを育てた保護者が、同じ立場にある保護者等に対し、これまでの育児経験を生かした助言や情報提供を行う支援施策です。

ペアレントメンターの養成については、本町の実情を鑑み、磯城郡をはじめとする県内近隣自治体や奈良県と連携を図りながら体制整備に努めます。



(3)ピアサポートの活動への参加人数

■実績と見込み量

区分	単位	実績		見込み			
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
参加人数	人/年	0	0	0	1	1	1

【単位】人/年・・・1年間のサービス利用総人数

■見込み量の確保策

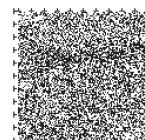
ピアサポートとは、「仲間同士の支え合い」を意味し、専門家によるサポートとは違い、仲間同士が互いをサポートする仲間力に基づいて行われます。本町ではここ数年利用実績はありませんが、アンケート結果では発達障害者で相談対応等の充実を望む意見が多くなっていたことから、身近な支え合い活動であるピアサポート活動の今後の利用を見込んでいます。

インクルーシブ社会って？



Inclusiveとは英語で「包摂的な、全てを含んだ」という意味の言葉で、その意味から国籍、年齢、性別、障害の有無等のあらゆる多様性を尊重し、認め合う社会をインクルーシブ社会と呼びます。

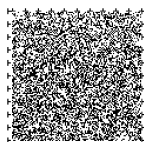
この考えに基づき、障害のある子どもが別の場で支援や教育を受けるのではなく、身近な地域の中で共に学び、遊び、育っていけるよう、川西町では保育所等訪問支援の実施や、統合教育の推進等に取り組んでいます。



⑥精神障害に対する支援体制

地域包括ケアの理念を広げて、精神障害のある人も住み慣れた地域で暮らし続けられる支援体制を構築する必要があることから、次に関する見込みを設定することにより、高次脳機能障害やアルコール、薬物及びギャンブル等をはじめとする依存症対策を含む、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築をめざします。

区 分		内 容
保健・医療・福祉関係者による連携体制の強化	協議の場の開催回数	保健・医療・福祉関係者による協議の場を通じて、重層的な連携による支援体制を構築するために必要となる、協議の場の一年間の開催回数の見込みを設定します。
	協議の場への関係者の参加者数	保健・医療・福祉関係者による協議の場を通じて、重層的な連携による支援体制を構築するために必要となる、保健、医療、福祉、介護、当事者及び家族等の関係者ごと（医療にあつては、精神科及び精神科以外の医療機関別）の参加者数の見込みを設定します。
	協議の場における目標設定及び評価の実施回数	保健・医療・福祉関係者による協議の場を通じて、重層的な連携による支援体制を構築するために必要となる、協議の場における目標設定及び評価の実施回数の見込みを設定します。
精神障害者の地域移行支援		現在利用している精神障害者の数、精神障害者のニーズ、入院中の精神障害者のうち地域移行支援の利用が見込まれる者の数等を勘案して、利用者数の見込みを設定します。
精神障害者の地域定着支援		現在利用している精神障害者の数、精神障害者のニーズ、入院中の精神障害者のうち地域生活への移行後に地域定着支援の利用が見込まれる者の数等を勘案して、利用者数の見込みを設定します。
精神障害者の共同生活援助		現在利用している精神障害者の数、精神障害者のニーズ、入院中の精神障害者のうち地域生活への移行後に共同生活援助の利用が見込まれる者の数等を勘案して、利用者数の見込みを設定します。
精神障害者の自立生活援助		現在利用している精神障害者の数、精神障害者のニーズ、入院中の精神障害者のうち地域生活への移行後に自立生活援助の利用が見込まれる者の数等を勘案して、利用者数の見込みを設定します。



(1)保健・医療・福祉関係者による連携体制の強化

●協議の場の開催回数

■実績と見込み量

区分	単位	実績		見込み			
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
協議の場の開催	回/年	12	12	12	12	12	12

■見込み量の確保策

保健・医療・福祉関係者による協議の場については、計画期間中も引き続き年12回開催を見込んでいます。

●協議の場への関係者の参加者数

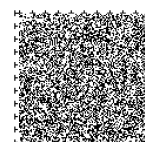
■実績と見込み量

区分	単位	実績		見込み			
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
保健関係者	人/年	1	2	2	3	4	5
医療機関	精神科	0	0	0	1	1	1
	精神科以外	0	0	0	1	1	1
福祉関係者	人/年	3	2	3	3	3	3
介護関係者	人/年	0	0	0	1	1	1
当事者及び家族等	人/年	0	0	0	1	1	1

【単位】人/年・・・1年間のサービス利用総人数

■見込み量の確保策

実情に応じた支援体制を構築するため、保健・医療・福祉関係者・介護関係者・当事者及び家族等による協議を開催し、重層的な連携に努めていくことが重要です。現在まで医療関係者、介護関係者、当事者及び家族等の参加実績がないことから、今後参加に向けて取組を推進します。



●協議の場における目標設定及び評価の実施回数

■実績と見込み量

区分	単位	実績		見込み			
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
目標設定及び評価の実施回数	回/年	1	1	1	1	1	1

■見込み量の確保策

保健・医療・福祉関係者・介護関係者・当事者及び家族等による協議の場において様々な検討を進める中で、精神障害のある人も住み慣れた地域で暮らし続けられる支援体制を構築するための目標設定と評価を行っていきます。

(2)精神障害者の地域移行支援、地域密着支援、共同生活援助、自立生活援助

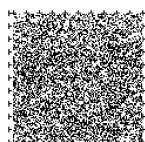
■実績と見込み量

区分	単位	実績		見込み			
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
精神障害者の地域移行支援（利用者数）	人/年	0	0	0	1	1	1
精神障害者の地域定着支援（利用者数）	人/年	0	0	0	1	1	1
精神障害者の共同生活援助（利用者数）	人/年	1	0	0	1	1	1
精神障害者の自立生活援助（利用者数）	人/年	0	0	0	1	1	1
精神障害者の自立訓練（生活訓練）（利用者数）	人/年	-	-	-	1	1	1

【単位】人/年・・・1年間のサービス利用総人数

■見込み量の確保策

精神障害のある人は、精神障害者保健福祉手帳所持者の推移と同じく、年々増加がみられます。精神障害者の地域移行支援・地域定着支援・共同生活援助・自立生活援助・自立訓練（生活訓練）について、精神障害のある人にも対応した支援体制の強化に努めます。



⑦相談支援体制の充実・強化のための取り組み

区 分	内 容
総合的・専門的な相談支援	障害の種別や各種のニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援の実施の見込みを設定します。
地域の相談支援体制の強化	地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数の見込み、地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数の見込み、地域の相談機関との連携強化の取り組みの実施回数を見込みをそれぞれ設定します。

(1)総合的・専門的な相談支援

■実績と見込み量

区分	単位	実績		見込み			
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
総合的・専門的な相談支援	回/年	0	3	3	5	7	9

■見込み量の確保策

相談支援については、アンケート結果からも一定の利用意向がみられるため、障害の種別や障害ごとのニーズに対応できる相談支援体制の充実に努めます。

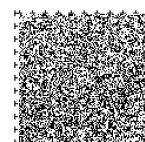
(2)地域の相談支援体制の強化

■実績と見込み量

区分	単位	実績		見込み			
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
地域相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言	件/年	0	1	1	2	3	4
地域の相談支援事業者の人材育成の支援	件/年	0	0	0	1	1	1
地域の相談機関との連携強化の取組の実施	回/年	0	0	0	1	1	1

■見込み量の確保策

事業所に対する訪問等による指導・助言や相談支援専門員等の人材育成、行政と地域の相談機関との連携を図る取組の実施等により、地域における相談支援体制を強化することに努めます。



⑧障害福祉サービスの質を向上させるための取り組み

障害福祉サービスの質の向上のため、次に関する見込みを設定することにより、関係職員の資質向上と事業所や関係自治体等との連携強化をめざします。

区 分	内 容
障害福祉サービス等に係る各種研修の活用	県が実施する障害福祉サービス等に係る研修その他の研修への職員の参加人数の見込みを設定します。
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有	障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制の有無及びその実施回数を見込みを設定します。

(1)障害福祉サービス等に係る各種研修の活用

■実績と見込み量

区分	単位	実績		見込み			
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
県が実施する障害福祉サービス等に係る研修その他の研修への職員の参加人数	人/年	2	2	2	2	2	2

【単位】人/年・・・1年間のサービス利用総人数

■見込み量の確保策

引き続き、県が実施する障害福祉サービス等に係る研修等に職員が参加することにより、関係職員の資質向上に努めることで障害福祉サービスの質の向上につなげます。

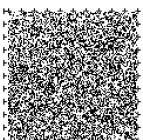
(2)障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有

■実績と見込み量

区分	単位	実績		見込み			
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制	有無	無	無	無	有	有	有
事業所や関係自治体等と共有の実施回数	回/年	0	0	0	1	1	1

■見込み量の確保策

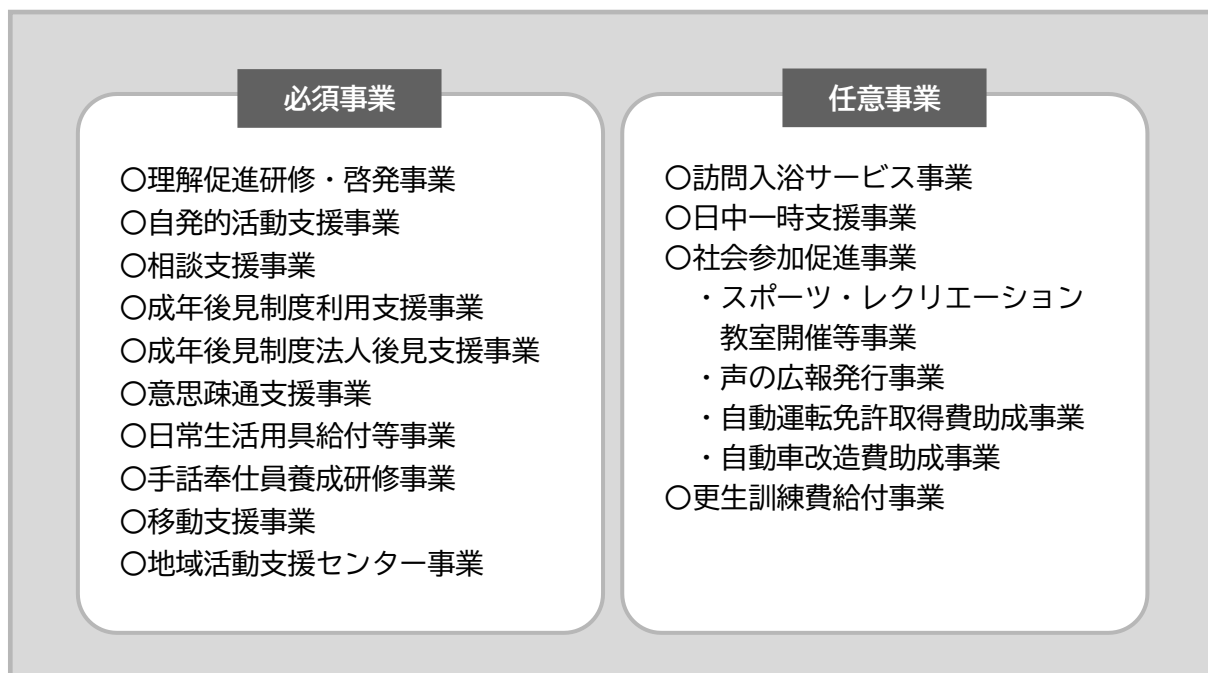
現在、障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有体制はありませんが、令和6（2024）年度中に体制を構築することを目指します。



⑨地域生活支援事業

地域生活支援事業は、障害のある人が自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう自治体の実施主体となり、地域の特性や利用者の状況に応じて柔軟な形態で実施する事業です。地域生活支援事業には「必須事業」と「任意事業」がありますが、本町では次のサービスを展開しており、各事業の見込み量を設定することとします。

■川西町が実施する地域生活支援事業



【単位について】

件/年・・・1年間のサービス利用総件数

人/年・・・1年間のサービス利用総人数

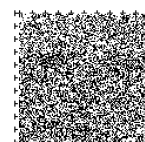
(94頁のみ1年度における配置人数)

人/月・・・1か月間のサービス利用総人数

日/月・・・1か月間のサービス利用総日数

時間/月・・・1か月間のサービス利用総時間

人日/月・・・1か月間のサービス利用総人数での利用総時間



【必須事業】

(1)理解促進研修・啓発事業

障害のある人が日常生活や社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」を除去するため、障害のある人への理解を深めるための研修・啓発を通じて地域住民への働きかけを強化することにより、共生社会の実現を図ることを目的としています。

■実績と見込み量

区分	単位	実績		見込み			
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
理解促進研修・啓発事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有

■見込み量の確保策

アンケート結果において障害や障害のある人に対する理解促進のニーズが高い結果となっていたため、引き続き、障害のある人に対する理解を深めるための研修会やイベントの開催、啓発活動等を行い、「社会的障壁」の除去に努めます。

(2)自発的活動支援事業

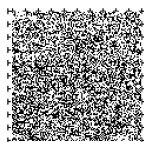
障害のある人が自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、障害のある人、その家族、地域住民等による地域における自発的な取り組みを支援することにより、共生社会の実現を図ることを目的としています。

■実績と見込み量

区分	単位	実績		見込み			
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
自発的活動支援事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有

■見込み量の確保策

引き続き、障害のある人が自発的に行う活動を支援します。



(3)相談支援事業

障害のある人やその家族等からの相談に応じ、必要な情報の提供や権利擁護のために必要な援助を行うことにより、障害のある人が自立した日常生活または社会生活を営むことができるようにすることを目的としています。

■実績と見込み量

区分	単位	実績		見込み			
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
障害者相談支援事業	か所	2	2	2	2	2	2
地域自立支援協議会	実施の有無	有	有	有	有	有	有

■見込み量の確保策

障害者相談支援事業については、2か所の事業者に委託して実施しており、今後ともこれらの事業者との連携を図りながら、障害のある人に必要な相談支援体制の充実を図ります。

地域自立支援協議会については、平成23（2011）年度から磯城郡3町合同で設立されており、引き続き相談支援機能の更なる充実を進めます。

(4)成年後見制度利用支援事業

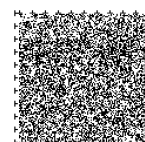
知的障害や精神障害等により、判断能力が十分でない方が不利益を被らないように、成年後見制度の利用を支援することにより、障害のある人の権利擁護を図ることを目的とします。

■実績と見込み量

区分	単位	実績		見込み			
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
成年後見制度利用支援事業	件/年	0	1	1	2	3	4

■見込み量の確保策

判断能力に不安がある障害のある人が自立した生活を安心して送ることができるよう、制度の情報提供や周知を図り、適切な利用につなげます。



(5)成年後見制度法人後見支援事業

成年後見制度の業務を適正に行える法人を確保する体制を整備するとともに、法人後見の活動を支援することで、障害のある人の権利擁護を図ることを目的とします。

■実績と見込み量

区分	単位	実績		見込み			
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
成年後見制度法人後見支援事業	件/年	0	0	0	1	1	1

■見込み量の確保策

近年の利用実績がないものの、障害のある人の権利擁護を進める点で重要であるため、引き続き法人の後見活動を支援するための支援体制の構築等を行い、支援事業の確保を図っていきます。

(6)意思疎通支援事業

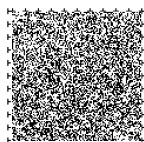
聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障害のため、意思疎通を図ることに支障がある障害のある人に、意思疎通を支援する手話通訳者、要約筆記者等の派遣等を行い、意思疎通の円滑化を図ることを目的とするサービスです。

■実績と見込み量

区分	単位	実績		見込み			
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
意思疎通支援事業	件/年	6	3	3	4	4	4

■見込み量の確保策

意思疎通事業については近年一定の利用が続いています。今後も、意思疎通支援者の技術及び知識の向上を目的とした研修の開催、手話奉仕員の養成講座の社会福祉協議会への委託、県等の開催する研修への参加等により、人材の養成・資質の向上と確保を図ることにより、意思疎通支援が必要な人への支援の充実を図ります。



(7)日常生活用具給付等事業

障害のある人について、自立生活支援用具等の日常生活用具を給付または貸与すること等により、日常生活の便宜を図ることを目的とするサービスです。

■実績と見込み量

区分	単位	実績		見込み			
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護・訓練支援用具	件/年	0	1	1	2	3	4
自立生活支援用具	件/年	1	0	1	1	1	1
在宅療養等支援用具	件/年	0	3	1	2	3	4
情報・意思疎通支援用具	件/年	0	2	1	2	3	4
排泄管理支援用具	件/年	324	309	330	333	336	339
居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	件/年	0	0	1	2	3	4

■見込み量の確保策

障害のある人が安定した日常生活を送ることができるよう、給付対象者のニーズに配慮しながら、障害の特性に応じた適切な日常生活用具の給付又は貸与に努めます。

(8)手話奉仕員養成研修事業

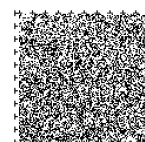
意思疎通を図ることに支障がある障害のある人の自立した日常生活又は社会生活を支援するため、手話での日常会話に必要な手話語彙及び手話表現技術を習得したものを養成することを目的とした事業です。

■実績と見込み量

区分	単位	実績		見込み			
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
手話奉仕員養成研修事業 (修了者)	人/年	0	0	3	5	7	9

■見込み量の確保策

この研修事業が2年と長期にわたることもあり、小規模自治体の本町では参加希望者が集まらないのが現状ですが、聴覚障害のある人との交流活動の促進、自治体の広報活動等の支援者として期待される手話奉仕員（日常会話程度の手話表現技術を取得した者）の養成研修について周知徹底を行い、必要とする方に適切な支援が届くように努めます。



(9)移動支援事業

屋外での移動が困難な障害のある人について、外出支援を行うことにより、地域における自立生活と社会参加を促すことを目的とするサービスです。

■実績と見込み量

区分	単位	実績		見込み			
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
移動支援事業	人/月	20	27	25	28	31	34
	時間/月	113	142	150	158	174	191

■見込み量の確保策

近年の移動支援事業の利用実績は概ね増加傾向にあり、今後も増加を見込んでいます。障害のある人の自己決定を尊重し、利用者本位のサービス提供を推進するためにも、移動支援を実施する多様なサービス提供事業者の確保を図ります。

(10)地域活動支援センター事業

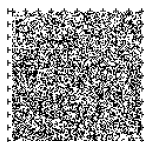
地域活動支援センターは、障害のある人の日中の居場所となる重要な役割を果たします。センターへ通所することで、家庭における介護の負担を軽減し、創作的活動、生産活動および相談等を通して自立と社会参加の促進を図ります。

■実績と見込み量

区分	単位	実績		見込み			
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
地域活動支援センター	か所	0	0	1	2	3	4
	人/月	0	0	1	2	3	4

■見込み量の確保策

近年、地域活動支援センターの利用実績がない状況ですが、障害のある人の社会との交流を促進するために、引き続き地域活動支援センターにおいて創作活動や交流、日中の活動の場を提供します。



【任意事業】

(1)日常生活支援

●訪問入浴サービス事業

訪問入浴サービス事業は、地域における身体障害のある人の生活を支援するため、訪問により居宅において入浴サービスを提供し、身体障害のある人の身体の清潔の保持や心身機能の維持を図ることを目的とするサービスです。

■実績と見込み量

区分	単位	実績		見込み			
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
訪問入浴サービス事業	か所	0	1	1	2	3	4
	人/月	0	1	1	2	3	4

■見込み量の確保策

前計画より新たに制度構築した事業であり、一定の利用実績がある状況です。今後もニーズに応じたサービスを提供できるよう、サービス事業所と連携し、必要な人へのサービス提供体制の維持に努めます。

●更生訓練費給付事業

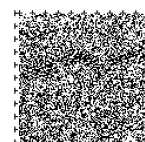
更生訓練費給付事業は、就労移行支援事業や自立訓練事業を利用している人等に更生訓練費を支給し、社会復帰の促進を図るものです。

■実績と見込み量

区分	単位	実績		見込み			
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
更生訓練費給付事業	件/年	0	0	1	2	3	4

■見込み量の確保策

近年の利用実績は少ない状況ですが、引き続き本事業を通じて障害のある人の社会復帰促進を図ります。



●日中一時支援事業

障害のある人の日中における活動の場を確保するとともに、その家族の就労支援や日常的に介護している家族の一時的な休息を目的とするサービスです。

■実績と見込み量

区分	単位	実績		見込み			
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
日中一時支援事業	日/月	5	7	7	5	5	5
	人/月	3	2	2	2	2	2

■見込み量の確保策

障害のある児童の家族等からのニーズに対応して利用できるよう、必要量の確保に努めます。

(2)その他の任意事業

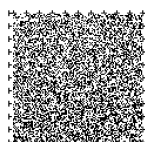
社会参加促進事業は、スポーツ・レクリエーション教室等開催事業、声の広報発行事業、自動運転免許取得・改造助成事業の実施により、障害のある人の社会参加を促進していくものです。

■実績と見込み量

区分	単位	実績		見込み				
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
社会参加促進事業	スポーツ・レクリエーション教室開催等事業	人/年	中止	中止	0	25	25	25
	声の広報発行事業	人/年	0	0	1	2	3	4
	自動車運転免許取得費助成事業	人/年	0	0	1	2	3	4
	自動車改造費助成事業	人/年	1	0	1	1	1	1

■見込み量の確保策

新型コロナウイルス感染症拡大の影響もあり、スポーツ・レクリエーション教室開催等事業については近年中止となっていました。徐々に活動が再開されていることも踏まえ、本計画の見込みは前計画で定めた見込量で設定しています。その他の事業も近年の利用実績が少ない状況ですが、障害のある人の社会参加に必要な事業のため、引き続きサービス提供体制の維持に努めます。



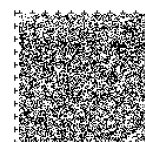
4. 障害児支援の見込みと確保策

障害児支援を行うには、障害児本人の最善の利益を考慮しながら、障害児の健やかな育成を支援することが必要です。関係機関が連携を図り、障害児のライフステージに応じて、保健・医療・障害福祉・保育・教育・就労支援等に関する切れ目のない支援を提供する体制の構築を図る必要があるとともに、障害児が障害児支援を利用することで、障害の有無にかかわらず、全ての児童が共に成長できるよう、地域社会への参加や包容（インクルージョン）を推進します。

本町では、障害の疑いのある段階から身近な地域で支援できるように、障害児とその家族に対し、障害児通所支援及び障害児相談支援を実施しています。障害児入所支援については県を実施主体としますが、県との適切な連携や支援等により、本町における障害児支援の地域支援体制を推進するとともに、本町の障害児福祉施策の一層の充実のために、次のサービスの見込み量を設定します。

①障害児通所支援、障害児相談支援等

区 分	内 容
児童発達支援	未就学児に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等の支援を行うサービス。
放課後等デイサービス	主に小・中・高・特別支援学校に就学する障害児に、放課後や学校の休校日に、生活能力向上のための訓練や社会との交流促進等の支援を行うサービス。
保育所等訪問支援	保育所等に通う障害児に、障害児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援等を行うサービス。
居宅訪問型児童発達支援	重度障害の状態等で外出が著しく困難な障害児に、自宅を訪問し、日常生活動作の指導、知識技能の付与、訓練等を行うサービス。
障害児相談支援	障害児の福祉に関する問題や介護者からの相談に応じて、必要な情報の提供や助言等を行うサービス。
医療的ケア等を必要とする障害児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置	地域における医療的ケア児のニーズ等を勘案して、必要となるコーディネーターの配置人数の見込みを設定します。



■実績と見込み量

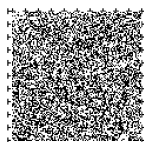
区分	単位	実績		見込み			
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
児童発達支援	人/月	15	18	16	17	18	19
	人日/月	96	135	139	128	136	143
放課後等デイサービス	人/月	34	38	39	42	45	48
	人日/月	283	279	299	326	349	372
保育所等訪問支援	人/月	0	2	1	2	3	4
	人日/月	0	2	2	3	4	5
居宅訪問型児童発達支援	人/月	0	0	0	1	1	1
	人日/月	0	0	0	1	1	1
障害児相談支援	人/月	7	7	8	9	10	11
医療的ケア等を必要とする障害児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置	人/年	0	0	0	1	1	1

■見込み量の確保策

児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援、障害児相談支援については増加傾向にあるため、事業所等と連携して、ニーズの高まりに応じた施設整備や受け入れ体制の構築を行っていきます。

居宅訪問型児童発達支援は、現在のところ利用はありませんが、引き続き、支援体制について整備を行います。

医療的ケア等を必要とする障害児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置については、これまで対象事例がない本町の実情に沿った支援の在り方を踏まえ、近隣自治体や関係機関、県内の事業所等と連携を取りながら体制の構築を進めます。



②子ども・子育て支援

本町では、質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供と保育の量の確保、教育・保育の質の向上による子ども・子育て支援の充実をめざして「子ども・子育て支援事業計画」（令和2年度～令和6年度）を策定しています。

障害児福祉計画の作成に係る基本的事項としては、保育所・幼稚園・認定こども園、放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）等における、障害児の利用ニーズの把握及びその提供体制の整備が求められているため、その見込み量を次のように設定します。

(1)保育所・幼稚園・認定こども園における障害児の受け入れ

■実績と見込み量

区分	単位	実績		見込み			
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
保育所・幼稚園・認定こども園	人/月	10	7	10	9	9	9

■見込み量の確保策

保育所・幼稚園・認定こども園の通所・通園の対象となる児童は、集団保育が可能かつ日々通所できる児童としていますが、対象となる児童の受け入れ体制の充実に努めます。

(2)放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）における障害児の受け入れ

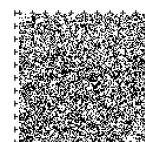
■実績と見込み量

区分	単位	実績		見込み			
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
放課後児童クラブ	人/月	13	15	15	16	17	18

実績は各年度4月1日現在

■見込み量の確保策

放課後児童クラブの入会の対象となる児童は、集団活動が可能な児童としていますが、対象となる児童の受け入れ体制の充実に努めます。



第6章 計画の推進のために

1. 計画の推進

(1)地域での支援体制の推進

本計画の推進にあたっては、障害のある人についての理解や社会的関心を高めていくとともに、障害のある人が社会で活動でき、障害という個性が生かされる環境づくりが必要です。

そのために、地域社会、学校、団体、企業、行政等がそれぞれの役割を果たしながらお互いに連携・協力し、一体となって取り組み、計画の推進を図る必要があります。

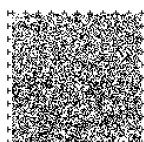
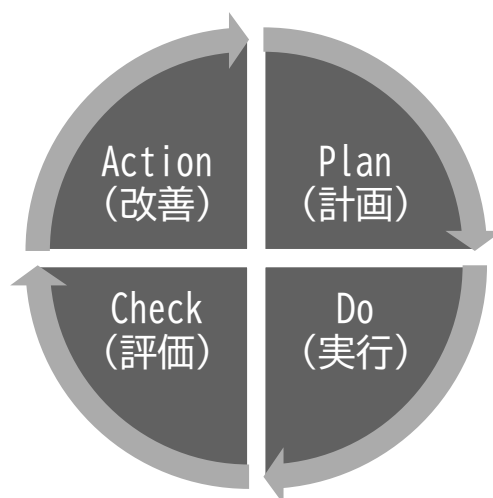
(2)全庁的な推進体制の整備

本計画の実現に向けて、障害のある人やその家族等へのきめ細かなサービスを総合的・一体的に提供できるよう、庁内の福祉・保健・医療・教育・労働・まちづくり等に関する関係課等との連携を一層強化して施策を推進します。

2. 計画の評価

障害者基本計画及び障害福祉計画を着実に推進し、効果の高いものとするためには、計画を立て（Plan）、実行し（Do）、進捗状況及び成果を点検・評価したうえで（Check）、取り組みの改善・見直しを行う（Action）、PDCA サイクルを構築することが大切です。

本計画の進捗状況及び成果に関する点検・評価については策定委員会等にて行うとともに、国の制度変更や計画期間の終了に伴う改定の際には、策定委員会において評価結果を報告し、意見を求めながら課題に対する必要な対応を図ることとします。



参考資料

1. 川西町障害者計画等策定委員会設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、障害者基本法（昭和45年法律第84号）第11条第3項の規定に基づく川西町障害者計画及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第88条の規定に基づく川西町障害福祉計画（以下「障害者計画等」という。）を策定するため、川西町附属機関設置条例（昭和41年条例第11号）第2条の規定により設置された川西町障害者計画等策定委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 障害者計画等の策定に関すること。
- (2) その他障害者計画等に必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員15名以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱又は任命する。

- (1) 議会関係者
- (2) 学識経験者
- (3) 関係団体の代表者
- (4) その他町長が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、町長が委員を委嘱又は任命した日から計画の策定が完了するまでの期間とする。

ただし、役職により委嘱されている委員がその役職を退いたときは、委員を辞職したものとみなす。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第5条 委員会に会長を置き、副町長をもって充てる。

2 会長は、会務を掌握する。

3 会長に事故あるときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、会長が必要に応じて招集し、会長は会議の議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

4 会長は、必要に応じて関係者の出席を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、福祉こども課において行う。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

1 この要綱は、平成23年9月1日から施行する。

2 川西町障害福祉計画策定委員会設置要綱（平成20年12月1日）は、廃止する。

附 則

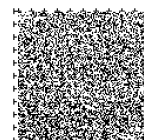
この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年8月1日から施行する。



2. 川西町障害者計画等策定委員会 委員名簿

(敬称略・順不同)

役職等	委員氏名
川西町議会厚生文教委員長	伊藤 彰夫
奈良県中和保健所	北村 達也
川西町医師代表	池田 富一
川西町自治連合会会長	安井 知子
川西町民生児童委員協議会会長	吉村 雅夫
川西町知的障害者の会（コスモスの会）代表	山岡 富美子
川西町LD研究会代表	松村 定則
川西町ボランティア連絡協議会代表	松波 芳子
東和圏域マネージャー	廣田 英行
磯城郡地域自立支援協議会会長	坂本 憲哲
川西町社会福祉協議会事務局長	川北 啓司
社会福祉法人萌	高橋 健太
二階堂養護学校 進路指導部	吉野 直治
川西町教育長	橋本 宗和
川西町副町長	森田 政美

